

ヘカラス(中略)凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ、露國ハ既ニ帝國ノ提議ヲ容レス、韓國ノ安全ハ方ニ危急ニ瀕シ帝國ノ國利ハ將ニ侵迫セラレムトス、事既ニ茲ニ至ル、帝國カ平和ノ交渉ニ依リ、求メムトシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ、朕ハ有衆ノ忠實勇武ナルニ倚頼ス、速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期セヨ(明治三十七年二月十日)

日韓併合ノ詔

朕東洋ノ平和ヲ永遠ニ維持シ帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スルノ必要ナルヲ念ヒ又常ニ韓國カ禍亂ノ淵源タルニ鑑ミ曩ニ朕ノ政府ヲシテ韓國政府ト協定セシメ韓國ヲ帝國ノ保護ノ下ニ置キ以テ禍源ヲ杜絶シ平和ヲ確保セムコトヲ期セリ

爾來年ヲ經ルコト四年有餘其ノ間朕ノ政府ハ銳意韓國施政ノ改善ニ努メ其ノ成績亦見ルヘキモノアリト雖韓國ノ現政ハ尙ホ未タ治安ノ保持ヲ完フルニ足ラス疑懼ノ念每ニ國內ニ充溢シ民其ノ堵ニ安ンセス公共ノ安寧ヲ維持シ民衆ノ福利ヲ増進セム力爲ニハ革新ヲ現制ニ加フルノ避クヘカラサルコト瞭然タルニ至レリ朕ハ韓國皇帝陛下ト與ニ此ノ事態ニ鑑ミ韓國ヲ舉ケテ日本帝國ニ併合シ以テ時勢ノ要求ニ應スルノ已ムヲ得サルモノアルヲ念ヒ茲ニ永久ニ韓國ヲ帝國ニ併合スルコトトナセリ(中略)而シテ東洋ノ平和ハ之ニ依リテ愈々其ノ基礎ヲ鞏固ニスヘキハ朕ノ信シテ疑ハサルトコロナリ(下略)(明治四十三年八月二十九日)

日獨宣戰ノ詔

(上略)朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス(中略)朕ハ深ク現時歐州戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ其ノ租借地タル膠州灣ニ於テモ亦日夜戰備ヲ修メ其ノ艦艇荐ニ東亞ノ海洋ニ出沒シテ帝國及與國ノ通商貿易爲ニ威壓ヲ受ケ極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下ノ政府トハ(中略)同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルガ爲ニ必要ナル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尙努メテ平和ノ手段ヲ悉サムコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ

誠意ヲ以テ獨逸帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期
日ニ及フモ朕ノ政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス
朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恒ニ平和ニ眷々
タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之
ヲ憾トス(下略)(大正三年八月二十三日)

と、言々句々、常に萬國の平和を念とし給ふ。更に明治大帝の御製を拜しては、夙夜
眷々たる平和の大御心の溢れたるを窺ひ奉りて、感涙禁じ得ず。

御製

四方の海皆同胞と思ふ世になとなみかせの立ちさわくらむ

御製

大八島みいつくしみの廣き世はなみのちさともとなりなりけり

御製

國の爲仇なす仇は碎くともいつくしむへきことなわすれそ

更に、また、大日本帝國の名に至りては、皇國の世界萬邦に覇たるの天職と高潔雄大
なる大和民族の天性とを表はし得て妙へなり。げに我が神州は、旭日の豊榮か昇る東
海に蜿蜒として龍居す。あゝ、崇嚴の雄姿、高雅の民性、思へば神の肇造したまへる皇國
とは云ひながら、自然の天寵の如何に深きか。幸に此の國土に生を享けたる我等大日
本帝國臣民は、深く此の天寵に感謝する所ありて、益々天長地久の皇運を扶翼せでや
あるべき。

瓊瓈杵尊ノ詔

此ノ地ハ朝日ノ直刺國^{タ、サス}夕日ノ照ル國ナリ、故ニイト吉キ地ナリ

二條天皇御製

空晴れし豊のみそきに思ひ知れなほ日の本のくもりなしとは

御製

岩戸あけし神代覺えて山の端を出つるあさひのかけそまはゆき
彼の神風に翻へる我が日章旗、如何に其の堂々雄大なる向ふところ國光維れ輝き、
翻へる所皇威惟れ振ふ。内に在りては日出國^{ヒヅル}守護の靈旗たり。出でては萬國平和の高
標たり。

四四 日の御旗

日の御旗は我が大日本帝國の國旗なり。各國亦各其の國旗を有す。而して國名は自ら其の國性又は國民性の一端を表はすが如く、國旗も亦各其の國に依り重大なる意義を有するものなり。

我が國は大日本帝國と稱し、朝暉の堂々として豊榮か昇る東太洋に萬古の國根を張り、國名自ら六合の霸たるを表はす。而して其の朝陽の雄大にして壯嚴、高潔にして威榮あるを體現す。あゝ大日本國の國名既に然り、而して日章旗を以て其の國旗と爲す、蓋し名實を同じくする、洵に妙へなりと謂ふべけれ。

夫れ我が日章旗は、白地に赤色を以て日輪を畫かれたり。惟ふに、其の赤色は赤誠丹心を表す。而して其の燃ゆるが如き赤誠丹心の赤色を包むに、清淨潔白にして冷淨平和なる白色を以てす。實にうるはしき配合の色彩にこそ。

御 製

さし昇る朝日のことく爽かにもたまほしきはこころなりけり

御 製

あさつく日豊榮登る山松のこすゑをしめてたつそなくなる

我か日章旗は、朝暉の東に出で、其の赫々たる靈光を西に及ばすが如く、進取雄飛の威標たり。即ち建國以來未だ嘗て外侮を受けたることなく、今や、皇運隆々、國勢は全東亞並に南洋に張る。而かも熱誠進取の威武を包むに廣き平和の白色を以てす。是實に萬國平和の宗元なり。御製並に御詔を拜するに、

御 製

四方の海皆同胞と思ふ世になとなみかせのたちさわくらむ
大八島みいつくしみの廣き世は波のちさともとなりなりけり

御 製

國のため仇なすあたは碎くともいつくしむへきことなわすれそ

日清宣戰之詔

(上略) 朝鮮ハ帝國カ其ノ始ニ啓誘シテ列國ノ伍伴ニ就カシメタル獨立ノ一國タリ(中略) 更ニ朝鮮ヲシテ禍亂ヲ永遠ニ免レ治安ヲ將來ニ保タシメテ東洋全局ノ平和ヲ維持セムト欲シ(中略) 朕平和ト相終始シテ以テ帝國

ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ラナリト雖亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サル
ナリ(下略)(明治二十七年八月一日)

日露宣戰之詔

(上略)惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシ以テ東洋ノ治安ヲ永
遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セスシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保
障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ違ハ
サラムコトヲ期ス(中略)切ニ妥協ニ由リテ時局ヲ解決シ以テ平和ヲ恒久
ニ維持セムコトヲ期シ有司ヲシチ露國ニ提議シ半歲ノ久しきニ瓦リテ
屢次折衝ヲ重ネシメタルモ露國ハ一モ交讓ノ精神ヲ以テ之ヲ迎ヘス(中
略)帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メントシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓
ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ有衆ノ忠實勇武ナルニ倚頼ス速ニ平和ヲ永
遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期セヨ(明治三十七年二月
十日)

日獨宣戰之詔

(上略)朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東
洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ方リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ
同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ已ムナキニ至ラシメ(中略)極
東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ是ニ於テ朕ノ政府ト大不列顛國皇帝陛下
ノ政府トハ(中略)同盟協約ノ豫期セル全般ノ利益ヲ防護スルカ爲必要ナ
ル措置ヲ執ルニ一致シタリ朕ハ此ノ目的ヲ達セムトスルニ當リ尙努メ
テ平和ノ手段ヲ悉サンコトヲ欲シ先ツ朕ノ政府ヲシテ誠意ヲ以テ獨逸
帝國政府ニ勸告スル所アラシメタリ然レトモ所定ノ期日ニ及フモ朕ノ
政府ハ終ニ其ノ應諾ノ回牒ヲ得ルニ至ラス
朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々
タルヲ以テシテ而カモ意ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之
ヲ憾トス(下略)(大正三年八月二十三日)

と實に我が大和國は其の名の示すが如く大なる平和の國なり而して 天皇は萬
國平和の宗主に在します。

我が日章旗の日の丸は、また、日の神たる 皇祖天照大神の御尊影を象りたるもの
なり。されば、其の向ふ所には神明の加護あり、以て累次の征戰に大勝を博したり。

御 製

定めにし其の初より草原のくにのさかえはかみそもるらむ

更に又我が日章旗は、萬世一系天壤と共に窮りなき皇運を表證するものなり。蓋し日章旗のひるがへるさまは、恰も日陽の終始無缺赫々として涯なき天空に耀くが如し。

げに、目出度く尊きは、我が日の御旗にこそ。されば、我等青人草は此の幸譽萬邦に冠たる日章旗下に、須らく各々其の業をいそしみ、以て、皇謨を天長地久に扶翼し奉らむことを期せざるべからず。

御 製

ますらをに旗を授けて思ふ哉日の本の名をかかやかすへく

四五 軍 旗

日の御旗と同じく軍旗は、我が大日本帝國の威標たり。軍旗は、皇室の御紋章たる菊花を竿頭に著けたる日章旗にして、其の日章は古の錦旗より採られたるものなり。

錦旗は、昔、天子の旗として用ひさせ給へる。皇室の至寶にして、天皇御親征のときは之を陣頭に掲げさせられ、若し臣下に征討のことを命じ給ふときは内裏より特に之を節刀と共に下し賜はりたり。而して此の錦旗を有する軍隊は、之を天兵と尙稱し、之に敵抗するものを朝敵と唱へ、未だ嘗て此の錦旗の逆賊の手に汚されたること無し。其の尊嚴なること蓋し容易に測り知るべきなり。

明治大帝、陸軍を常設し給ふや、乃ち明治三年軍旗を御制定あり、其の様式に錦旗の日章と菊花御紋章とを探り給ひたり。即ち錦旗は、皇室の重器として常に、皇室に藏めらるゝと、軍旗は軍隊に於いて保管せらるゝとの相違あるのみにして、其の尊嚴に於いては古今毫も異なること無し。換言すれば、軍旗は錦旗を軍隊に分與せられたるものにして、即ち軍旗は錦旗の分身に外ならぬものなり。

軍旗の授與は、明治七年一月二十二日近衛歩兵第一・第二聯隊の爲に行はせられたるを初とし、爾後聯隊の編制成る毎に、逐次他の各聯隊へ授與あらせられたり。

軍旗授與ノ勅語

近衛歩兵第一聯隊編制ナルヲ告ク今軍旗一旒ヲ授ク汝軍人協力同心シ
テ益々威武ヲ宣揚シ以テ國家ヲ保護セヨ(明治七年一月二十二日)

軍旗の軍隊に於ける神聖・尊嚴これより大なるはなし。蓋し軍旗は錦旗の分身にし

て軍隊の生命なればなり。されば、軍人の之に對するや恰も親しく、至尊を拜するが如く、軍旗の下に斃るゝは即ち、陛下の御馬前に名譽の戰死を遂ぐるものなりと觀じ、死力を竭して之を擁護し、其の榮譽を發揮せんことを期するなり。

御製

ますらをに旗を授けて思ふかな我か日の本の名をかゝやかすへく
斯の如く、軍旗は大元帥陛下大統の聖徽にして、また、帝國軍隊の威標なれば、吾人は之を見ること恰も至尊に咫尺し奉るが如く、これを尊尚し苟も不敬のふるまひあるべからず。況や硝煙彈雨の間を往來し雨にたゝかれ風にもまれて、旗布断々、當時の苦戦の傍を宿したる軍旗を途上に拜するに於いてをや。

四六 戰時の御製

至尊陛下の深厚なる大御心のほどは、陛下に咫尺し奉り能はざる一般民草の到底窺ひ知る能はざるものならん。然れども、折にふれ詠み給ひし數々の御製に於て、畏くも吾人は叡慮の一班を最も能く推し測り奉ることを得ん。是本書に専ら謹掲し奉りたる所以なり。殊に日露戰役以來、洩れ承る戰時に關する御製は、畏くも明治大

帝 今上天皇陛下が宵衣旰食、時局に宸襟を憐ませ給ひし御事のいかばかりなりしかを窺ひ奉ること得べきものなり。左に掲げ奉るは洩れ承るものゝ一部なり。されど民草の養ひとして有難きことそもそもいくばくぞ。これが謹解を試み奉らんは、恐れ多く且よく盡し能はざるところなれば則ち止む。

四方の海皆同胞と思ふ世になと波風の立ちさわくらん

軍人いかなるのへにあかすらん蚊のこゑしけくなれるこの夜を
夢させて先つこそ思へ軍人むかひし方のたよりいかにと
うつせみの世の爲進むいくさには神もちからをそへさらめやは
敷島の大和心の雄々しさは事あるときそあらはれにける
限りなき世にのこさんと國の爲たふれしひとの名をそゝむる
國の爲仇なす仇はくたくともいつくしむへきことな忘れそ
兒らは皆いくさの庭に出てはてゝおきなやひとりやまたもるらん
國を思ふ道にふたつはなかりけりいくさのにはに立つも立たぬも
静かにも世は治りてよろこひのさかつしきあけむときそまたるゝ
戰の爲にちからをつくしたるたみのこゝろをやすめてしかな

兵士のかてもまくさも運ふらんうしもいくさのみちにつかへて
ますら夫に旗を授けて思ふかな日の本の名をかゝやかすへく
國の爲揮ひし筆の命毛のあとそのこれよろつよまでに
はしるして月見るほとも戦のにはのありさまおもひやりつゝ
兵ものゝ心と共に乗る駒のつかるゝ知らていやすゝむらん
夏知らぬこほり水をはいくさ人つとへるにはにわかちてしかな
世と共に語り傳へよ國のためいのちをすてしひとのいさをは
國の爲たをれし人を惜むにも思ふはおやのこゝろなりけり

今上天皇陛下御製

國の爲たをれし人の家人はいかにこの世をすこすなるらむ
抜き難きとりて抜かむとすてし身をしたふつま子やいかにかなしき

四七 戰時の御歌

國母陛下が、雲居の奥深く、時局に御軫念あらせられ折にふれて詠ませ給へる御三
十一文字は、至尊の御詠草と相並び、感激嘆稱まことに雲上連璧の麗音とこそ申し
奉るべけれ。而して 昭憲皇太后陛下 今上皇后陛下の御謙讓の御美德は、其の世上
に洩らさせたまへる御歌數のいと少きにも顯れさせ給ひ、畏きことながら、これを掲
げ奉らんとする者の、惜しきうらみにこそ。

戰の捷の便りをきくことにみいくさひとの身をおもふかな
大宮の火桶のもとも寒き夜にみいくさひとは霜やふむらむ

今上皇后陛下御歌

かなし子を人にまかせていくさ人すくひに出つるをみなをゝしも
なき夫のおこせし文をかたみにてこゝろほそくやとしつきをへむ

四八 御垣の一草

我が國、日清・日露の兩大戰役を始めとし、近くは日獨の戰役に於て、連戰連勝、以て國
威を八紘に輝かし得たるは、一に歴代 神靈の加護と、二に天皇陛下の御稟威とに由
るなり。されど、忠勇義烈、死を觀ること歸るが如く、彈に碎け劍に殞れたる下軍人の、奉
公の遺烈に、亦、由らずんばあらず。これぞ特に 陛下の嘉し給ふ所にして、畏くも 陛下には、士卒の末に至るまで青人草の一本と憐ませ給ひ、或は雲居の御垣の奥に、或は

東京九段坂頭いがきの内に其の名をとめ給ひ、永く其の芳烈を稱へさせ給ふ。宮城御苑内なる振天府懷遠府・建安府・九段坂頭なる靖國神社、即ち是なり。特に時々行幸あらせられ又は皇族・侍臣を遣はされて、其の忠魂を慰め且名譽を萬世に傳へ給ふ。げに青人草の一本にだに垂れさせ給ふ。御叙慮のほど、畏しとも畏し。將卒は死して餘榮あるべく、遺族は生きて餘光あるべし。國民は俱に此の尊き御眷顧を感佩謹謝して、彌忠君愛國の精神を激勵せざるべからず。

振天府は、明治陛下の御發意と御設計とに基きて、建てさせられたる御府庫なり。日清戰役に於ける貴重なる戰利品・血に塗れ彈に碎けたる帝國軍人の武器・當時の戰影を語る將士の寫真並其の名簿等を納めらる。左の御製は、振天府御造營の頃かと推察し奉る御作なり。これを拜誦する者誰か感泣せざるべき。

御 製

限りなき世に傳へんと國の爲たふれしひとの名をぞとむる

別に振天府内に有光亭あり。同時の建造にして、用材は悉く威海衛の防材なりと。振天府の楣間に、小松宮彰仁親王殿下的御揮毫に成れる扁額、有光亭の楣間に、又有栖川宮威仁親王殿下的御揮毫に成れる扁額、高く掲げられたり。いづれも、記文ありて、

御府庫の由來及び先帝叙慮の存する所を詳に錄せり。即ち左の如し。

振 天 府 記

明治二十七八年之役、我師海陸並進、席卷遼東勢振天下、清帝割地納貨以乞和、凱旋將士獻所獲兵器諸物、上曰此物不足貴、然皆朕將士蹀血枕屍萬難報效之所致不可不傳之後世、因勅造一府以藏之、名曰振天府、府成、上又曰凱旋者受賞有差、而死者不與、朕太蹙焉、宜徵親王以下諸將校肖像、錄士卒名、併藏諸府、使朕子孫及朕子孫之臣民者觀斯府以知征清將士之盡忠、嗚呼、聖恩之渥孰不感泣、屬者勅彰仁親王書此額、臣琢記其由、謹案張四知元總論曰、世祖潤色鴻業、大闢嘉猷、坐致太平、四振天威、我皇之聖德固非元主可比、但此語足以頌我皇之盛業歟。(明治三十四年十月)

有 光 亭 記

征清之役、我海軍大戰於黃海、敵艦敗走入威海衛、鐵鎖鉤連鉅材以防灣口、守戰太力、我陸軍來陷諸砲臺、與海軍夾擊之、月餘猶不屈、我水雷艇乘闇、絕鎖、襲破數艦、敵將遂乞降自殺、將士獲其防材獻之、勅以營一亭、號有光亭、令威仁親王書諸扁額、蓋取之尙書我武惟揚于湯有光也。(明治三十四年十月)

振天府の附近に懷遠府あり。明治三十三年北清事件の記念御府庫なり。振天府に比すれば、其の規模頗る小なりといへども、先帝叙慮の存する所は、全く同一なり。御府庫の楣間に、伏見宮貞愛親王殿下の御揮毫に成れる扁額掲げらる。又別に記文あり

懷遠府記

明治三十四年十月懷遠府成、勅貞愛親王書此扁額以藏去載清國之亂將士所獻軍實、並收錄其死者肖像姓名、排列布置、略同振天府。聞當時我軍勇武冠絕各邦、而節制嚴明、庇祐無辜以宜。我皇之慈仁是以所在土人悅服、至手製日章旗、稱日本順民以護其身、書曰懷遠以德、此其所以名府也。(明治三十四年十月)

建安府は、明治三十七八年日露戰役の記念御府庫なり。戰役の大なりし爲か、御府庫の規模、他の二府に比して大に、府内また充實せりと。御府庫の楣間に掲げられたる扁額は、閑院宮載仁親王殿下の御揮毫に成れるものなり。記文に曰く、

建安府記

楊雄曰、太上耀德、其次耀兵、甲辰乙巳之役、豈耀兵乎、靡國帑、損王師、圖東洋治安於悠久、實不得已也。是以天祐神助、威振天下、德懷遠人、四方環視、稱揚丕績、而

皇上則軫念其慘烈、屢遣天使犒師、其凱旋也、錄功愍死、沿振天懷遠二府之例、更可、乃勅載仁親王書諸扁額、琢紀其由、嗚呼、聖德煌耀、煥發邦光、與日月爭輝者、良有故也。(明治四十三年六月)

これを要するに、我が幾多の海陸戰沒死者は、九段坂頭靖國神社に、護國の神として合祀せられ、永く上御一人下萬民の敬拜を受くる外に、特に其の忠魂を慰め且名譽を萬世に傳へんとの御敘慮により、雲居の奥深く是等四つの御府庫の中に、御垣の内の草として崇め祀らる。嗚呼、盡きぬ御恵み、誰か感泣せざらむ。尙ほ建安府には、近く日獨戰役の記念品の一部を藏められたりと聞聞す。されば、やがて又一府の成るは、謹察し奉るに難からざるべし。

御製

おもほえず夜をふかしけり國の爲たふれしひのものかたりして

東京九段坂上護國の神々を祀れる所を、靖國神社となす。一に招魂社とも云へり、即ち明治維新前の殉難者及び日清・日露・日獨等諸戰役の戰死者の忠魂を合祀せる所なり。其の例年祭には、勅使、御使を遣はさるゝのみならず、新戰沒死者合祀の度毎に行はるゝ臨時大祭には、天皇、皇后兩陛下御親拜あらせらる。

祖國の爲身を捨てたる者とはいへ、一たび護國の神として合祀せられ、剩へ至尊陛下の永しへの御眷顧を忝けなくす、蓋し忠魂安らかに瞑すべきなり。

御 製

神垣に涙たむけて拜むらしかへるを待ちて親もつま子も

御 製

國の爲たふれし人を惜むにも思ふは親のこゝろなりけり

昭憲皇太后御歌

戰の捷の便りを聞くことに御いくさひとの身を思ふかな

今上天皇陛下御製

國の爲たふれし人の家人はいかにこの世をすこすなるらむ

今上天皇陛下御製

抜きかたき壘ぬかんと捨てし身を慕ふつま子やいかにかなしき

今上皇后陛下御製

亡き人のおこせし文を形見にてこゝろほそくやとしつきをへむ

四九 皇室の藩屏

一君萬民は、我が國體の精華たり。建國以來、我が人民は 皇祖皇宗の民族にして、君民一家、皇室は其の一大宗家たり。されば萬民は皆均しく 皇室の藩屏たり。上御一人、下萬民、一君萬民の間に介在して、皇室の殊恩特寵を受くる所謂華族のみ、獨り皇室の藩屏たるにはあらず。上御一人の下に在る庶民は、均しく 陛下の赤子にして又 皇室の藩屏たり。されば 陛下の赤子は、華族たると華族たらざるとを問はず、均しく忠誠を致して 皇室を擁護し奉り 皇運を泰山の安きに置き奉るべきなり。寔に皇室の藩屏たる、臣民の榮譽にして、又、義務の唯一無二なるものなり。

然るに、世に論者あり。曰く、五等の爵を設け國家に功勞ある者及び其の子孫をして世々華族に列せしめ、皇室の殊恩特寵を受けしめ、又は生れながらにして立法府に入らしむるの特權を與ふるは、是明治維新改革の目的たる一君萬民の理想及び四民平等の制度に反するものなりと。これに對する論者は曰く、庶民固より 陛下の赤子なりと雖、其の中特に 皇室に對し緣故の直接深き者即ち華族こそ 皇室の藩屏なれど。

惟ふに後者の謂ふ所非なるは勿論、前者の言亦正鵠を得たるものにあらず。蓋し明治維新改革の目的たる一君萬民の理想は、我が國建國以來千古の體制にして、皇室と一般人民との間に華族てふ特殊階級者の存すると否とを論せず、依然炳として奕世渝ることなし。天に二日なく、國に二君なく、上は御一人、下は萬民、華族も亦庶民の一族なり。而して、四民平等の制は單に封建時代の特權的階級者たりし士族の等級を廢止し、其の常職を解き之をして庶民と同じからしむるの制にして、庶民の中に特に華族てふ特種階級者の存すると否とは、毫もこれと矛盾するところあるなし。これを要するに、論者の主張は、一君萬民の光輝ある國體を益々昭かにし、兼ねて、華族の反省を求めるに、論者の責任の重且大なることを覺らしむるに在るなるべし。若し夫れ論者の意にして、専ら華族制度を以て一君萬民の乾綱を紊るものと爲し、之れが打破若是縮少を圖らんとするに在りとせんか。是天皇の尊嚴を冒瀆するものにして、寔に不忠の誹を免れず。天皇は榮典授與の大權を有し給ひ、華族制度は實に此の榮典大權の一發現たり。されば華族制度の打破若是縮少は、天皇の大權を冒瀆するものにあらずして何ぞや。更に之を現行法規の上より見るも、若し華族制度廢止を斷行するとなれば、以下隨所に掲載する太政官達及び華族授爵の詔に反するのみならず、憲法第十五條及び第三十四條皇室典範第三十九條同増補第一條第二條等の改正をする大問題なり。假令此の事可能なりとするも、特に明治十七年の授爵の詔に『爾の子孫をして世々其の美を濟さしめよ』とあらせられたるに牴觸するを奈何にせん。又彼の一代制若しくは一代毎に遞下する制度に改むる場合には、華族制度は依然存置するを以て憲法及び皇室典範等の大典には何等累を及ぼさず、主として華族令改正にて事足るべきと雖、これ亦前記授爵の詔に反するを奈何にせん。

帝國憲法第十五條

天皇ハ爵位勳章及ヒ其ノ他ノ榮典ヲ授與ス

太政官布告

公卿諸侯ノ稱ヲ廢シテ華族ト稱ス(明治二年六月)

これを要するに、華族は其の勳功により、皇室の殊恩特寵を拜する特殊階級者なれども、一般臣民と等しく、陛下の赤子にして、陛下の庶民なり。謹案するに、公卿諸侯の稱を廢して華族とせられたるは明治二年にして、公侯伯子男の五爵を分ち定められたるは明治十七年にして、始めて授爵式を行はれたるは同年八月七日なり。即ち舊公卿及び舊諸侯に爵を賜ふこと等差あり、又同時に維新中興の功臣及び其の嗣

子に爵を賜ひ特旨を以て華族に列せしめられたり。

華族授爵ノ詔

朕惟フニ華族勳胄ハ國ノ囑望ナリ宜シク授クルニ榮爵ヲ以テシ用テ寵光ヲ示スヘシ文武諸臣中興ノ偉業ヲ翼賛シ國ニ大勞アル者宜シク均シク優列ニ陞シ用テ殊典ヲ昭ニスヘシ茲ニ五爵ヲ叙テ其ノ有禮ヲ秩ス卿等益々爾ノ忠貞ヲ篤クシ爾ノ子孫ヲシテ世々其ノ美ヲ濟サシメヨ(明治十七年七月七日)

斯の如く華族制度は、明治大帝の功臣及其の子孫を嘉し給ふ大御心より出でたるものにして、實に華族勳胄は國の囑望なり。華族たる者宜しく、皇室の寵光を畏み、蹇々匪躬の忠貞を致し、益々皇基を無窮に擁護し以て、同胞庶民に、皇室の藩屏たるの律範を示さるべからず。維新以來、皇室の華族を遇し給ふこと、極めて優渥にして眷顧常に厚く、明治四年十月には華族の戸主を召させ給ひて左の勅諭を給ひたり。

華族ヲ外國ニ留學セシムルノ詔

朕惟フニ宇内列國開化富強ノ稱アル者皆其ノ國民勤勉ノ力ニ由ラサルナシ而シテ國民ノ能ク智ヲ開キ才ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致ス者ハ固ヨリ其

ノ國民タルノ本分ヲ盡スモノナリ今我カ國舊制ヲ更革シテ列國ト並馳セント欲ス國民一致勤勉ノ力ヲ盡スニ非レハ何ヲ以テ致スコトヲ得ンヤ特ニ華族ハ國民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ屬目スル所ナレハ其ノ履行固ヨリ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘケンヤ其ノ責タルヤ亦重シ是今日朕カ汝等ヲ召シ親シク朕カ期望スル所ノ意ヲ告クル所以ナリ夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研クヨリ外ナルハナシ智ヲ開キ才ヲ研クハ眼ヲ宇内開化ノ形勢ニ著ケ有用ノ業ヲ修メ或ハ外國ヘ留學シ實地ノ學ヲ講スルヨリ要ナルハナシ而シテ年壯ヲ過キ留學ヲ爲シ難キ者モ一タヒ海外ニ周遊シ聞見ヲ廣ムル亦以テ智識ヲ増益スルニ足ラン且我邦女學ノ制未タ立タサルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ關シ實ニ切緊ノ事ナレハ今海外ニ赴ク者妻女或ハ姉妹ヲ挈テ同行スル固ヨリ可ナルコトニテ外國所在女敷ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ誠ニ能ク人人此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サハ開化ノ域ニ進ミ富強ノ基隨テ立チ列國ト並馳スルモ難カラサルヘシ汝等能ク斯ノ意ヲ體シ各其ノ本分ヲ盡シ以

テ朕カ期望スル所ヲ副ヘヨ(明治四年十月二十二日)

又、明治八年華族會館の工成るや、十月七日親臨して華族一同の永久記念すべき左の優渥なる勅語を賜ひぬ。

華族會館へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

朕茲ニ親臨シ汝衆華族ニ宣示ス朕曩ニ汝衆ニ諭スル所アリ汝衆能ク朕
カ旨ヲ體シ昨年中同志ヲ會合シテ斯館ヲ創立シ以テ國家ニ報效スル所
アラントス朕甚タ之ヲ嘉ス汝衆華族一般嗣後此ノ館ニ從事シ協同勉勵
學術ヲ研精シ其ノ目途ヲ宏遠ニ期シ爾ノ履行ヲ端クシ爾ノ家道ヲ齊ヘ
能ク名聲ヲ保チ永ク皇室ニ盡ス所アレ(明治八年十月七日)

汝等朕カ意ヲ推擴シ首唱斯館ヲ創立ス朕之ヲ嘉ス今後彌以テ勉勵セヨ

(明治八年十月七日)

華族一般ニ賜ハリシ勅語

去月七日朕親シク華族會館ニ臨ミ告諭セシ以來汝等朕カ意ヲ體シ同心
協力會館ヲ振起スルノ趣滿足セリ汝等益々勉勵事必成ヲ期セヨ(明治八
年十一月十二日)

又、明治十年十月十七日學習院の開校式に臨御あらせられ、爾後卒業式には年々行
幸あり、同年四月華族世襲財產法を定めさせらるゝ等常に特眷殊顧を垂れ給ひ、同二
十二年憲法を欽定せらるゝや、滿二十五歳に達したる公侯爵には終身貴族院議員た
る特權を與へ、滿二十五歳以上の伯爵には同爵の互選を以て七箇年間議員たるの特
權を與へ給へり。

學習院開校式ニ賜ハリシ勅語

惟ルニ汝等能ク旨ヲ奉シ此ノ校ヲ協立シ開業ノ典ヲ行フ其ノ志嘉スヘ
シ嘗テ仁孝帝京都ニ於テ學習院ヲ建テ諸臣ヲシテ就學セシム朕今志ヲ
紹述シ本校ヲ名ケテ學習院ト號ス冀クハ汝等子女ヲシテ黽勉時習セシ
メ以テ皇祖ノ前烈ヲ恢張セヨ(明治十年十月十七日)

女子學習院開校式ニ賜ハリシ 今上皇后陛下ノ令旨

茲ニ女子學習院ノ其ノ肄業ヲ開始シ齋舍亦新築ノ工成ルヲ憚フ惟フニ
今次女學部ヲ改メテ特ニ一院ヲ置カレタルモ其ノ教育ノ旨趣ニ至リテ
ハ一ニ皇妣ノ慈訓ニ遵由セムコトヲ期ス凡本院ノ學生ハヨク此ノ意ヲ
體シテ專ラ德性ヲ磨キ學業ヲ練リ益々婦女ノ良能ヲ玉成セムコトヲ曷

メヨ今ヤ世態漸ク變遷シテ人心日ニ新シキヲ趁ヒ奢侈相競ヒテ浮華自ラ喜フノ傾キナキニアラス女子タルモノ宜シク節ヲ制シ度ヲ謹ムノ習ヒヲ積ミテ其ノ本分ヲ怠マルコトナカルヘシ(大正七年十一月十四日)

帝國憲法第三十四條

貴族院ハ貴族院令ノ定ムル所ニ依リ皇族華族及ヒ勅任セラレタル議員ヲ以テ組織ス

貴族院令第一條

貴族院ハ左ノ議員ヲ以テ組織ス

- 一 皇族
- 一 公侯爵
- 一 伯子男爵各々其ノ同爵中ヨリ選舉セラレタル者
- 一 國家ニ勤勞アリ又ハ學識アル者ヨリ特ニ勅任セラレタル者
- 一 各府縣ニ於テ土地或ハ工業商業ニ付多額ノ直接國稅ヲ納ムル者ノ中ヨリ一人ヲ互選シテ勅任セラレタル者

貴族院令第三條

公侯爵ヲ有スル者滿二十五歳ニ達シタルトキハ議員タルヘシ

貴族院令第四條

伯子男爵ヲ有スル者ニシテ滿二十五歳ニ達シ各々其ノ同爵ノ選ニ當リタル者ハ七箇年ノ任期ヲ以テ議員タルヘシ

寔に華族の榮譽や大なり。榮譽の厚き所責任の存する亦重し。華族たる者須らく上皇室の寵恩に畏み、益々忠愛の誠を致し、下同胞庶民に 帝室擁護の師表を示さるべからず。徒に天恩の厚きに狃れ一身の顯榮を叨ることあらば、これ君恩を僭弄するものにして、啻に不忠の臣たるのみならず、又父祖の勤勞を失墜するものならん。いかで一國の瞻望、庶民の儀表たるを得ん。古來歐米諸邦に於ては、一國の禍亂の階多くは貴族に由るものありと聞く。即ち貴族の 皇室と人民との間に介在して、或は 皇室を挾みて同胞庶民を壓し、或は民意を矯めて 皇室に抗し、これが爲に上下の間に鴻溝を作り、依つて以て一國の紛亂を醸したるの跡、史上に極めて多し。而して我が國徳川氏三百年の歴史、また、之れが徵證に乏しからず。

歴史は繰返すといふ。我が 皇運の天壤と共に窮りなきことは固より其の所なりと雖、時に皇光の蔽はれ天澤の下赤子に達せざること、將來必ずしも無きを保し難し。

これを思はゞ世の華族たる者、豈君寵に狃れ一時の苟安怡樂を許さんや。

五〇 武士道

建國茫々三千載、我が日東帝國をして今日の隆運を致さしめ、金甌を無缺に保持し、屢々國光を世界に輝かしめたるものは、實に武士道にあり。武士道とは何ぞ。至誠を以て君父に事へ、神を敬ひ佛を尊び、慈悲の心深く、信義禮節を守り、廉恥を重んじ、質素にして尚武の念に富む之を武士道の本義となす。

而して、武士道の根基となれる國民的神精神を稱して大和心といふ。既に叙べたるが如く、大和心は、我が國民精神の精華たり。此の心は秀でゝは萬丈の富嶽となり、發きては萬朵の櫻となる。實に島帝國の精粹たり。

御製

いかならん事にあひても撓まぬはわかしきしまのやまとたましひ

御製

敷島の大和心の雄々しさはことあるときそあらはれにけり

御製

山をぬく人の力も敷島のやまとこゝろそもとゐなるへき

武士道は、實に我が帝國の國粹にして、亦世界高仰の儀標たり。武士道の著しく發達せるは、固より封建の世なれども、其の淵源は、遠く太古に發し、其の飛流は近世に奔る。上古諸神の忠勇、中古武士の忠節、近世將卒の忠勇義烈は、實に武士道の純美を飾れる花なり。されば此の醇美なる國粹を保持し、之を益々發揮し、以て、一は皇運を無窮に扶翼し、一は祖先の美風を永遠に傳述するは、我等現代國民の任務にあらずして何ぞ。

夫れ武士道の樞軸を成すものは、勇氣なり。されば、明治大帝は武勇を尙ぶべきことを臣民特に軍人に諭し給へり。

陸海軍人勅諭

一 軍人は武勇を尙フヘシ。夫レ武勇ハ我カ國ニテハ古ヨリイトモ貴ヘル所ナレハ我カ國ノ臣民タランモノ武勇ナクテハ叶フマシ況シテ
軍人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキ
カハ(下略)

されど、眞勇は尙ぶべく、僞勇は避くべし。僞勇はこれ盲蛇におちざるの類にして、匹夫の勇これなり。匹夫の勇、豈大事を爲し得べけんや。

陸海軍人勅諭

一（承前）サハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同シカラス血氣ニハヤ
 リ粗暴ノ振舞ナトセンハ武勇トハ謂ヒ難シ軍人タランモノハ常ニ能
 ク義理ヲ辨ヘ能ク膽力ヲ練リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリト
 モ侮ラス大敵タリトモ懼レス已カ武職ヲ盡サンコソ誠ノ大勇ニハア
 レサレハ武勇ヲ尙フモノハ常々人ニ接スルニハ溫和ヲ第一トシ諸人
 ノ愛敵ヲ得ムト心掛ケヨ由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果テハ
 世人モ忌ミ嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム心スヘキコトニコソ（明治
 十五年一月四日）

世には武士道を目して單に封建時代に於ける武士間の道徳にして、偏に猛勇を尙ぶものなりと爲す者往々あり。これ誤れるの甚だしきものなり。蓋し武士道は我が國古來の道徳にして、其の尙ぶ所は真勇にありて僞勇にありて猛勇にあらず。至誠を以て君父に事へ、神を敬ひ佛を尊び、慈悲の心深く、信義禮節を守り、廉恥を重し、質素を旨とする、其處に武士道の本義あり、而して眞勇を尙ふ、此處に武士道の根義あり。斯くてこそ衆徳の源なれ、また護國の精神なれ、而して世界の儀表なれ。

御製

國といふ國の鑑となるはかりみかけますらを大和たましひ

御製

むら肝の心をたねの敷草生ひしけらせよ大和しまねに

五一 國民の義務（其二）

大日本帝國臣民の數ある義務の中、國家の獨立を維持するに於て、最も重大なるもの二あり。一は兵役の義務にして、他は納稅の義務なり。

兵役は日本臣民の公權にして、又、名譽ある義務なり。古は民皆兵となり。天皇親ら之を率ひ給ひしが、中世以來、世の變遷につれて、兵農自から分れ、將帥の戰は専ら武家の世襲となりき。然るに、明治五年徵兵令出でより日本臣民にして、満十七歳より満四十歳に至るまでの男子は、凡て兵役に服する義務を有することとなり、憲法亦此の義務を規定せり。これに因りて、國民悉く兵となり、均しく國家を防護するの光榮を有することとなれり。

徵兵令詔書

朕惟ミルニ古昔郡縣ノ制全國ノ壯丁ヲ募リ軍團ヲ設ケ以テ國家ヲ保護ス固ヨリ兵農ノ分ナシ中世以降兵權武門ニ歸シ兵農始メテ分レ遂ニ封建ノ治ヲ成ス戊辰ノ一新ハ實ニ千有餘年ノ一大變革ナリ此ノ際ニ當リ海陸兵制モ又時ニ從ヒ宜キヲ制セサルヘカラス今本邦古昔ノ制ニ基キ海外各國ノ式ヲ斟酌シ全國募兵ノ法ヲ設ケ國家保護ノ基ヲ立テント欲ス汝百官有司厚ク朕カ意ヲ體シ普ク之ヲ全國ニ告諭セヨ(明治五年十一月二十八日)

帝國憲法

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス(第二十條)
明治十五年一月、明治大帝は、陸海軍人に勅諭を賜ひ、朕は汝等を股肱と頼み汝等は朕を頭首と仰げとこそ宣ひたれ。而して此の勅諭は、啻に帝國軍人の踐むべき道たるのみならず、又一般帝國臣民の服膺すべき途たり。

軍人勅諭

我カ國ノ軍隊ハ世々天皇ノ統率シ給フ所ニソアル昔神武天皇躬ラ大伴物部ノ兵共ヲ率ヒ中國ノマツロハヌ者共ヲ討チ平ヶ給ヒ高御座ニ即カセラレテ天下知ロシ召シ給ヒシヨリ二千五百有餘年ヲ經ス此ノ間世ノ様ノ移リ換ルニ隨ヒテ兵制ノ沿革モ亦屢ナリキ古ハ天皇躬ラ軍隊ヲ率ヒ給フ御制ニテ時アリテハ皇后皇太子ノ代ラセ給フコトモアリシレト大凡兵權ヲ臣下ニ委ネ給フコトハナカリキ中世ニ至リテ文武ノ制度皆唐國風ニ倣ハセ給ヒ六衛府ヲ置キ左右馬寮ヲ建テ防人ナト設ケラレシカハ兵制ハ整ヒタレトモ打續ケル昇平ニ狃レテ朝廷ノ政務モ漸ク文弱ニ流レケレハ兵農自ラニツニ分レ古ノ徵兵ハイツトナク壯兵ノ姿ニ變リ遂ニ武士トナリ兵馬ノ權ハ一向ニ其ノ武士トモノ棟梁タル者ニ歸シ世ノ亂ト共ニ政治ノ大權モ亦其ノ手ニ落チ凡七百年ノ間武家ノ政治トハナリス世ノ様ノ移リ換リテ斯クナレルハ人力モテ挽回スヘキニアラストハイヒナカラ且ハ我カ國體ニ戻リ且ハ我カ祖宗ノ御制ニ背キ奉リ仁孝天皇考孝明天皇イタク宸襟ヲ憐シ給ヒシコソ添クモ又惶ケレ然ルニ朕幼クシテ天津日嗣ヲ受ケシ初征夷大將軍其ノ政權ヲ返上シ大名

小名其ノ版籍ヲ奉還シ年ヲ經スシテ海内一統ノ世トナリ古ノ制度ニ復シス是文武ノ忠臣良弼アリテ朕ヲ輔翼セル功績ナリ歷世祖宗ノ專ラ蒼生ヲ憐ミ給ヒシ御遺澤ナリト雖併我カ臣民ノ其ノ心ニ順逆ノ理ヲ辨ヘ大義ノ重キヲ知レルカ故ニコソアレサレハ此ノ時ニ於テ兵制ヲ更メ我カ國ノ光ヲ耀サント思ヒ此ノ十五年カ程ニ陸海軍ノ制ヲハ今ノ様ニ建テ定メス夫兵馬ノ大權ハ朕カ統フル所ナレハ其ノ司々ヲコソ臣下ニハ任スナレ其ノ大綱ハ朕親ラ之ヲ攬リ肯テ臣下ニ委スヘキモノニアラス子々孫々ニ至ルマテ篤ク斯ノ旨ヲ傳ヘ天子ハ文武ノ大權ヲ掌握スルノ義ヲ存シテ再ヒ中世以降ノ如キ失體ナカラニコトヲ望ムナリ朕ハ汝等軍人ノ大元帥ナルソサレハ朕ハ汝等ヲ股肱ト賴ミ汝等ハ朕ヲ頭首ト仰キテソ其ノ親ハ特ニ深カルヘキ朕カ國家ヲ保護シテ上天ノ惠ニ應シ祖宗ノ恩ニ報イマキラスル事ヲ得ルモ得サルモ汝等軍人カ其ノ職ヲ盡スト盡ササルトニ由ルソカシ我カ國ノ稜威振ハサルコトアラハ汝等能ク朕ト其ノ憂ヲ共ニセヨ我カ武雄レ揚リテ其ノ榮ヲ耀サハ朕汝等ト其ノ譽ヲ偕ニスヘシ汝等皆其ノ職ヲ守リ朕ト一心ニナリテ力ヲ國家ノ保護

ニ盡サハ我カ國ノ蒼生ハ永ク太平ノ福ヲ受ケ我カ國ノ威烈ハ大ニ世界ノ光華トモナリスヘシ朕斯クモ深ク汝等軍人ニ望ムナレハ猶ホ訓諭スヘキ事コソアレイテヤ左ニ述ヘン

一 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ 凡生ヲ我カ國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ況シテ軍人タラン者ハ此ノ心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレス軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサルハ如何程技藝ニ熟シ學術ニ長スルモ猶偶人ニ等シカルヘシ其ノ隊伍モ整ヒ節制モ正シクトモ忠節ヲ存セサル軍隊ハ事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同シカルヘシ抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニ在レハ兵力ノ消長ハ是レ國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其ノ操ヲ破リテ不覺ヲ取リ汚名ヲ受クルナカレ

一 軍人ハ禮義ヲ正シクスヘシ 凡軍人ニハ上元帥ヨリ下一卒ニ至ルマテ其ノ間ニ官職ノ階級アリテ統屬スルノミナラス同列同級トテモ停年ニ新舊アレハ新任ノ者ハ舊任ノ者ニ服從スヘキモノソ下級ノ者

ハ上官ノ命ヲ承ルコト實ハ直ニ朕カ命ヲ承クル義ナリト心得ヨ已カ
隸屬スル所ニアラストモ上級ソ者ハ勿論停年ノ已ヨリ舊キ者ニ對シ
テハ總テ敬禮ヲ盡スヘシ又上級ノ下級ノ者ニ向ヒ聊モ輕侮驕傲ノ振
舞アルヘカラス公務ノ爲ニ威嚴ヲ主トスル時ハ格別ナレトモ其ノ外
ハ務メテ懇ニ取扱ヒ慈愛ヲ專一ト心掛け上下一致シテ王事ニ勤勞セ
ヨ若シ軍人タル者ニシテ禮義ヲ素リ上ヲ敬ハス下ヲ惠マスシテ一致
ノ和諧ヲ失ヒタランニハ啻ニ軍隊ノ蠹毒タルノミカハ國家ノ爲ニモ
ユルシ難キ罪人ナルヘシ

一 軍人ハ武勇ヲ尙フヘシ 夫武勇ハ我カ國ニテハ古ヨリイトモ貴ヘ
ル所ナレハ我カ國ノ臣民タランモノ武勇ナクテハ叶フマシ況シテ軍
人ハ戰ニ臨ミ敵ニ當ルノ職ナレハ片時モ武勇ヲ忘レテヨカルヘキカ
サハアレ武勇ニハ大勇アリ小勇アリテ同シカラス血氣ニハヤリ粗暴
ノ振舞ナトセンハ武勇トハ謂ヒ難シ軍人タラン者ハ常ニ能ク義理ヲ
辨ヘ能ク膽力ヲ練リ思慮ヲ殫シテ事ヲ謀ルヘシ小敵タリトモ侮ラス
大敵タリトモ懼レス己カ武職ヲ盡サンコソ誠ノ大勇ニハアレサレハ

武勇ヲ尙フ者ハ常々人ニ接スルニハ溫和ヲ第一トシ諸人ノ愛敬ヲ得
ムト心掛ケヨ由ナキ勇ヲ好ミテ猛威ヲ振ヒタラハ果テハ世人モ忌ミ
嫌ヒテ豺狼ナトノ如ク思ヒナム心スヘキコトニコソ

一 軍人ハ信義ヲ重ンスヘシ 凡信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトワ
キテ軍人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カル
ヘシ信トハ己カ言ヲ踐ミ行ヒ義トハ己カ分ヲ盡スライフナリサレハ
信義ヲ盡サント思ハハ始ヨリ其ノ事ノ成シ得ヘキカ得ヘカラサルカ
ヲ審ニ思考スヘシ臍氣ナル事ヲ假初ニ諾ヒテ由ナキ關係ヲ結ヒ後ニ
至リテ信義ヲ立テントスレハ進退谷リテ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ
悔ユトモ其ノ詮ナシ始ニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其ノ言ハ所
詮踐ムヘカラスト知リ其ノ義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナハ速ニ
止マルコソヨケレ古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ
誤リ或ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リアタラ英雄豪傑ト
モカ禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世マテ遺セルコト其ノ例勘ナ
カラヌモノヲ深ク警メテヤハアルヘキ

一 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ 凡質素ヲ旨トセサレハ文弱ニ流レ輕薄ニ趨リ驕奢華美ノ風ヲ好ミ遂ニハ貪汚ニ陥リテ志モ無下ニ賤シクナリ節操モ武勇モ其ノ甲斐ナク世人ニ爪ハシキセラル迄ニ至リスヘシ其ノ身生涯ノ不幸ナリト云フモ中々愚カナリ此ノ風一タヒ軍人ノ間ニ起リテハ彼ノ傳染病ノ如ク蔓延シ士風モ兵氣モ頓ニ衰ヘヌヘキコト明カナリ朕深ク之ヲ懼レテ曩ニ免黜條例ヲ施行シ略此ノ事ヲ誠メ置キツレト猶モ其ノ惡習ノ出テンコトヲ憂ヒテ心安カラネハ故ニ又之ヲ訓ウルソカシ汝等軍人ユメ此ノ訓誠ヲ等閑ニナ思ヒソ右ノ五箇條ハ軍人タラン者暫モ忽ニスヘカラスサテ之ヲ行ハニハ一ノ誠心コソ大切ナレ抑此ノ五箇條ハ我力軍人ノ精神ニシテ一ノ誠心ハ又五箇條ノ精神ナリ心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカハ立ツヘキ心ニ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ況シテヤ此ノ五箇條ハ天地ノ公道人倫ノ常經ナリ行ヒ易ク守リ易シ汝等軍人能ク朕カ訓ニ遵ヒテ此ノ道ヲ守リ行ヒ國ニ報ユルノ務ヲ盡サハ日本國ノ蒼生舉リテ之ヲ悅ヒナム朕一人ノ擇ノミナラムヤ

帝國憲法第十一條

天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス

國家の爲に兵役に服し以て報國の一端を果すは、帝國臣民の重大なる務にして、又神州男子として最も大なる名譽なり。特に明治大帝は大元帥陛下として『汝等を股肱と頼むぞ』と仰せられたり。然るに世には往々兵役を厭ひて百方之を逃れんとするものあり。實に不忠不義の甚だしきものにして、日本臣民とは稱すべからざるなり。我が國民は兵役に在らざるものと雖、常に武勇の精神を養ひ、以て、軍國に對する務を完うせざるべからず。而して國家擁護の任に當れる軍隊を尊敬し、間接に之を輔助し、又之を慰藉して充分に其の任務を盡さしめんことに心掛けざるべからず。

教育勅語

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

孝明天皇御製

戈とりて守れ宮人九重のみはしのさくらかせそよくなり

御製

國民の力の限りつくすこそわか日のもとのかためなりけれ

御 製

國の爲いよいよつくせ千萬のたみのこころをひとつにはして

子等は皆戦の庭に出てはてて翁やひとりやまたもるらん
女子は、男子と異り銃を握り剣を執りて戦鬪に加はること能はざれども、義勇は必ずしも銃剣によりてのみ行はるるものにあらず。婦人の本分たる家政を整理し、家業を廄み、子女の教養を完うし、而して夫をして内顧の憂なからしめ、又勤儉貯蓄以て恤兵慰問、遺族扶助等に盡し、或は負傷者を介抱するか如きも、亦是義勇公に奉するものと云ふべし。

御 製

國を思ふ心に二つはなかりけりいくさのにはにたつもたたぬも

御 製

つはものの心と共にのる駒のつかるをしらていやすすむらん
明治大帝が『朕は汝等を股肱と頼むそ』と宣はせられたるは寔に感泣措く能はざる所なり。而して 大帝 昭憲皇太后を始め奉り 今上天皇陛下並に 皇后陛下の如何に陸海軍人を慈惠し給ふことの畏さは、左の玉詠に溢れて見え奉る。

御 製

兒等は皆戦の庭に出てはてておきなやひとりやまたもるらむ

御 製

いかならん事にあひても撓まぬはわかしきしまのやまとたましひ

御 製

軍人いかなる野へに明かすらん蚊のこゑしけくなれるこの夜を

昭憲皇太后御歌

國の爲斃れし人を惜むにもおもふはおやのこころなりけり

昭憲皇太后御歌

戰の捷の便りをきくことにみいくさひとの身をおもふかな

今上天皇陛下御製

國の爲斃れし人の家人はいかにこのよをすこすなるらむ

今上天皇陛下御製

ぬき難き壘ぬかむと捨てし身をしたふつまこやいかにかなしき

皇后陛下御歌

かなし子を人に任せて軍人すくひにいつるをみなををしも

皇后陛下御歌

亡き夫のおこせし文を形見にてこころはそくやとしつきをへむ

今上天皇陛下軍人勅諭

朕茲ニ大統ヲ嗣キ列聖ノ威烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝祚ヲ踐ムニ方リ特ニ
朕カ親愛スル陸海軍人ニ告ク
惟フニ皇考晨ニ汝等ニ軍人ノ精神五箇條ヲ訓諭シ一誠以テ之ヲ貫ク可
キヲ示シ給ヘリ

汝等軍人ハ夙夜此ノ聖訓ヲ奉體シ累次ノ征戰ヲ經國威ヲ宣揚シ皇基ヲ
恢弘シ以テ曠古ノ偉勳ヲ翼成シタリ朕ハ朕カ統率スル所ノ軍隊ハ即チ
是レ皇考ノ慈育愛撫シ給ヒタル所ノ軍隊ナルヲ念ヒ汝等軍人ノ忠勇ニ
信倚シ皇考ノ遺業ヲ紹述シ倍々皇國ノ光威ヲ顯彰シ億兆ノ福祉ヲ増進
セムコトヲ冀フ汝等軍人ハ皇考ノ遺訓ニ由リ以テ直ニ之ヲ朕カ躬ニ效
シ愈々奉公ノ志ヲ鞏クシ思索ノ選ヲ慎ミ宇内ノ大勢ニ鑑ミ時世ノ進運
ニ伴ヒ拮据精勵各々其ノ本分ヲ竭クシ朕カ股肱タルノ實ヲ舉ケ以テ皇
謨ヲ扶翼セムコトヲ期セヨ(大正元年七月三十一日)

實に軍籍に身を置き、畏くも 大元帥陛下の麾下に皇國擁護の権利を有する我が
帝國軍人は、至高榮譽の天職を有するものと云ふべきなり。而して、若し、軍人にして其
の軍隊に於いて養ひ得たる規律の習慣と奉公の精神とを以て之を郷里に施し業務
に行ひなば、能く自他を益し、生産を増し、風俗を善化して、富國強兵の實を擧ぐるに至
るべし、以て、忠君の終を完うするものと云ふべきなり、豈努めざるべけんや。

五一 國民の義務（其二）

納稅は、又國民の重要な他の一義務なり。而して憲法は、既に此の義務を規定し其
の當然なることを示せり。

帝國憲法第二十一條

日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ因リ納稅ノ義務ヲ有ス

蓋し國家は其の存立を全うし國運の隆盛を致さんが爲に、巨額の國費を支出せざるべからず。即ち、皇室費を上り、官吏に給し、軍備を充たし、法律を施行し、交通を利便にし、國民を教育し、又外國と交親する等、國家行政の財用頗る多端なり。而して之に要する費用は、臣民の共同負擔に屬すべきこと苟も其の國土に生存する者の當然の義務なり。

納稅は斯の如く國民當然の義務たると共に、又、兵役の義務と等しく名譽の負擔といはざるべからず。蓋し國民にして自己の財力に應し法定の租稅を納付するは、即ち國家の公務處辨の資を供する所以なればなり。

然るに、世には往々租稅を以て唯政府の爲にのみ出すものと思ひ、不平の意を漏す者少しあらず。是れ、一人一家の安寧幸福は社會國家の安寧幸福より出で、而して社會國家の安寧幸福は完全なる政府の組織に依りて得らるるものなることを知らざるものにして、洵に不忠の國民といはざるべからず。殊に財産を隠蔽し、所得を偽り、若くは職業を祕密にして納稅の義務を免れんとし、又は納期をあやまるが如きは、國家事業の進行を妨ぐるものにして、國民の本分を知らざる不徳の行爲といはざるべからず。

斯かる徒は、次に錄し奉る 明治大帝の詔を拜して、慚愧に堪へざるものあらむ。

供御ヲ減シテ救恤ニ充ツルノ詔

朕登祚以降海内多難億兆未タ綏寧セス加之今歲淫雨農ヲ害シ民將ニ生
ヲ遂クル所ナカラントス朕深ク忧虑ス依テ躬ラ節儉スル所アリテ以テ
救恤ニ充テントス主者施行セヨ(明治二年八月二十五日)

宮廷ノ用度ヲ減シテ軍資ニ充ツルノ詔

今般陸海軍費ノ爲新ニ祿稅ヲ設クルハ要スルニ國力ヲ強クシ人民ヲ保護スルニアリ朕モ亦將ニ自ラ簡約ニ從ヒ以テ以テ其ノ費ニ充ツヘシ汝有司等斯ノ旨ヲ體シ凡ソ宮中ノ用度ニ於テ務メテ減省スル所アレ(明治七年一月二十日)

地租減額ノ詔

朕惟フニ維新日淺ク中外多事國用實ニ貲ラレス而シテ兆民猶ホ疾苦ノ中ニ在リテ未タ富庶ノ澤ヲ被ラサルヲ愍ミ曩ニ舊稅法ヲ改正シテ地價百分ノ三分トナシ偏重無カラシメントス今又親シク稼穡ノ艱難ヲ察シ深ク休養ハ道ヲ念フ更ニ稅額ヲ減シテ地價百分ノ二分五厘トナサン有

司宜ク痛ク歳出費用ヲ節減シテ以テ朕カ意ヲ贊クヘシ(明治十年一月四日)

防海費補助ノ詔

朕惟フニ立國ノ務ニ於テ防海ノ備一日モ緩クスヘカラス而シテ國庫歲入未タ遽カニ其ノ鉅費ヲ辨シ易カラス朕之カ爲ニ軫念シ茲ニ宮禁ノ儲餘三十萬圓ヲ出シ聊カ其ノ費ヲ助ク閣臣旨ヲ體セヨ(明治二十年三月十四日)

施藥救療ノ勅語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革マリ人心動モスレハ其ノ歸向ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宜ク深ク此ニ鑑ミ倍々憂勤シテ業ヲ勵メ教ヲ敦シ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メントス茲ニ内帑ノ金(百五十萬圓)ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム卿(内閣總理大臣桂太郎)克ク朕カ意ヲ體シ宜キニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシ

テ賴ル所アラシメムコトヲ期セヨ(明治四十四年二月十一日)

今上天皇陛下亦御即位式の當日、畏くも左の御沙汰を下し賜はりたり。

養老賑恤ノ御沙汰

蓋ヲ存シ耄ヲ問フハ人ニ孝ヲ敷フル所以ナリ惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民ノ乏シキヲ濟フヨリ先ナルハナシ茲ニ登極ノ初ニ當リ祖宗ノ遺範ヲ紹述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ諭シテ朕カ意ヲ宣布セシメヨ(大正四年十一月十日)

昔日朝恩の下臣民に潤はざる時代にありては、臣民は多く諸侯の里吏の苛税徵發に苦みて、塗炭の思ひを爲したり。若し夫れ濫に苛税を加ふることあらば、民は其の負擔に堪へずして産業廢頽し、终には國力の萎靡を來さん。故に、畏くも明治大帝は、人民の休戚を察し、凡そ租稅の新設及び稅率の變更は、法律を以て帝國議會の協賛を経べきものなることを定め給へり。

明治大帝休民之詔

租稅ハ國ノ大事、人民休戚ノ係ルトコロナリ

帝國憲法第六十二條

五三 愛國

人誰か我が故郷を愛し、又は、我が本國を愛せざらん。寒村僻地より移住して繁華なる都會に住みなるる人も、又は遙かに萬里の波路を越えて歐米の地に、或は文明を逐ひ或は立志健闘する人も、花の晨月の夕には必ずや故郷の風物・故國の有様の思ひ出でらるるものなり。蓋し故郷を懷ひ本國を慕ふは、人情の常にして各國人皆然らざるは無し。

夫れ吾人は國民の義務として我が國家を愛せざるべからず。蓋し國家は國民の安寧幸福を保つを目的とするものにして、國民は國家あるに由りて其の安寧幸福を受くることを得るものなればなり。國家は恰も吾人が能く雨雪を凌ぎて生命を全うし得る家の如し。若し家なくんば、吾人は燐くが如き夏の暑さに肌を裂くが如き冬の寒さに遂には死せんのみ。されば、吾人は國家を愛し、國家の爲には我が一命を擲ちても飽くまで其の獨立を維持せざるべからず。我が國民は、幸にして上皇室の御稟威と下臣民の忠勇とによりて古來亡國の慘悲を知らずと雖、遠くは世界興亡史を案じ、近くは獨塊露國の末路に鑑み常に心を愛國に致し以て、益々國家を萬磐の安きに置かんことを心掛けざるべからず。

國家の獨立は、個人の生命よりも重し。個人の生命は或は之を犠牲に供すべきことあるも、國家の獨立は如何なる場合に於いても必ず之を維持せざるべからず。即ち自國の獨立の爲には、各個人の生命財産其の他一切の事物を賭して之に當らざるべからず。洵に富國と強兵とは、其の國民の愛國心に由る。

孝明天皇御製

戈とりて守れ宮人九重のみはしのさくらかせそよくなり

教育勅語

一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

御製

國の爲いよいよつくせ千萬のたみのこころをひとつにはして

御製

事なしと弛ふ心はなか／＼にあたあるよりもあやふかりけり

然り、愛國は國民の義務なり。然れども、我か日本國民は此の義務を特に一身に體し

て、皇國の爲泰山の重きに致し、死を鴻毛の輕きに置かざるべからず。蓋し肇國以來數千載、子々孫々相承けて尊嚴なる。皇室の下に太平を樂み來れる我か國民が、此の國を思ひ此の土を愛するは正に是れ當然の事と云ふべければなり。寔に愛國心の遠く國史に淵源し、深く國民の心底に浸潤せる、我が國の如きは世界國廣しと雖、他にあらざるべし。

御 製

國民はひとつ心に守りけりとはつみおやの神のをしへを

御 製

承けつきし國の柱の動きなくさかえゆく世をなほいのるかな

愛國の務を盡すには、誠の心を以て國家の爲を思ひ自己の職分を果すに在り。愛國とは、必ずしも高位高官に在る者のみの務に非らず、又、必ずしも武器を執りて戰の庭に立つことのみをいふに非らず。農夫の鋤鍤の響も、商賈の算盤の音も、工匠の鉋槌の音も、家婦の縫針の先きも、學兒の修學の聲も、苟くも誠意各々其の本分をつくすものならば、皆是れ愛國の響なり。

御 製

國を思ふ道にふたつはなかりけりいくさのにはに立つもたたぬも

御 製

國民の力の限りつくすこそわか日のもとのかためなりけれ

御 製

波風の靜かなる日も船人はかちにこころをゆるさざらなむ

御 製

人はたゞ誠の道を守らなむたかきいやしき品はありとも

之を要するに、一己の利益にのみ汲々として國家永遠のことを慮らざるものは、啻に愛國の精神なきのみならず、また國民としての本分を忘れたるものと云ふべきなり。

而して愛國はやがて忠君なり、忠君はやがて亦孝親なり。是れ我が金甌無缺の國體にして、國民教育の淵源は實に茲に存するものなり。此の三者は畢竟一にして三ならず。

御 製

たらちねの親の心を慰めよくにつとむるいとまるる日は

愛國は國民必須の最大義務なりと雖、之が爲徒に獨り我が國のみを尊大視するは、愛國の眞義を誤れるものにして却つて、國家の大患を惹き起すことあるべし。世界興亡の史を見るに、一國民の無謀なる言動によりて、國家の悲惨なる跡を残したるもの多し。心すべきことにこそ。

御製

よきを探りあしきをして外國にをとらぬくにとなすよしもかな

御製

國といふ國の鑑となるはかりみかけますらをやまとたましひ

五四 大和心

我等が祖先の一人は詠みたりき、しき島の大和心を人間は、朝日には、ふ山ざくら花と、此の大和心は、古人にも備りき。而して今人にも、亦、存す。何をかしき島の大和心と云ふ。朝日には、ふ山ざくらの雄々しき、色香ゆかしき山ざくらの氣高き、散るや春に名残を惜まぬ山ざくらのいさぎよき心を云ふ。此の心は、即ち、忠君愛國の心なり。

我が大和民族は、天皇の末族又は支裔に出で、天祖の直系たる、皇室は實に我

が大和民族的一大宗家なり。故に我等が天祖及び皇室に忠なるは、乃ち我等が祖先及び父母に孝なる所以なり。換言すれば忠なるは孝なる所以にして、孝なるは忠なる所以なり。されば大和心は、忠孝の心ありてこそ、建國茲に三千載、國運は益々隆盛に皇運は益々宏遠に嚮ひたるなれ。我が國民たるもの、益々此の大和心に培ひて、朝日の匂ふ所、萬朶の花を咲かせざるべからず、皇光の輝く所、萬腔の誠を致さるべからず。

教育勅語

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ德ヲ樹ツルコト深厚ナリ

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此

レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス(下略)(明治二十三年

十月三十日)

大和心は雄々しの心なり。一旦國に緩急あれば、忽ち六千萬國民の心は一致團結以て義勇公に奉ず、王事を仰ぐこと富嶽よりも重く、死を覗ること鴻毛よりも軽し。されば古來寸地と雖外侮を受けたることなく、日清・日露の兩役には、古今未嘗有の大捷を獲て國威を八紘に輝し、近く世界大戰亂には、萬國民をして其の壯烈に感嘆せしめたり。斯の如く我が國民の忠君愛國の精神に富み義勇奉公の誠を致すは、洵に大和心の

薫精たり。

御 製

いかならん事にあひても撓まぬはわかしきしまのやまとたましひ

御 製

敷島の大和心の雄々しさはことあるときそあらはれにけり

御 製

千萬の民よ心を合せつゝくにちからをつくせとそ思ふ

御 製

山を抜く人の力も敷島の大和こゝろそもそもなるへき

忠君愛國の我が國民性、義勇奉公の大和心は、近時世界各邦の均しく研鑽し、其の養成に努めつゝあるところなり。愛國の精神は、蓋しいづれの國民に於ても存在すべきなり。然れども、眞の愛情を眞に祖國に、眞の忠誠を眞に主君に捧ぐることを得る國民幾何ぞ。見よ興亡の跡繁き世界の史を見よ彼等君民の深からぬ思情を。世界國多しと雖、國國たらずして空しく愛國忠誠の至情を寒煙荒草の間に葬り去らざるべからざる國民こそ、洵に感むべき極みなれ。されば、我が國民たるもの深く思ひを茲に致し、碎而以て皇家の至幸と至榮とに報ひざるべからず。

御 製

君と臣の心の色にうつさはやいつもかはらぬ松のみとりを

陸海軍人勅諭

一 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ 凡生ヲ我國ニ稟クルモノ誰カハ國ニ報ユルノ心ナカルヘキ況シテ軍人タラン者ハ此ノ心ノ固カラテハ物ノ用ニ立チ得ヘシトモ思ハレス軍人ニシテ報國ノ心堅固ナラサレハ如何程技藝ニ熟シ學術ニ長スルモ猶偶人ニヒトシカルヘシ其ノ隊伍モ整ヒ節制モ正シクトモ忠節ヲ存セサル軍隊ハ事ニ臨ミテ烏合ノ衆ニ同シカルヘシ抑國家ヲ保護シ國權ヲ維持スルハ兵力ニ在レハ兵力ノ消長ハ是國運ノ盛衰ナルコトヲ辨ヘ世論ニ惑ハス政治ニ拘ラス只々一途ニ己カ本分ノ忠節ヲ守リ義ハ山嶽ヨリモ重ク死ハ鴻毛ヨリモ輕シト覺悟セヨ其ノ操ヲ破リテ不覺ヲ取り汚名ヲ受クルナカレ(明治十五年一月四日)

御 製

眞木柱立てし心を動かすな世にはあらしのふきすさふとも
大和心は雄々しの心なれども亦優しの心なり。即ち大和の名は、大なる平和を意味す。我が國民の平和を好み憐睦を愛するは、平時に於て固より存し、殊に戰時に於て著し。彼の日露戰役中、上村艦隊の恨骨髓に徹する敵艦三隻を蔚山沖に擊沈せんとするや、既に戦鬪力を失ひたる敵兵は之を力の限り救助し、苟も私怨を懷きて之に接せざりしとは、數ある美談中の一なりしとかや。

大和心は君に事へては忠の心たり、親に仕へては孝の心たり。忠臣は孝子の門より出づとかや。忠孝一本の大義は我が國の生命にして、國民道徳の精髄なり。我等は須らく大和心を養ひ、之を磨き、朝日の匂ふ所、忠と孝との萬朶の花を咲かせんばあるべからず。

御製

國といふ國の鑑となるはかりみかけますらを大和たましひ

御製

くろかねの的いし人もあるものをつらぬきとほせやまとたましひ

御製

むら肝の心つくして報ひなんおほし立てたるおやのめくみに

御製

むら肝の心の限りつくしてん我かおもふことなるもならぬも

御製

むら肝の心を種の教へくさ生ひしきらせよ大和しまねに

昭憲皇太后御歌

とりくにつくるかさしの花もあれとにはふこころのうるはしきかな

五五 臣の道

忠君は、孝親と共に人道の大本なり。抑も大日本帝國は、上に萬世一系の 皇室あり、下に建國以來子々孫々相承けて此の 皇室に仕へ来れる臣民あり。上下心を一にして以て今日の盛運を致せり。

我が國家は古來家族制を成し、國は家を擴充せるものにして、家は國を縮小せるものなり。我が臣民は皇統の末流を汲める者に非ざれば、則ち神孫に隨ひて此の國土に來りし者の子孫なり。されば、畏くも我が 皇室は臣民の大宗家に御在まして、臣民は

此の大宗家の下に互に骨肉同胞の關係を保てるものなり。此の故に御歴代の天皇が臣民を愛撫し給ふことは、恰も父母が我が子を愛するに異ならず。又臣民は皇室を吾等の大宗家と崇め奉り、恐れ多くも親に事ふる心を以て之に仕へ奉れり。夫れ明治大帝は畏くも臣民を赤子と宣はせ給ひ、又御身自らを億兆臣民の父母とさへ仰せられたり。あゝ君臣の間其の情誼の深厚なる、世界何れの國に於てか能く其の比を見るべき。

明治大帝御宸翰

朕幼弱ヲ以テ猝ニ^{ハカ}大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事へ奉ラニヤト朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ竊ニ考フルニ中葉朝廷衰ヘテヨリ武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ザケ億兆ノ父母トシテ絕ヘテ赤子ノ情ヲ知ル能ハサルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君タルモ唯名ノミニ成リ果テ其カ爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシカ如クニテ朝威ハ倍衰ヘ上下相離ルル事霄壤ノ如シカカル形勢ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ今般朝政一新ノ時ニ膺リ天下億兆一人モ其ノ處ヲ得ナル時ハ皆朕カ罪ナレハ今日ノ事朕自身骨ヲ勞シ心志ヲ苦メ艱難ノ先ニ立チ古列祖ノ盡サセ給ヒシ蹟ヲ履ミ治蹟ヲ勤メテコソ始テ天職ヲ奉シテ億兆ノ君タル所ニ背カサルヘシ往昔列祖萬機ヲ親ラシ不臣ノモノアレハ自ラ將トシテ之ヲ征シ給ヒ朝廷ノ政總テ簡易ニシテ如此尊重ナラサル故君臣相親ミテ上下相愛シ德澤天下ニ治ク國威海外ニ輝キシナア然ルニ近來宇内大ニ開ケ各國四方ニ相雄飛スルノ時ニ當リ獨我邦ノミ世界ノ形勢ニ疎ク舊習ヲ固守シ一新ノ効ヲ計ラス朕徒ニ九重ニ安居シリ日ノ安キヲ偷ミ百年ノ憂ヲ忘ルルトキハ遂ニ各國ノ凌侮ヲ受ケ上ハ列聖ヲ辱シメ奉リ下ハ億兆ヲ苦メンコトヲ恐ル故ニ朕茲ニ百官諸侯ト廣ク相誓ヒ列祖ノ御偉業ヲ繼述シ一身ノ艱難辛苦ヲ問ハス親ラ四方ヲ經營シ汝億兆ヲ安撫シ遂ニハ萬里ノ波濤ヲ開拓シ國威ヲ四方ニ宣布シ天下ヲ富岳ノ安キニ置カンコトヲ欲ス汝億兆舊來ノ陋習ニ慣レ尊重ノミヲ朝廷ノ事トナシ神州ノ危急ヲ知ラス朕一度ヒ足ヲ舉レハ非常ニ驚キ種々ノ疑惑ヲ生シ萬口紛紜トシテ朕カ志ヲナササラシムル時ハ是朕ヲシテ君タル道ヲ失ハシムルノミナラス從テ列祖ノ天下ヲ失ハシムルアリ汝億兆能々朕カ志ヲ體認シ相率ヰテ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業

ヲ助ケテ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰メ奉ラシメハ生前ノ幸甚ナラン
(明治元年三月十四日)

憲法發布之詔

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即チ祖宗ノ惠撫慈養シタマヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ懿德良能ヲ發達セシメントヲ願ヒ又其ノ翼讚ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ(下略)(明治二十年二月十一日)

御製

葦原の國富まさむと思ふにもあをひとくさそたからなりける

御製

罪あらは我を咎めよ天つ神民はわかみのうみし子なれば

斯の如く我が臣民は 皇祖皇宗の赤子にして、我が祖先亦 皇祖皇宗の惠撫慈養し給ひし所の臣民なり。故に吾等臣民が祖先を敬ひ父母に従順なるは、即ち君に忠たる所以なり。之を忠孝一本と稱す。即ち、君に忠なるは親に孝なる所以にして、親に孝なるは亦君に忠なる所以なり。夫れ我國の如く祖先を基礎として成立せる國家に在りては、忠孝は極めて深遠なる意義を有するものなり。即ち孝なれば一家の滅亡立どころに到るか如く、忠なれば一國の運命亦危からずとせず。故に、忠孝一本は、我が皇國をして永遠に繁榮せしむる所以なり。實に忠は國の寶にして、孝は家の寶なり。而して忠孝は國家の柱石たり。忠孝一本の國に生れたる吾人日本民族は、忠ならんと欲すれば、孝ならず孝ならんと欲すれば忠ならざる彼の外の國に生れたる國民に比すれば、幸福何ものか之に過ぎむ。されば吾人は須らく忠ならざるべからず、また孝ならざるべからず。

淳仁天皇忠孝之詔

夫レ人トシテ己カ先祖ノ名ヲ興シ繼キヒロメント念ハヌアルハ在ラシ
是ヲ以チテ明ケク淨キ心以チテ仕ヘマツルヲハ氏々ノ家ハ絶チタマハ
ニ治メ賜フト勅リタマフ御命ヲ諸々聞シ食サヘト勅ル

御製

國の爲いよくつくせ千萬の民のこころをひとつにはして
御製

國といふ國の鑑となるはかりみかけますらをやまとたましひ

昭憲皇太后御歌

君と臣の心の色にうつさはやいつもかはらぬまつのみとりを

然らば、忠とは何ぞや、忠とは、君に對して誠意を以て臣民の禮を盡し、其の尊嚴を擁護することを云ふ。即ち、臣民の心身の全部を擧げて君に捧ぐるを忠の要諦と爲す。君は譬へば精神の如く、臣民は譬へば身體の如し。若し身體の中精神の欲する所に従はざるものあるときは、全身之が爲に活動を爲さるに至る。故に、臣民にして君命に従はざるものあらば、啻に國家の成立に害あるのみならず、又臣民の幸福は絶えて之なきに至るべし。

臣民は君命に服従すると共に、君主を尊敬せざるべからず、尊敬の伴はざる服従は、眞の服従にあらず。即ち忠君は心身を君に奉獻して全く自己を沒却するに在り。自己の利を圖らず、自己の爲を思はず、言行一に君主の爲に盡すに在り。夫れ忠の字義たるや、人の口と心とを相結び相離れざらしむるの謂なり。吾人は須らく字義の由來する其の如何に深遠なるかを察し、君の爲めには一心一體以て其の赤誠を盡し奉らざるべからず。

御 製

事しあらは水にも火にも入らはやとおもふはやかてやまとたましひ

御 製

空蟬の世は安らかに治まりぬわれをたすくるおみのちからに

忠君は、國民日常の要道にして、之に依りて家は築え、之に依りて國は賑ふ。然れども國家危急の秋に當りては、國民は萬事を棄てゝ、君の爲國の爲に赤誠を盡し、天壤無窮の皇運を扶翼し奉らざるべからず。

教育勅語

一旦緩急アラハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

孝明天皇御製

戈とりて守れ宮人九重のみはしのさくらかせそよくなり

御 製

千萬の民よ心をあはせつつくにに力をつくせとそおもふ

御 製

波風の静かなる日も船人はかちにこころをゆるささらなむ

國を思ふ道にふたつはなかりけりいくさのにはにたつもたたぬも

御製

ことなしと弛ふ心はなか／＼に仇あるよりもあやふかりけり

御製

弓矢もて神の治めし國人はことなきよにも心ゆるふな

忠君は一般國民的修道の根義なりと雖、國家非常の事變に際し彈丸雨飛の間に立
ちて王事に盡す軍人とりては、特に至尊至重の義務なり。戰勝は固より歴代神明の
加護と大元帥陛下の御稜威との致す所なりと雖、また忠勇義烈なる將士の奉公の
赤誠によらずんばあるべからず。如何に戰備の整ふと雖、如何に武器の精銳なりと雖、
し。國民は皆陛下の赤子なりと雖、陛下が取り分け軍人を愛し殊更に軍人を頼み
とし給ふ大御心の程は、數多き詔勅・聖諭・御製に溢れて見ゆ。

天忍日命之御歌

海ゆかば水づく屍

山ゆかば草むす屍

大君の邊にこそ死なめ

のどにはしなじ

軍人勅諭

- 一 軍人ハ忠節ヲ盡スヲ本分トスヘシ
- 一 軍人ハ禮儀ヲ正シクスヘシ
- 一 軍人ハ武勇ヲ尚フヘシ
- 一 軍人ハ信義ヲ重スヘシ
- 一 軍人ハ質素ヲ旨トスヘシ

日清宣戰之詔

(上略)事既ニ茲ニ至ル、朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚
スルニ専ラナリト雖亦公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ、汝有衆ノ忠實勇
武ニ倚頼シテ速ニ平和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコト
ヲ期ス(明治二十七年八月一日)

日露宣戰之詔

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝
有衆ニ示ス(中略)事既ニ茲ニ至ル、帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メムトシタ
ル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ、朕ハ有衆ノ忠實勇

武ナルニ倚賴ス速ニ平和ニ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコ
トヲ期セヨ(明治三十七年二月十日)

日獨宣戰之詔

天祐ヲ保有シ萬世一系ノ皇祚ヲ踐メル大日本國皇帝ハ忠實勇武ナル汝
有衆ニ示ス(中略)朕茲ニ獨逸國ニ對シテ戰ヲ宣ス朕カ陸海軍ハ宜ク力ヲ
極メテ戰鬪ノ事ニ從フヘク朕カ百僚有司ハ宜ク職務ニ率循シテ軍國ノ
目的ヲ達スルニ易ムヘシ凡ソ國際條規ノ範圍ニ於テ一切ノ手段ヲ盡シ
必ス違算ナカラムコトヲ期セヨ朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專
ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ(中略)朕皇祚
ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々タルヲ
以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾ト
ス。

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚賴シ速ニ平和ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣
揚セムコトヲ期ス(大正三年八月二十三日)

御 製

國といふ國の鑑となるはかりみかけますらをやまとたましひ

御
製
子等は皆軍の庭に出てはてゝおきなやひとりやま田もるらむ

御
製
あたしのにいさ輝かせ丈夫かときすましたるたちのひかりを
つはものの心と共にのる駒もつかるを知らいやすすむらむ

金鷹勳章制定之詔

朕惟ルニ神武天皇皇業ヲ恢弘シ繼承シテ朕ニ及ヘリ今ヤ寶カニ登極紀
元ヲ算スレハ二千五百五十年ニ達セリ朕此期ニ際シ天皇戡定ノ故事ニ
徵シ金鷹勳章ヲ創設シ將來武功拔群ノ者ニ授與シ永ク天皇ノ威烈ヲ光
ニシ以テ其ノ忠勇ヲ獎勵セントス汝衆庶此ノ旨ヲ體セヨ(明治二十三年
二月十一日)

昭憲后太后御歌

君を思ふ誠の途の一筋はかねてもしるしはなつひと矢に

賴もきし名にはあれとも戰にかたてはやまぬやまとたましひ

五六 戊申詔書

畏くも 明治大帝は、明治四十一年十月十三日、我が國運の發展に關する詔書を下し賜へり。之を世に戊申詔書と申し奉る。

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益ミ國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス顧ルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自疆息マサルヘシ抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史ノ成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ寔ニ克ク恪守シ淳礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我ガ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ

夫れ戊申詔書は、世界の大勢に鑑み當今の世局に處して日本臣民の當に躬行すべき所を諭させ給ひしものなり。今其の聖旨の存する所を略述し奉り以て、新日本國臣民の順守すべき所を示さんとす。

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス

とは、現代世界の大勢を示させ給ひたるものなり。即ち、方今文明の進歩の甚だ速かにして世界各國互に相倚り相助けて共に文明の幸福を享くるに至りしことを示させ給へるなり。

朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト共ニ永ク其ノ慶ニ賴ラムコトヲ期ス

とは、我が大日本帝國も、亦此の世界の大勢に隨ひ列國と情誼を厚くし以て、世界文明の慶福を共にせんことを示させ給へるなり。

顧ルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセムトスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス

とは、世界の速かなる進歩の大勢に伴ひ世界文明の惠福を共に享けんには、先づ國運の發展を圖るべく、而して、之が爲には戰後の經營と内治外交の更張とを必要とする旨を示させ給へるなり。

宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ

とは、國運發展の方法として、明治大帝が最も軫念し給へる所、日本臣民は克く聖旨の存する所を謹察し、大御心に副へ奉らざるべからず、而して此の聖諭は、戰後に於てのみならず、又國民の當時拳々服膺すべき所なり。夫れ『忠實業ニ服シ』とは、已か職業に全力を傾注して精勵するをいふ。『勤儉産ヲ治メ』とは、質素儉約を守りて一家の資産を興し、以て、國家富強の基を圖るをいふ。『惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ』とは、常に誠意を以て人に相交り、以て、醇美敦厚の風俗を興すをいふ。『華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自彊息マサルヘシ』とは、文明の餘弊たる浮華遊惰を避け、國民互に誠めて、國運の發展の爲には寸時も心を弛めざるをいふ。

抑我カ神聖ナル祖宗ノ遺訓ト我カ光輝アル國史の成跡トハ炳トシテ日星ノ如シ

とは、我か皇祖皇宗の至仁至慈に在しまし、屢々聖訓を下し給ひて臣民を赤子の如く愛撫慈養し給ひしたこと、及び、我が臣民の克く聖旨を奉體して忠誠を致したる史跡の明かなること、恰も天空に懸る日星の如しと宣はせられたるなり。

憲ニ克ク恪守シ淳礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ

とは、現今世界の大勢に順應すべき我が大日本國の國運發展の要道は、皇祖皇宗の遺訓を守り、光輝ある國史の成跡を漬さることに在るを示させ給へるなり。

朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕力旨ヲ體セヨ

とは、此の如き世界の時勢に當り忠良なる臣民の協力翼賛により、明治維新の際に先帝陛下の定め給へる五箇條の御誓文を擴充し、以て、祖宗の御威徳を宣揚せんことを望ませ給へるなり。五箇條の御誓文とは、

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメ

ノコトヲ要ス

一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

と、明治元年三月十四日天地神明に誓はせ給へるものをいふ。

昭憲皇太后御歌

國のため下したまひし詔かしこさになくきみかみよかな

五七 庶政の更張

神武天皇、皇祖の神勅を奉じて始めて國を建てたまひてよりこゝに二千五百七十餘年、その間列聖相承け相傳へ、皇統連綿として絶えず、世々國利民福を計り給ひ、億兆等しく其の徳澤に浴し、國運は日に進みて遂に今日の盛勢を致したり。殊に明治大帝は、親しく萬機の政をみそなはし、内、建國以來、歷聖の遺制に基き、外、西洋諸國の文物を採り、着々として新政を行ひ給ひければ、國力の發展は止る所を知らず。特に、日清日露の二大戰役を経てより其の地位益々上がり、今や一變して世界一等國の班に連り、列強と角逐すべき光榮を擔ふに至れり。これ文明史上世界の耳目を驚かしたる著しき事實なり。此の際にあたりて、臣民として生れ出でし者の光譽の大なるは勿論、其の責任の重きことも亦格別なり。げに此の光榮ある國家の發展を永遠に盛ならしむるも、はた、其の勢力を槿花一日の榮に失墜せしめて他の侮を招くも、一に我等國民の努力如何に在り。

畏くも、明治大帝は、明治四十一年十月十三日、國運の發展に關する詔書を下し賜ひ、世界の大勢に鑑み當今の世局に處して臣民の覺悟實行すべき所を諭させ給へり、世にこれを戊申詔書と稱へ奉る。

先づ、大帝は、我が國も亦世界の大勢に隨ひ、情誼を厚くして各國と交り以て文明の慶福を永く共にせんとすと宣へり。

戊申詔書

(上略) 賦ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇クシ列國ト共ニ永ク其ノ慶ニ
賴ラムコトヲ期ス(下略)

而して、世界進歩の大勢に伴ひ文明の惠澤を共にせんには、須らく内國運の發展を圖るべく、これが爲には戦後の經營と諸政の更張とを必要とす、と高唱し給へり。

戊申詔書

(上略)顧ミルニ日進ノ大勢ニ伴ヒ文明ノ惠澤ヲ共ニセントスル固ヨリ内國運ノ發展ニ須ツ戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス(下略)

げに、制度文物に於て維新以後五十年間の長夜の夢に馴れ、徒らに歐米の後塵を拜するのみにては、常に世界の文明に後れ其の惠澤を享くる能はず。又、國力未だ充實せざるときは、他國の長をよく採り我が短をよく補ふこと能はず。されば、明治大帝の特に茲に寂慮を注ぎ給ひ國運の發展を望ませ給へるは、誠に故ありとこそ申すべけれ。

而して内國運の發展を圖らんには、戰後の經營を忽せにすべからざると共に、大に諸政の改善擴張を必要とす。思ふに日露の役に於いて、我が國は空前の大勝を博し國威を八紘に發揚したりと雖、之が爲に蒙れる諸般の創痍は、蓋し計り知るべからず。されば、國運の發展を圖らんには、先づ此の創痍を治するを要す。一片の創痍尙よく五尺の體軀を斃すことあり。一國の創痍を治する、いかに國民の同心協力これが治療に最善の屬精を必要とすべきか、問はずして自ら明かなり。

而して、又、日進の大勢に伴ひ永く此の戰捷の榮譽を全うせんには、諸政の改善振擴を要するや多言を須たず。然らば此の創痍を治し庶政の更張を圖るの道は、何處に求むべきか。實に此の道たるや邦家百年の大計なり。畏くも明治大帝は、此の道を授け給ひ以て上下國民の率由するところを宣布し給へり。

戊申詔書

(上略)宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相諒メ自彊息マサルヘシ(下略)

誠にこれ國運發展の要訣にして、國民仰守の玉音なり。六千萬民、上下心を一にして斯の道によく淬礪の誠を致さば、邦家百年の大計何事か成らざらん。畏くも亦明治大帝は、此の大道を成し而して維新の宏圖を弘充し、以て、祖宗の御威徳を發揚せんことに於いて、忠良なる臣民の協力翼賛に須つと宣へり。嗚呼、誰か聖旨の優渥なるに感泣せざらんや。臣民たる者、宜しく睿旨を奉體し協力翼賛の實を擧ぐることに、粉骨碎身、自彊息まざらんことを期すべきなり。

戊申詔書

(上略)朕ハ方今ノ世局ニ處シ我カ忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ(下略)

御製

國のためいよくつくせ千萬の民のころをひとつにはして

維新皇獻

- 一 廣ク會議ヲ興シ萬機公論ニ決スヘシ
- 一 上下心ヲ一ニシテ盛ニ經綸ヲ行フヘシ
- 一 官武一途庶民ニ至ルマテ各其ノ志ヲ遂ケ人心ヲシテ倦マサラシメ
ンコトヲ要ス
- 一 舊來ノ陋習ヲ破リ天地ノ公道ニ基クヘシ
- 一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ(明治元年三月十四日)

御製

千萬の民の心を合せつゝ國に力をつくせとそもふ

國運發展の此の道は、實に天下の大道、邦家永遠の羅針なり。されば、いづれの時、いづれの所に施してか恃るべき。況んや日進月歩たりみなく益々諸政の更張を要する我が國の現情に於いてをや。今上天皇陛下は、即ち本次の歐洲大戰亂終熄の日に當り大詔を下し賜ひ先考の遺訓を重ねて紹布し給へり。帝國臣民たる者此を奉じ彼を仰ぎて、忠實服業、重厚堅實、以て、益々時世の進運に伴はんことを努めざるべからず。

今上天皇陛下平和ノ大詔

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我カ
聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ賴リ戰氛一掃平和全ク復スルニ至リタル
ハ朕ノ甚タ憚フ所ナリ(中略)平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ是レ朕カ中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ

今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自疆隨時順應ノ道ヲ講スヘキ。
ノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ舉ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メナルヘカラス
朕ハ永ク友邦ト偕ニ和平ノ慶ニ賴リ休明ノ澤ヲ同シクセムコトヲ期シ
朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化ヲ廣敷シ益々祖宗ノ洪業ヲ光恢セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ(大正九年一月十日)

御 製

國民の力の限りつくすこそ我が日のものかためなりけれ

五八 國の交はり

圓滿なる社交は個人の幸福・社會の繁榮を助長すると同じく、親善なる國交は國家相互の福利を増進す。されば、國家は他の國家に對して其の獨立と權利とを重んじ益益和親を厚くするの務あり。又、臣民は他の國家に對し及び其の臣民に對して此の務を分擔助長せざるべからず。現今世界の大勢は列國各其の獨立を確保すると共に、相互交誼を厚くし文明の惠澤を俱にせんと努む。國家及び國民の福利は文明の果實なり。文明の果實は獨り親善なる國交によりて得らる。

五箇條之御誓文

一 智識ヲ世界ニ求メ大ニ皇基ヲ振起スヘシ

戊申詔書

朕惟フニ方今人文日ニ就リ月ニ將ミ東西相倚リ彼此相濟シ以テ其ノ福利ヲ共ニス朕ハ爰ニ益々國交ヲ修メ友義ヲ惇シ列國ト與ニ永ク其ノ慶

ニ賴ラムコトヲ期ス(下略)

今上天皇陛下御即位勅語

(上略) 朕今丕績ヲ繼キ遺範ニ遵ヒ内ハ邦基ヲ固クシテ永ク磐石ノ安ヲ

圖リ外ハ國交ヲ敦クシテ共ニ和平ノ慶ニ賴ラムトス(下略)

國交を全うするに就きて最も重んずべきは、國家及び國民相互間の和親と通商となり。國家相互間の和親は、外交の誠實に在り。國民相互間の和親は交友の禮讓と親愛とに在り。國家及び國民相互間の健全なる通商は、信用の厚實に在り。特に國民相互間の通商には、信用の厚くして終始易らざることを要す。一時の私慾一朝の榮富は、黃梁一炊の夢にして、忽ちにして國家の信用と利權とを衰頽せしむ。要するに吾人は誠實以て有無相通じ、尊愛以て長短相補ひ、永く文明の福利を享けむことに努めざるべからず。

御 製

よきをとりあしきをして、外國に劣らぬくにとなすよしもかな

我か國に茂り合ひけり外國の草木のなへもおほしたつれは

日清宣戰之詔勅

二百六十四

惟フニ朕カ即位以來茲ニ二十有餘年文明ノ化ヲ平和ノ治ニ求メ事ヲ外國ニ構フルノ極メテ不可ナルヲ信シ有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ厚クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ年ヲ逐フテ親密ヲ加フ(下略)

日露宣戰之詔勅

(上略)惟フニ文明ヲ平和ニ求メ列國ト友誼ヲ篤クシ以テ東洋ノ治安ヲ永遠ニ維持シ各國ノ權利利益ヲ損傷セシテ永ク帝國ノ安全ヲ將來ニ保障スヘキ事態ヲ確立スルハ朕夙ニ以テ國交ノ要義ト爲シ旦暮敢テ違ハサランコトヲ期ス(下略)

日獨宣戰之詔勅

(上略)朕ハ深ク現時歐洲戰亂ノ殃禍ヲ憂ヒ專ラ局外中立ヲ恪守シ以テ東洋ノ平和ヲ保持スルヲ念トセリ此ノ時ニ當リ獨逸國ノ行動ハ遂ニ朕ノ同盟國タル大不列顛國ヲシテ戰端ヲ開クノ止ムナキニ至ラシメ(中略)極東ノ平和ハ正ニ危殆ニ瀕セリ(下略)(大正三年八月二十三日)

互に交誼を厚くし文明の化を平和の間に求めんことは、列國の等しく冀ふ所なれども、時に利權の衝突ありて戰爭の避くべからざることあり、已に開戦の已むを得ざるに至りたるときは、國民は滿腔の敵愾心を以て義勇公に奉じ、以て、天壤無窮の皇運を扶翼せざるべからず。然れども敵愾心を移して平和的個人に及ぼすが如きことあるべからず。蓋し戰爭は、國家が正當なる武力に訴へて其の利權を全うするを目的とするものなれば、國と國との衝突にして人と人との鬭争にあらざればなり、殊に國際法は人道の尊重を以て其の立法の經緯とはするなり。

教育勅語

(上略)一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ(下略)

日清宣戰之詔勅

(上略)有司ヲシテ常ニ友邦ノ誼ヲ篤クスルニ努力セシメ幸ニ列國ノ交際ハ日ヲ逐フテ親密ヲ加フ何ソ料ラム清國ノ朝鮮事件ニ於ケル我ニ對シテ著々鄰交ニ戾リ信義ヲ失スルノ舉ニ出テントハ(中略)事既ニ茲ニ至ル、朕平和ト相終始シテ以テ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚スルニ專ラナリト雖モ公ニ戰ヲ宣セサルヲ得サルナリ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シテ速ニ平

和ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ全クセムコトヲ期ス(明治二十七年八月一日)

日露宣戰之詔勅

(上略)凡ソ露國カ始ヨリ平和ヲ好愛スルノ誠意ナルモノ毫モ認ムルニ由ナシ(中略)帝國カ平和ノ交渉ニ依リ求メントシタル將來ノ保障ハ今日之ヲ旗鼓ノ間ニ求ムルノ外ナシ朕ハ有衆ノ忠實勇武ナルニ倚頼ス速ニ和平ヲ永遠ニ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ保全セムコトヲ期セヨ(明治三十七年二月十日)

日獨宣戰之詔勅

(上略)朕皇祚ヲ踐テ未タ幾クナラス且今尙皇妣ノ喪ニ居レリ恆ニ平和ニ眷々タルヲ以テシテ而カモ竟ニ戰ヲ宣スルノ已ムヲ得サルニ至ル朕深ク之ヲ憾トス。

朕ハ汝有衆ノ忠實勇武ニ倚頼シ速ニ平和ヲ克復シ以テ帝國ノ光榮ヲ宣揚セムコトヲ期ス(大正三年八月二十三日)

御製

四方の海みな同胞と思ふ世になとなみかせの立ちさわくらむ

御製

國の爲仇なす仇は碎くともいつくしむへきことなわすれそ

夫れ我が國は、天皇陛下の御稜威と臣民の忠良とにより、明治維新以來數次の戰に連捷して國威を世界に發揚せり。然れども、戰捷は幾多の損失を作し、やゝもすれば浮華遊惰の惡風を産む。吾人は榮えある勝利を謠ふと共に、受けたる國力の創痍招きたる民風の頽廢を嘆惜して、肅然たらざるべからず。而して彌々國力を充實し、益々世界文明の惠澤に浴せんことに努力せんばあるべからず。

戊申詔書

(上略)戰後日尙淺ク庶政益々更張ヲ要ス宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ荒怠相誠メ自強息マサルヘシ(中略)寔ニ克ク恪守シ淳礪ノ誠ヲ輸サハ國運發展ノ本近ク斯ニ在リ朕ハ方今ノ世局ニ處シ我忠良ナル臣民ノ協翼ニ倚藉シテ維新ノ皇猷ヲ恢弘シ祖宗ノ威徳ヲ對揚セムコトヲ庶幾フ爾臣民其レ克ク朕カ旨ヲ體セヨ(明治四十一年十月十三日)

日露平和克復之大詔

朕東洋ノ治平ヲ維持シ帝國ノ安全ヲ保障スルヲ以テ國交ノ要義トナシ夙夜懈ラス以テ皇猷ヲ光顯スル所以ヲ念フ不幸客歲露國ト釁端ヲ啓クニ至ル亦寔ニ國家自衛ノ必要已ムヲ得サルニ出テタリ開戰以來朕カ陸海ノ將士ハ内籌畫防備ニ勤メ外進攻出戰ニ勢シ萬艱ヲ冒シテ殊功ヲ奏ス在廷ノ有司帝國議會ト亦善ク其ノ職ヲ盡シテ以テ朕力事ヲ獎メ軍國ノ經營内外ノ施設其ノ緩急ヲ愆ラス億兆克ク儉ニ克ク勤メ以テ國費ノ負荷ニ任シ以テ費用ノ供給ヲ豐ニシ舉國一致大業ヲ贊襄シテ帝國ノ威武ト光榮トヲ四表ニ發揚シタリ是固ヨリ我カ皇祖皇宗ノ遺靈ニ賴ルト雖折々亦文武臣僚ノ職務ニ忠ニ億兆民庶ノ奉公ニ勇ナルノ致ス所ナラスムハアラス交戰二十閱月帝國ノ地歩既ニ固ク帝國ノ國利既ニ伸フ朕ノ恆ニ平和ノ治ニ汲々タル豈徒ニ武ヲ窮メ生民ヲシテ永ク鋒鏑ニ困マシムルヲ欲セムヤ

舊ニ亞米利加合衆國大統領ノ人道ヲ尊ヒ平和ヲ重ンスルニ出テ、日露兩國政府ニ勸告スルニ媾和ノ事ヲ以テスルヤ朕ハ深ク其ノ好意ヲ諒トシ大統領ノ忠言ヲ容レ乃チ全權委員ヲ命シテ其ノ事ニ當ラシム爾來彼我全權ノ間數次會商ヲ累ネ我ノ提議スル所ニシテ始ヨリ交戰ノ目的タルモノト東洋ノ治平ニ必要ナルモノトハ露國其ノ要求ニ應シテ以テ和好ヲ欲スルノ誠ヲ明ニシタリ朕全權委員ノ協定スル所ノ條件ヲ覽ルニ皆善ク朕カ旨ニ副フ乃チ之ヲ嘉納批准セリ朕ハ茲ニ平和ト光榮トヲ併セ獲テ上ハ以テ祖宗ノ靈鑒ニ對ヘ下ハ以テ丕績ヲ後昆ニ貽スヲ得ルヲ喜ヒ汝有衆ト其ノ譽ヲ偕ニシ永ク列國ト治平ノ慶ニ賴ラムコトヲ思フ今ヤ露國亦既ニ舊盟ヲ尋テ帝國ノ友邦タリ即チ善憐ノ誼ヲ復シテ更ニ益々敦厚ヲ加フルコトヲ期セサルヘカラス

惟フニ世運ノ進歩ハ頃刻息マス國家内外ノ庶政ハ一日ノ懈ナカラムコトヲ要ス偃武ノ下益々兵備ヲ修メ戰勝ノ餘愈々治教ヲ張リ然シテ後始テ能ク國家ノ光榮ヲ無疆ニ保チ國家ノ進運ヲ永遠ニ扶持スヘシ勝ニ狃レテ自ラ裁抑スルヲ知ラス驕怠ノ念從テ生スルカ如キハ深ク之ヲ戒メサルヘカラス汝有衆其レ善ク朕意カ意ヲシ益々其ノ事ヲ勤メ益々其ノ業ヲ勵ミ以テ國家富強ノ基ヲ固クセムコトヲ期セヨ(明治三十八年十月)

曰獨平和克復ノ大詔

朕惟フニ今次ノ大戰亂ハ兵戈五年ニ彌リ世界ヲ聳動セシメタルモ我力聯合諸友邦勇奮努力ノ威烈ニ賴リ戰氛一掃平和全ク復スルニ至リタルハ朕ノ甚タ懼フ所ナリ今斯ノ紛擾ノ局ヲ收メ安寧ヲ將來ニ規ルハ固ヨリ諸友邦ノ協同變理ニ須タサルヘカラス嚮ニ講和會議ノ佛國ニ開カルルヤ朕亦全權委員ヲ簡派シ其ノ商議ニ參セシメシニ平和永遠ノ協定新ニ成リ國際聯盟ノ規模斯ニ立ツ是レ朕力中心實ニ欣幸トスル所ナルト共ニ又今後國家負荷ノ重大ナルヲ感セスムハアラサルナリ

今ヤ世運一展シ時局丕ニ變ス宜シク奮勵自強隨時順應ノ道ヲ講スヘキ

ノ秋ナリ爾臣民其レ深ク之ニ省ミ進ミテハ萬國ノ公是ニ循ヒ世界ノ大經ニ仗リ以テ聯盟平和ノ實ヲ舉ケムコトヲ思ヒ退イテハ重厚堅實ヲ旨トシ浮華驕奢ヲ戒メ國力ヲ培養シテ時世ノ進運ニ伴ハムコトニ勉メサルヘカラス

御製

朕ハ永ク友邦ト俱ニ和平ノ慶ニ賴リ休明ノ澤ヲ同シクセムコトヲ期シ

御製

朕カ忠良ナル臣民ノ一心協力ニ倚藉シ衆庶ノ康福ヲ充足シ文明ノ風化

御製

諸共に助け合ひつゝ國民のむつひあふ世そたのしかりける

昭憲皇太后御歌

いくさ船碇おろしてあた波もおとせぬみよのとしいはふらし

國家及び國民の福利は、文明の受授によりて得らる。然れども、徒に文化の惠澤に浴せむことをのみ欲し、遂に本を忘れ末を逐ひ、咲き乱る、文明の花の香に溺醉することなけれ。

御製
如何に世は開けゆくとも古のくにおきてはたかへさらなむ

よきをとりあしきをして、外國にをとらぬくにとなすよしもかな
對獨平和條約調印確定せらるゝや、即ち大正八年六月二十七日 天皇陛下は、大不
列顛國皇帝陛下・亞米利加合衆國大統領・白耳義國皇帝陛下佛蘭西國大統領伊太利國
皇帝陛下へ御祝電を御發送あらせられたり。今其の御電文を拜するに、言々句々、一と
して世界の平和と全人類の慶福とを御念とせさせられざるも無し。

大不列顛國皇帝陛下へ御祝電

正義公道終ニ共ニ勝利ヲ收メタルニ際シ朕ハ茲ニ滿腔ノ欣快ヲ以テ至
誠ノ祝意ヲ陛下ニ致サント欲ス英國軍隊ノ偉業竝ニ國民ノ不撓ナル精
神ハ我國民ノ常ニ回顧シテ至大ノ誇トスル所ナリ既往四箇年ニ亘レ
ル困苦ヲシテ戰勝ノ回想タラシメ今後世界ハ安寧幸福ノ裡ニ其ノ發達
フ爲スヘキ新世紀ニ入ランコト朕ノ切望シテ止マサル所ナリ

亞米利加合衆國大統領へ御祝電

最後ノ勝利ヲ收ムルカ爲ニ閣下及米國民ノ多大ナル貢獻ヲ爲セル戰爭
今ヤ確乎タル其ノ終局ヲ告ケタルニ際シ閣下竝閣下ノ主宰セラル偉
大ナル友國ノ人民ニ賀意ヲ致スハ朕ノ最モ欣快トスル所ナリ世界ノ史
上ニ於ケル一大新紀元ノ前驅ニシテ安寧幸福ノ增進ニ關スル前代ノ歷
史ニ其ノ比ヲ見サル今回ノ赫々タル戰勝ニ對シ朕ハ茲ニ至厚至誠ノ祝
意ヲ表ス

白耳義國皇帝陛下へ御祝電

正義ヲ擁護スルカ爲ニ貴我兩國ノ提携努力シタル今次ノ戰爭今ヤ光輝
アル終結ヲ告ケタルニ際シ朕ノ熱誠ナル祝詞ヲ陛下ニ致スハ朕ノ欣幸
トスル所ナリ

佛蘭西大統領へ御祝電

貴國カ極メテ光輝アル任務ヲ遂行セル今次ノ戰爭ニ於テ吾人ノ傾注シ
タル努力ハ今ヤ正當ナル戰勝ノ講和ニ依リテ其ノ成果ヲ收ムルニ際シ
朕ノ熱誠ナル祝詞ヲ呈スルハ朕ノ特ニ欣幸トスル所ナリ

伊太利國皇帝陛下へ御祝電

今ヤ幸ニ平和ヲ回復シ吾人共同ノ勝利ノ遂ニ確定ヲ見タル此時ニ際シ
陛下及勇敢ナル貴國民ニ對シテ朕ノ熱誠ナル祝詞ヲ呈スルハ朕ノ特ニ
欣幸トスル所ナリ

五九 全き愛

愛は、人の本性に基づける美德なり。而して愛は、人に對する道の本なり。蓋し愛なき所に人道なく、人道なき所に尊き人生は無し。然れども、愛は人類同胞の間にのみ限るべきものにあらず、親子の愛、兄弟姉妹の愛、夫婦の愛、朋友の愛、世人に對する愛は、延いてはこれをおし廣めて動物植物にまでも及ぼさるべからず。かくの如くにして始めて、眞の愛又は全き愛と稱し得べく、これ又人の本性の尊き所以なり。聖勅に博愛衆に及ぼすと宣はせられたるは、即ち此のことなり。

教育勅語

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己レヲ持シ博愛衆ニ及ホシ

動物は人類と同じく、生命あり又感覺あるものなれば、つとめて生を欲し死を避け、又樂を好み苦を厭ふ。されば、故なく之を虐待し、又は之を殺害するは、人の本性を傷つくるものなり。誰か我が子に咬み付く犬を惡しとせんや、動物また此の心あり。我が身をつめつて人のいたさを知れ。殊に家畜に對しては、慈悲の心を以て之に接し、苟も殘忍なるふるまひあるべからず。牛馬犬猫は、それ／＼吾人の要を爲すものにして、恰も家族の一員たりといふことを得べし。又人によりては、生活の四肢たるべし。然るに、人にして己が家族を虐待し、四肢を苦役する、矛盾も亦甚だしからずや。

明治九年の夏、明治大帝東北御巡幸の道すがら中宮祠に行幸あらせられし時、折ふし一群の村民、一頭の巨鹿を生捕り來りて獻りたることありき。大帝御感銳ならず、村民に多くのかづけ物賜ひて歸らしめたまひけるが、やゝありて侍従を召しつゝ『あの鹿放ちやるべし』と命じ給へり。侍従等は此の鹿を今宵の供御にもとひそかに思ひ居たるに、かゝる大御言の下りしを承りて、聖德宏大・德禽獸に及べるを感じ奉りしとぞ。

左の御製は、明治大帝のものさせ給へるものなり。一天萬乘の高きに在しましながらよく畜類の上にも垂れさせ給へる御情の程、まことに靄然たるを見るべし。

御 製

久しくもわか飼ふ駒の老いゆくを惜しむはひとにかはらさりけり
戰のいとまる日は軍人手馴れのこまをいつくしむらん

御製

うち乗りて雪の中道はしらせし手馴れのこまも老いにけるかな

殊に、次の二首は、人畜協力のうるはしきさまを吟じ給へるものなり。路傍畜類を虐待する者、陛下の御慈愛の遍く及ばざるところなきことを拜察し奉るべきにあらずや。

御製

兵ものゝ心と共にのる駒もつかるゝ知らいやすゝむらん

御製

兵ものゝ糧も秣も運ふらんうしもいくさのみちにつかへて

植物は、動物とは異なり心なきものなるべしと雖、人類動物と均しく、亦、天地の間に生を享くるものなれば、固より其の生を尊重し、妄にこれを害すべからざるなり。彼の路傍の草花を故なく蹂躪し、又は公共庭園の樹木を害するが如きは、啻に自然の風致を損ふのみならず、其の人の心根のあさましさをも自ら證するものなり。

一事が萬事、といふ諺あり、蓋し其の人の行の一事は其の人の全行を語るとの謂なり。されば、動物に對し植物に對して殘酷なるほどの者は、人類同胞に對しても亦殘酷なるを免れざるべし。彼の重罪犯人及び不良少年の多くは、平素の言語舉動に常に殘忍性を帶ぶるものなりといふ。されば、動植物愛護の精神は、啻に自然物に對する道たるのみならず、又以て人類自己陶冶の術たることを知るべきなり。

六〇まこと

外には如何に容貌を飾るとも、内に穢れたる心ある者は、猶美しき假面を被れる惡魔の如し。また如何に言を巧にし色を令くするも、其の心正しからざれば、人語をなせる禽獸に等し。人若し自ら顧みて内に恥づる所あらば、一日として心を安んずること能はざるべし。之に反して、誠の心よりして思ふまゝを言ひ信するまゝを行はゞ、心常に平和にして世に些かの怖るゝ所もなく、光風霽月の想ありて常に楽しく過ごし得べし。名利を得權勢に居る必ずしも人生の幸福にあらず、眞の幸福はたゞ心の平安にあり。されば、苟も心の平和、身の幸福ならんことを欲する者は、常に誠實ならざるべからず。誠實とは、言ふところ行ふところ凡べて詐りなく、公明正大、心に一點の曇りなく内外一致して言行に表裏なきをいふ。彼の正直といひ、信義といふも、凡べてこれ誠實と同一義なり。

御製

世の中に危き事はなかるへしたゝしきみちをふみたかへすは

古人は曰へり『人の生や直』と。誠實は人の本性にして恰も自然に生ひ立てる草木の如く、人性の自然なり。されば、誠實は何人も行ひ易し。不誠實は何か爲にする所ありて、此の自然を害するものなり。加之不誠實は其の顯れん時の心配もありて決して心平かならず。而して一旦其の顯れし時は、之を包まんが爲に第二の不誠實を行ひ、更に第三第四と止まる所無かるべし。誠實は坦路を行くなり。不誠實は難路を辿るなり。誰か好みて坦路を避け、難路に就かんや。然るに、世には求めて難路に就く者あり。洵に愚と云はざるべけんや。

御製

すなほなる人の心の吳竹のまかれるくせはいつかつきん

御製

省みて心に問はゝ見ゆへきをたゝしきみちになとまよふらむ

御製

ともすればかき濁しけり山水のすませはすまむひとのこゝろを

誠實は、啻に言行に偽なきのみならず、眞に之を一貫するの熱情ありて終始易らざるをいふ。故に誠實なる者は、能く他人を感動せしめ、又、無我の小兒も之に懷き、縁なき人も之を敬ふべく、遂には鬼神をも泣かしむるに至るものなり。

御製

曇なき人の心は千早振神はさやかに照らし見るらむ

御製

天地も動かすはかり言の葉のまことのみちをきはめてしかな

御製

鬼神も泣かするものは世の中のひとのこゝろのまことなりけり

誠實は、諸徳の根本なり。誠實を以て君に仕ふれば則ち忠となり、親に事ふれば則ち孝となり、他人に對すれば則ち信となる。何事を爲すにも誠實ならざれば、能く之を成就すること能はず。うはべを飾り言葉を巧にすとも、内に誠を缺かば偽善たるを免れず。實に誠は萬善の源にして、不誠實は衆惡の泉なり。

御製

目に見えぬ神に向ひて耻ちさるはひとのこゝろのまことなりけり

御 製

曇なき心の底の知らるゝはことはの玉のひかりなりけり

御 製

言の葉の誠の道を月花のもてあそひとは思はさらなむ

陸海軍人勅諭

心誠ナラサレハ如何ナル嘉言モ善行モ皆ウハヘノ裝飾ニテ何ノ用ニカ

ハ立ツヘキ心タニ誠アレハ何事モ成ルモノソカシ(明治十五年一月四日)

御 製

さかしきも愚かもあれと人毎にあらまほしきはまことなりけり

御 製

人はたゞ誠の道を守らなんたかきいやしきしなはりとも

御 製

世の中の人の司となる人の身のをこなひよたゞしからなむ

御 製

誠もて交らふ友はなかくにはらからよりもたのしかりけり

昭憲皇太后御歌

とりくにつくるかさしの花もあれとにはふこゝろのうるばしきかな

戊申詔書

(上略)宜ク上下心ヲ一ニシ忠實業ニ服シ勤儉産ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚
俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ(下略)(明治四十一年十月十三日)

明治大帝が誠實を諸徳の根本とし、折にふれ事につけて國民に諭し給へる所は、上
來屢謹錄し奉りし所なり。古人が心だに誠の道にかなひなはいのらすとて、も神や守
らんと詠み、また古來武士に二言なしと云ひ、男子の一言金鐵の如しと云へるは我等
の祖先が誠實を尊びたる證左なり。されば不誠實の言行を爲して、上は明治大帝に
背き奉り、下は祖先に耻づること勿かれ。

御 製

君を思ふ誠の道のひとすちにかねてもしるし放つひと矢に

御 製

千早振る神の心にかなふらむわかくにたみのつくすまことは

陸海軍人勅諭

凡ソ信義ヲ守ルコト常ノ道ニハアレトワキテ軍人ハ信義ナクテハ一日モ隊伍ノ中ニ交リテアランコト難カルヘシ信トハ己カ言ヲ踐ミ行ヒ義トハ己カ分ヲ盡スヲ云フナリサレハ信義ヲ盡サント思ハ始ヨリ其ノ事ノ成シ得ヘキカ得ヘカラサルカヲ審ニ思考スヘシ臘氣ナルコトヲ假初ニ諾ヒテヨシナキ關係ヲ結ヒ後ニ至リテ信義ヲ立テントスレハ進退谷リテ身ノ措キ所ニ苦ムコトアリ悔ユトモ其ノ詮ナシ始ニ能々事ノ順逆ヲ辨ヘ理非ヲ考ヘ其ノ言ハ所詮踐ムヘカラスト知リ其ノ義ハトテモ守ルヘカラスト悟リナハ速ニ止マルコソヨケレ古ヨリ或ハ小節ノ信義ヲ立テントテ大綱ノ順逆ヲ誤リ或ハ公道ノ理非ニ踏迷ヒテ私情ノ信義ヲ守リテアタラ英雄豪傑共カ禍ニ遭ヒ身ヲ滅シ屍ノ上ノ汚名ヲ後世マテ遺セルコト其ノ例渺カラヌモノヲ深ク警メテヤハアルヘキ(明治十五年一月四日)

六一 身の養ひ草

凡そ人聖賢に非ざれば必ず過失あり假令過失ありとも諫を容るれば即ち病の藥を受くるが如し。病重しと雖、よく治する賴あり。いかほど善事ありとも諫を防げば、即ち病の藥を受けざるが如し。病軽しと雖、不治の虞あり。人は他人の直言忠辭を却りて忌み悪むものなり。斯くては自己を開拓し改善向上せしむること能はず。

御製

我と我か心をりく省よしらすくもまよふことあり

御製

人皆のえらふかうへにえらひたる玉にもきすのある世なりけり

されば人は己れの足らず至らざることを常に心にとめて、人の諫の言の葉をよく

容れ、又過を諫め交はして親むべきなり。

御製

心ある人のいさめの言の葉はやまひなき身のくすりなりけり

過をいさめ交して親むかまことの友のこゝろなるらむ

古來良薬は口に苦く忠言は耳に逆ふといふ。實に口に苦ければこそ病を治し、耳に逆へばこそ身を益するなれ。大海は、よく濁流を呑みて之を淨化す。人もよく他人の忠

言を容れて己が身の養ひ草と爲さるべからず。

二百八十四

御 製

いふせしと思ふ中にも選ひなはくすりとならむくさもこそあれ

御 製

常に身の養ひ草をつみてこそ人のよはひはのふへかりけれ

古來、人君の常として多くの士を用ふるも、諫議正言の士を忌み憎むものなり。されば直言の士は退りやすく、阿諛の士は進みやすし。我が朝武家の代には、上は専ら武威を以て下を制し、下はたゞ勇力を以て上に仕へたりき。爲に諫言塞りやすく下情通じ難く、國事非なること固より其の所なりき。是東西古今の執政の通患なり。明治大帝は聰明英邁寔に不世出の名君にましましゝかども、常によく廟臣の諫議正言を重んじ給ひ以て、親政の過誤なきことを期し給へり。一世の名君既に力めて身の養ひ草を摘ませ給ふ。闕徳不通の臣民、いかでか此の聖範を仰守せずして可ならんや。

億兆安撫國威宣布之御宸翰

朕幼弱ヲ以テ猝^{ハカ}ニ大統ヲ紹キ爾來何ヲ以テ萬國ニ對立シ列祖ニ事ヘ

奉ランヤト朝夕恐懼ニ堪ヘサルナリ竊^{ヒカ}ニ考フルニ中葉朝廷衰ヘテヨリ

武家權ヲ專ラニシ表ハ朝廷ヲ推尊シテ實ハ敬シテ是ヲ遠ケ億兆ノ父母
トシテ絶ヘテ赤子ノ情ヲ知ルコト能ハサルヤウ計リナシ遂ニ億兆ノ君
タルモ唯名ノミニナリ果テ其レカ爲ニ今日朝廷ノ尊重ハ古ニ倍セシカ
如クニテ朝威ハ倍々衰ヘ上下相ハナル、コト雷壤^{ブツチ}ノ如シカ、ル形勢
ニテ何ヲ以テ天下ニ君臨センヤ(中略)汝億兆能ク朕カ志ヲ體認シ相率ヒ
テ私見ヲ去リ公議ヲ採リ朕カ業ヲ助ケテ神州ヲ保全シ列聖ノ神靈ヲ慰
メ奉ラシメハ生前ノ幸福ナラム(明治元年三月十四日)

正義直諫ノ詔

詔、皇國一體、東西同視、朕今幸東府、親聽内外之政、汝百官有司、同心戮力以翼
鴻業、凡事之得失可否、宜正義直諫、啓沃朕心。(明治元年十月十七日)

正義直諫はよく人を啓沃すと雖、素りに之を爲すべからず。況や己が身の行の正のからすして人に之を施すに於いてをや。

御 製

・思ふこと思ひ定めて後にこそ人にもかくといふへかりけれ

御 製

世の人を教ふる事も難からん身のをこなひのたゞしからずは

六二 うらをもて

時を擇ばず處を問はず人は己が行を慎まさるべからず人の前に於ては善をよそほひ人の後に在りては惡を行ふ之を偽善と云ふ偽善は行に表裏あるものにして亦心に表裏あるものなり常に行に表裏ある者は假令一時眞に誠を行ふと雖世人は之を信することなし不幸之より甚だしきはなし一事が萬事とかや慎むべきことにこそ。

教育勅語

恭儉己レヲ持シ

御 製

目に見えぬ神に向ひてはちさるはひとのこゝろのまことなりけり

御 製

さし昇る朝日のことくさわやかにもたまほしきはこゝろなりけり
善事は他人の見ると見ざるとに依らず又他人の褒むると褒めざるとにかゝはらず之を爲さるべからず之に反して惡事は明暗常に之を爲すべからず惡事はあらはれ易きものにて人の知るまじと思ふことも何れの處よりか世に洩れて必ずや其の報ひをうくるに至るものなり

昭憲皇太后御歌

人知れず思ふ心のよしあしも照らしわくらむあめつちの神

天も知り地も知り君も知る我も知るいかで知る人なしと云ふべきや慎むべきは行の表裏なりげに惡事は千里を走る隠すにまさる苦みはなし

昭憲皇太后御歌

人の見ぬときとて心ゆるひなく身のをこなひをまもりてしかな

六三 庭のをしへ

教育は学校のみにて成し遂げらるゝものにあらず学校と家庭と相俟ちて始めて其の效果を完うすることを得べし蓋し学校は子女の個性及び境遇の差異に應じて、充分に適切なる教育を施すこと能はざればなり殊に子女未だ学校に入らざる間は、教育の任専ら家庭に在り而かも幼時に於ける教育は他日子女の賢愚に大なる影響

を與ふるものなり。されば家庭の教育たるや、啻に學校教育の補充たるのみにあらず、實に將來國民の育成に關する大事なり。

抑々家庭の教育は、父母共に當るべきものなれども、父は多く外に出で、業務に從ふが故に、母たるもの直接其の任に當るべきなり。されば、母は須らく自ら正しうして子女に及ぼさるべからず。況んや子女は最も模倣性に富むものなるに於てをや。心すべきは母たる者の生きたる日々の模範なり。古來英傑と稱せらるゝ人は、いづれも淑徳を備へたる母によりて、善良なる家庭教育を受けたるもの多し。又、母の言行は微細なるものと雖、其の印象永く子女の脳裡に残りて消失することなし。彼の大罪を犯せる者、夜半夢醒めて、幼時受けたる其の母の深き慈愛と目撃したる其の母の溫良端正なる行動とに想ひ及ぶ時は、忽ち慚然として悔ひ改むるものなりと。されば、母たる者の天職たるや寔に尊く、其の責任たるや、洵に大なりといふべし。

母の子女を教育するに當りては、恩愛の中に威嚴を存し、子女をしておのづから父母を親愛畏敬せしむることを要す。古人曰く『これを教ふる者は、導くに德義を以てし、養ふに廉遜を以てし、率ゐるに勤儉を以てし、本づくに慈愛を以てし、臨むに嚴格を以てし、其の身を立て、其の徳を成す。慈愛も姑息に至らず、嚴格も恩を傷ふに至らず。恩を傷へば則ち離れ、姑息なれば則ち縱にして教行はれず』と。寔に盡し得たるものにして、須らく則るべきなり。明治大帝亦これを諭し給へり。

御 製

いつくしとめてのあまりに撫子のにはのをしへをおろそかにすな

明治女大學の中に曰へるあり、『また家庭は國家より見れば至重の教育所なり。家庭には其の小模型内に一切社會の形體を具ふ。君臣あり、子弟あり、賢愚あり、朋友あり、男女老幼強弱あり。慈愛・正義・服從・勤勉・信任・溫和・禮儀等の諸徳皆此所に養はれるは無く、政治・經濟・衛生・宗教・教育・殖產學問・文藝・娛樂等の事皆此所に行はれるはなし。凡て社會の人が有する徳と爲す業とは、皆此の中に存す』と。此の故に社會の改良も、國家の進歩も、其の淵源を家庭に發するの理正に知るべきなり。又、家庭教育の何んぞ重なる、母の責任の何んぞ大なる。

御 製

勵ある人を教の親にしておほし立てなんやまとなてしこ

御 製

正しくも生ひ茂らせよ教へ草をとこをみなの道をわかつて

むら肝の心をたねの敷へ草生ひしげらせよやまとしまねに

六四 内助の功

古語に曰へるあり、『婦は家の由りて盛衰する所なり』と。婦たる者の内助の功は、實に至大なりと云はざるべからず。内助とは妻たり婦たるもの、家政を整へ夫をして内顧の憂なからしめ、渾身の愛情を盡してこれを助くるをいふ。寔に婦は家の由りて盛衰する所なり。

女性觀に曰く、偉人の大業を成すも、良妻内助の功に由ること多し。歐洲の外交界に、辣腕を振ひたる鐵血宰相をして予が妻に負ふ所の如何に多きかはこれを口にする能はずと云はしめたるビスマーク夫人の内助の功は毫も外交に現はれずして而も能く歐洲の天地を動かせり。英のグラッドストンは近世の政治家なり。彼をして英國の富を以て買ひえざる心の平和を得しめしものは其の夫人カザリンの淑徳なり。露のトルストイは夫人の淨寫によりて一代の著述を印刷し、失明經濟學者フォーセットは其の夫人の助によりて斯學に貢獻せり。デスレリーが大演説を試みんとして議會に急ぐ途次同車せる夫人は馬車の扉の爲に指を挫かれしかども其の事の夫の心を痛めしめんことを恐れ苦痛を忍びて一言だに發せざりきといふが如きは實にこれ人の妻たるものゝ記憶すべき佳話にあらずや。妻たる道は此の獻身的愛情に在り、かの徒に巧言令色夫の歡心を得ることをのみ謀りて其の補助者たるべき實を忘るゝが如きは眞に人の妻たるものゝ道にあらずと。

我が國婦女亦内助の佳例に乏しからず。かの戰國の世、貞淑にして婦道を守り儉素常に自ら奉じ遂に夫の一大事に臨み名馬を得させ名を揚げ家を興さしめしは山内一豊が妻なり花ならばさぐりても見むけふの月と口すさみたる夫の切なき心を思ひやりて名月は座頭の妻の泣く夜かなと涙を絞りたるは盲學者塙保己一の妻なり。空しき刃に果つべかりし我が子正行を通じて夫の遺訓を大成せしめたるは補正成の妻なり。生きては忠勇義烈なる夫子輔育の功を全うし、死しては出てましてかへります日のなしときく今日のみゆきにあふそかなしきと詠じて忠貞を萬世に垂れたるは乃木將軍夫人靜子なり。

いかに妻たり婦たる者の内助の大切なるか蓋し知るべきなり。妻たり婦たる者、徒に夫の愛の蔭に擁かれて身の怡樂に安んすること勿かれ。其の補助者たるべき實を

盡してこそ眞の愛とはいふべけれ、教育勅語に諭し給へる夫婦の和は、これ斯の如き眞の愛に基ける和合なるべし。盲順怡樂は、家の由りて衰ふる所なり。

教育勅語

夫婦相和シ

假初にも訓例を雲上に求め奉るは畏けれど、昭憲皇太后陛下の明治天帝に對せられし御内助の御績に至りては、また奉るべき感嘆の言の葉もなき程なりと實に、明治の盛代五十年の榮えある流は、大帝乾剛の御徳の奥深く湧き出づる。皇太后坤徳の泉に其の源を發したるものなり。今茲に陛下の玉詠を錄し奉り、世の婦たり妻たるものゝ鑑とはせん。

昭憲皇太后御歌

御園生の花はさけとも静かにはみそなはす日そすくなかりける

國民をあはれみ給ふ一言のたまのみこえそ世にひひきける

我富むとみそなはすらし遠近の田つらのけふりにきはひにけり

こし方はみな夢なれと君か爲うれしかりつることはわすれす

次の二首は、明治大帝越路へ行幸あらせられし頃の御歌なりとぞ。三十一文字

に溢るゝ御婦徳のほど畏しとも畏し。

昭憲皇太后御歌

初雁を待つともなしにこの秋は越路のそらのなかめられけり

大宮の内にありても暑き日をいかなる山かきみはこゆらむ

今上皇后陛下また孝貞賢後の御徳厚くましまし、克く先后の御坤徳を紹べ給ひ、我が國婦女子の尊き儀範と仰がれ給ふこそ畏けれ。今や此の皇后の母臨し給ふ大正の御代は益々榮えあらんとす。

今上皇后陛下御歌

かなし子を人にまかせて軍人すくひにいつるをみなをゝしも

世の婦たり妻たる者、往々にして内助は夫のためとのみ思ひて自己の本分なるを忘る。されば、一たび夫の缺陷を認むるに及べば、忽ちこれを指摘貶罵するに至らん。かくては愛敬の念いづこにかかる。古人は曰へり、夫の道は身を敬して以て其の婦を帥る、婦の道は身を敬して以て其の夫に承くるに在りと、深く察せざるべからず。

六五 夫婦相和

一國の基礎は一家に在り、一家の基礎は夫婦に在り。故に夫婦の和樂は、一家の繁榮を來たし、一家の繁榮は一國の隆盛を致す。夫婦の道は和合に在り。

教育勅語

爾臣民克ク忠ニ克ク孝ニ夫婦和シ

夫婦の和合は、愛情を以て本とす。蓋し夫婦は苦樂を分ち榮枯を偕にし生涯離るべからざる心の鐵鎧を以て結ばれたるものなればなり。夫は妻を愛し、妻は夫に順ひ互に赤誠を以て一家の幸福を圖らざる可らず。夫婦の間には愛情を必要とすれども、唯愛をのみ知りて敬を知らざるとときは、狎るるに過ぎて不和を招くに至るべく、遂には、離婚の原因ともなるべし。離婚の不幸は實に人生の最も悲むべき事にして、これが爲蒙れる男女の精神上に於ける瘡痍は、蓋し終生如何とするも癒すべからざるものなり。故に夫婦は須らく互に敬と愛とを失ふべからず。敬なき愛は、何時かは破るべし。斯くて夫婦相和し健全の氣風一家に満つるに至らば、子女亦其の美風に感化せられて、一門の繁榮を來たし、延いては一郷一國の幸榮を生ずべきなり。一家の和合は、我が大日本帝國固有の大本なり。蓋し大和の國名は大なる和合を意味するものなればなり。

御製

諸共に助け合ひつつ國民のむつひあふ世そたのしかりける

夫歸は一心同體なりと雖、各其の別あるを知りて其の本分を盡さざるべからず。即ち、夫は外に在りて公私の職務に精勵し以て妻子に饑寒の虞なからしめ、妻は内に在りて家事に勵み子女の養育を掌り以て夫に内顧の憂なからしむることを要す。而して、夫婦は互に人格を尊重し、かの夫猥に唱へ妻絶対に之に屈隨するが如き、又牝鷦の晨を報するか如きことは苟も有るべからず。要するに夫婦は一國一家の基礎なれば、互に敬愛の誠を盡くし、相互の間を調和し、一生の苦樂を偕にし、以て、圓満なる家國の發展を期せざるべからず。

御製

すぐよかに家をも身をも修めつつおいたるおやのこころやすめよ

御製

思ふにはまかせずとも人心たひらかにこそあらまほしけれ

御製

横柱たち榮ゆるもうこきなきいへのあるしのあれはなりけり

昭憲皇太后御歌

睦しき中洲にあそふみさこすらおのつからなるみちはありけり
夫婦の和合は主として健實なる結婚に基く。故に結婚は男女共に之を輕々しく爲すべきものにあらず。結婚は須らく對手方の心身の健否、遺傳の良否、教育の多少を以て選擇の標準とし、苟初にも其の財産、名譽、容貌等を以て主眼とすべからず。蓋し財産、名譽、容貌等は眞の和合を圖り良家庭を作る所以にあらざれば、之に由りて永久の幸福を得、子孫の繁榮を見んこと到底望むべからず。又、結婚は父母其の他長上の意見に従ひ慎重に慎重を重ねて之を決すべく、而して既に結婚したる後に於ては、互に貞操を守り終世の苦樂を共にして、以て、家運の隆昌、國運の發展に竭さるべからず。

六六 教育勅語の御下賜

忠君愛國は、我が國固有の國民的教義なり。然るに明治の初年國を開きて歐米諸國と交を通ずるや、泰西の文物は一として是非を問はず恰かも急潮の寄するが如く輸入せられ、殊に種々の思想雜然として入り來りぬ。斯くて彼此混沌、遂に我が國固有の國民的教義を動搖せしめ、以て一般國民をして其の齎ふ所を知らざらしむるの危態を生ずるに至りぬ。乃ち明治大帝深く之を軫念し給ひ、畏くも明治二十三年十月三十日教育に關する勅語を下し賜ひ、國民教育の一大方針を確立し給へり。

御製

よきをとりあしきをして外つ國におとらぬくにとなすよしもかな
今や此の不磨の大典を錄し奉り、次で、德教に關する聖旨の宏大無邊なる所を窺ひ奉らんとす。

朕惟フニ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ我カ
臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一一シテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此レ我
カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス爾臣民父母ニ孝ニ兄弟
ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信シ恭儉己ヲ持シ博愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業
ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ
國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇
運ヲ扶翼スヘシ是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ
爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所
之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕汝臣民ト俱ニ拳々
服膺シテ咸其ノ徳ヲ一ニセムコトヲ庶幾フ

國民教育の普及に關しては、明治大帝は更に御沙汰書を下し賜ひ、今上天皇陛下亦大御心を注かせ給へり。

明治大帝教育ニ關スル御沙汰

健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ當ル者益々勵精
セヨ(明治四十四年十月三十一日)

今上天皇陛下教育ニ關スル御沙汰

皇考夙ニ心ヲ教育ノ事ニ勞セラレ制ヲ定メ令ヲ布キ又敕シテ其ノ大綱
ヲ昭ニシタマヘリ朕遺緒ヲ紹述シテ倍々其ノ振興ヲ圖ラムトス今ヤ人
文日進ノ時ニ方リ教育ノ任ニ有ル者克ク朕カ意ヲ體シ以テ皇考ノ彝訓
ヲ對揚セムコトヲ期セヨ(大正四年十二月十一日)

六七 教育勅語

教育勅語は、明治大帝の宣へるが如く、皇祖皇宗の御遺訓にして、我か國德教の精華たり、而してまた其の示したまへる聖諭は、古今に通じて謬らず中外に施して悖らざる天下の公道なり。されば、吾人は日夜之を奉體し、以て、國民道德の振興を圖り、皇運を天壤無窮に扶翼することに盡瘁すべきなり。

朕惟フニ我カ皇祖皇宗國ヲ肇ムルコト宏遠ニ徳ヲ樹ツルコト深厚ナリ

とは、皇祖の我が大日本帝國を開き給ふや、其の基礎を廣大にし千古に動かざらしめ給ひしこと、及び、御歴代の天皇か天祖の神勅を奉じて善政を行ひ民を愛し、教を垂れさせ給へることの極めて深厚なることを示させ給へるなり。

我カ臣民克ク忠ニ克ク孝ニ億兆心ヲ一ニシテ世々厥ノ美ヲ濟セルハ此
レ我カ國體ノ精華ニシテ教育ノ淵源亦實ニ此ニ存ス

とは、我が臣民が古來忠孝を重んじ萬民心を一にして世々其の美風を成し來れることを宣ひ、而して是等君臣の美德は抑も我か國體の萬國に秀絶する所にして、國民教育の基礎も亦此に在りと宣はせ給へるなり。

爾臣民父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ朋友相信ジ恭儉已レヲ持シ博愛衆ニ及ボシ學ヲ修メ業ヲ習ヒ以テ智能ヲ啓發シ德器ヲ成就シ進テ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ

此の一節は、國民道德の要目を示し給ひて、臣民の其の實踐によりて天地と共に窮なき皇運を助けよと宣ひたるものなり。『父母ニ孝ニ』とは、父母の命を守り其の心を安んずるをいふ。『兄弟ニ友ニ』とは、兄弟姉妹睦じく互に相助け共に一家の繁榮を圖るをいふ。『夫婦相和シ』とは、夫婦互に愛敬を盡して一家一國の繁榮を圖るをいふ。『朋友相信シ』とは、友人は常に信義を以て交り永久に相提携するをいふ。『恭儉己ヲ持シ』とは、身を慎みて素らざるをいふ。『博愛衆ニ及ホシ』とは、親子相愛し骨肉相憐み、而して、此の情を推し廣めて博く他人を愛し其の不幸を救ふをいふ。『學を修め業を習ヒ以テ智能ヲ啓發シ』とは、學問技藝を修めて智識才能を磨くをいふ。『德器ヲ成就シ』とは、德行を積み後世に慕はる人と成るをいふ。『進シテ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ』とは、公共の福利を圖り有益なる業務を起して社會國家の爲に盡すをいふ。『常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ』とは、國家の安寧秩序を保ち臣民の幸福を圖る爲に制定せられたる皇室典範竝に帝國憲及

び其の他の法令を尊重遵守するをいふ。『一旦緩急アレハ義勇公ニ奉シ以テ天壤無窮ノ皇運ヲ扶翼スヘシ』とは、一旦國家の大事あるに臨みては身命を抛ちて王事に努め、以て、天長地久の皇運を益々發揚するをいふ。

是ノ如キハ獨リ朕カ忠良ノ臣民タルノミナラス又以テ爾祖先ノ遺風ヲ顯彰スルニ足ラン

とは、以上述べさせ給へる國民道德の要目を守り、以て、皇運を扶翼し奉る者は、天皇に對して忠良の臣民たるのみならず、又、爾の祖先の遺し傳へたる美風を顯彰する所以にして、これ忠孝一致の大道なりと論し給へるなり。

斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所とは、以上述べさせ給へる國民道德の要自は、實に、皇祖皇宗の代々其の範を後世に遺させ給へる所にして、臣民の均しく正に守るべき道なることを示させ給へるなり。

之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ傳ラス

とは、斯の道は天地の公道、人性の大本にして何時の世に至るとも變することなく、何處に於ても行はれざることなしと宣へるなり。

とは、天皇御躬親ら率先して斯の道を遵奉し範を下に垂れ臣民と共に其の徳を同じうせんとの聖旨を述べさせ給へるものなり。洵に聖旨の優渥なる唯感泣の外なし。

惟ふに此の教育勅語は、皇祖皇宗の御遺訓にして、古今に通じ東西に悖らざる天地自然の公道なり。我等臣民は聖旨の深きを畏み、日夜斯の道を躬行し以て、大御心に對へ奉らんことを期せざるべからず。

六八 子女の道

報本反始は人道の大本なり。而して、忠君は國民の要道にして、孝道は子女の大道なり。固より忠孝は報本反始の美德なりと雖、本に報ひ始に反らざるべからざるか故に、忠たり孝たらざるべからずと爲す勿れ。人の子となりて孝を致し、人の臣となりて忠を竭すは、是れ臣子自然の至情より出づるものにして、其の間に毫も原因結果の關係有るべからず。恰も鳥なるか故に飛び、魚なるか故に游ぐが如し。即ち飛ばす游かざれば生命を保つ能はざるが故に飛び又は游ぐに非らず。即ち子たるが故に孝たらざるべからず、臣たるが故に忠たらざるべからざるのみ。故に子は親の恩を受くるが故に孝たらざるべからず、臣は君の惠に浴するか故に忠たらざるべからずと爲すが如きは、抑々末なり。故に吾人は子なるか故に乃ち孝ならざるべからず、又吾人は臣なるか故に乃ち忠ならざるべからず。孝道の大義は、列聖克く之を躬行し給ひしか。明治大帝は特に之を教育勅語の中に宣はせられたり。

教育勅語

爾臣民父母ニ孝ニ

孝を盡すの道は多しと雖、唯誠を親に致すのみを以て足る。即ち幼少の時に於ては唯克く父母に從順なるべく、長じて後は敬と愛とを致すべきのみ。從順とは一命一命に惟れ從ふをいひ、敬とは父母を尊び敬ひて言語にも舉動にも禮を失はざるをいふ。而して愛とは父母をいとほしみて厚く之を養ひ且其の心を安んずるをいふ。されば、父母の命に苟も抗するが如きは、其の事由の何たるかを問はず不孝の甚だしきものなり。父母誰か好みて其の子女を苦ましむるの命を出すべき。這へば立て立てば歩めの親心、子たるもの須く観味すべきなり。彼の父母の愛に狎れて之を疎んずるが如きは、見苦しとも見苦し。されば、又、父母の好む所の飲食を供し、其の起居を安樂にすると

も、未だ孝道の完きものと云ふべからず。即ち、我が身の健康を保ち品性を養ひ其の業務を勵み父母の心を安んするを得て、始めて克く孝道を完うしたるものと云ふべし。

光格天皇御製

はへは立てたては歩めと急くなりわか身につもる老をわすれて
父母の恩は山よりも高く海よりも深し。鳥に反哺の孝あり、鳩に三枝の禮ありとか
や、ましてや萬物の靈たる人須らく父母に孝ならざるべけんや。父母の其の子女を思
ふの情は、極めて切實にして、子女の如何に能く之を察するも到底之を盡す能はざる
なり。暑さ寒さにつけ、晴るるにつけ、曇るにつけ、子女の安否を氣遣ひ、人の子を見るに
つけては必ず其の子を思ふ。げに、夢にも其の子女の一身を思ひ思ひて息む時なし。親
を思ふ心にまさる親心、あゝ、其の高く深きこと量り知るべからず。

御 製

子を思ふ夜半の鳥のいねかてにあくるおそしなきわたるらむ

御 製

前になり後になりて離まもるたつのこころのあはれなるかな

御 製

子を思ふやけののきしは春のよのゆめもやすくはむすはさるらむ

山高海深の父母の恩は、子の一生を通じても能く之を報すること能はず。而して孝道は、父子の自然の情なり。されば、人は絶えず心を碎きて父母に孝養を竭さざるべからず。父母の恩は實に洪大にして子の容易に解し得べきものにあらず。己れ子を持たば始めて其の恩を知り得んも、時は既に遲し。養はんと欲すれば、親待たざるが人世の常なり。若き時は、動もすれば父母の恩愛に狎れて孝道を怠ることなきにあらず。父母死して後、いかに悔ゆとも遂に及ぶことなし。孝道は之を爲さんと欲すれば、爲し能はざるの時あるなし。故に、人は父母生存の間に於て出來得る限り孝道を勵まざるべからず。古人か孝子ハ日ヲ惜ムといへるは、洵に此の意なり。樹靜かならんと欲すれば風止まず、子養はんと欲すれば親待たず。あゝ人は風樹の悲を能く悟り、須らく寸陰を惜みて孝養に努めざるべからず。

御 製

たらちねの親の御前にありと見しゆめの惜しくもさめにけるかな

御 製

たらちねのみ親の教あら玉のとしるるままに身にそしみける

御 製

たらちねの親の心は誰もみなとしるるままにおもひしるらむ

御 製

たらちねの親の心を慰めよくにつとむいとまある日は親には、愛と敬とを以て事へざるべからず。然るに人長じて動もすれば自己の修業の小成を恃みて、親を疎んするものあり。斯かる者は、次に掲げまつる御聖詠を拜して思ひ半ばにすぎざるものあるべし。

御 製

杖つきて道ゆく迄に老いし身もむかしたつねるしをりとそなる

御 製

つく杖にすかるともよし老人のちとせの坂をこえよとそおもふ
大孝の御徳は、列聖克く之を體得し代々其の聖範を示し給へり。就中、仁孝天皇が父帝の御病篤くますや、京都所司代を憚り給ひて、畏くも女官の御服装をなし暗夜忍びやかに、父帝の御所に入らせ給ひ渥く御看病あらせられしが如きは、孝道の明鑒として吾等臣民の具さに謹仰し奉るべきことにこそ。

神武天皇大孝之詔

我皇祖ノ靈ヤ天下ヨリ降鑾シテ朕カ躬ヲ光助シ給フ今諸廟已ニ平キテ海内無事ナリ以テ天神ヲ郊祀シ用テ大孝ヲ申フヘキモノナリ

孝謙天皇治民國之詔

古ヨリ民ヲ治メ國ヲ安ンスルハ必ス孝ヲ以テ理ム百行ノ本是ヨリ先ナルハナシ宜シク天下ヲシテ家ニ孝經一本ヲ藏セシメ精シク誦習ヲ勤メシメテ倍々加ヘ發サシムヘシ百姓ノ間ニ百行ノ通人アリテ鄉閭欽仰セハ宜シク所由ノ長官ヲシテ具サニ名ヲ以テ薦メシムヘシ其ノ不孝不恭不友不順ノ者アラハ宜シク陸奥國桃生出羽國小勝ニ送リテ以テ風俗ヲ清メ亦タ邊防ヲ守ラシムヘシ

津仁天皇忠孝之詔

夫レ人トシテ己カ先祖ノ名ヲ興シ繼キ弘メント念ハスアルハアラシ是ヲ以テ明ク淨キ心以チテ仕ヘ奉ルヲハ氏々ノ家ハ絶チタマハス(下略)

明治大帝は夙に孝道を宣布し給ひ、父帝孝明天皇に對し奉り常に風樹の感を懷

かせ給ひし御歎慮は、畏くも明治三年の神靈鎮祭之詔及び數ある御製の上に横溢せり。

神靈鎮祭之詔

朕恭ク惟ルニ大祖業ヲ創ムルヤ神明ヲ崇敬シ蒼生ヲ愛撫シ給フ祭政一
致由來スル所遠シ朕寡弱ヲ以テ夙ニ聖緒ヲ承ケ日夜惕愓シ天職ノ或ハ
歟クルアランヲ懼ル乃チ祇ミテ天神地祇八神暨ヒ列皇神靈ヲ神祇官ニ
鎮祭セシメ以テ孝敬ヲ申フ庶幾クハ億兆ヲシテ矜式スル所アラシム

御 製

たらちねの御親の御代は白雲の四十路のよそになりにけるかな

御 製

たらちねの御親の御代に仕へたるひともおほかたなくなりにけり

御 製

たらちねの御親の御代のふることをおもひそいつるにはのたちはな

御 製

たらちねの親の心はたれも皆としぶるままにおもひしるらむ

御 製

むらきもの心つくしてむくひなんおほし立てたるおやのめくみに

又、今上天皇陛下の御孝心の深くあらせらるゝことは、誠に六千萬民の御聖範にして、今其の一班を記し奉らむに、陛下未だ東宮にて御在しまし頃は、毎朝常に先帝の皇居たりし宮城又は其の行幸先の御方位に向はせられて御遙拜あり、又常に兩陛下の御安否を御奉伺あらせられ一日として之を怠り給はざりしと洩れ承る。

今上天皇御製

降り積る頭の雪そあはれる老木のまつはひとならぬとも

忠と孝とは、其の本を二にせず處る所の如何によりて、或は忠となり、或は孝となるのみ。故に古人は曰く、忠臣は孝子の門より出づと。又、孝は、百行の本萬善の基なり。克く孝道を勵む者は、他の百行皆能く治りて善事自ら生すべし。されば、吾人は須らく冬温夏清の誠を竭し、以て、親の名を顯し孝の終を全うせざるべからず。

御 製

たらちねの親の心を慰めよくにつとむるいとまる日は

御 製

横柱たち榮ゆるも動きなきいへのあるしのあれはなりけり

御 製
すくよかに家をも身をも修めつゝおいたるおやのこころやすめよ

父母は慈愛を以て子を養ひ、子は敬愛を以て父母に事へなば、一家の平和幸福なるは固より斯かる家を以て組織せらるる國家社會も亦繁榮すべきは當然なり。

御 製
親も子も親しみかはし家の内にきはへることたのしかりけれ

たらちねの庭の敷は狭けれどひろき世にたつもとゐとはなれ

六九 公共生活

人は社會的動物なり。社會的動物なりとは、孤立して其の生存を營むこと能はずして、必ずや相倚り相集りて團體を作り、以て、自己の生存を全うするものなるを云ふ。實に、人は社會の裡に生れ、進歩を遂げ、幸福を受く。社會を離れては幸福なく、進歩なく、生命なし。而して、既に社會の一員として共同生活を營む以上は、吾人は社會の發達と繁榮とを圖らざるべからず、即ち先づ一般公衆に對する德義を守り、其の迷惑なるべき事を行ふべからず、之を公德と云ふ。又、吾人は單に世人に迷惑なるべき事を行はざるを以て足れりとせず、進んで公共の爲力を盡し社會の福祉を増進せざるべからず、之を公益と云ふ。公德も公益も共に協同の精神に基くものにして同一義なり。

教育勅語

進ンテ公益ヲ廣メ世務ヲ開キ

公德を重んじ公益を廣むることは、行ひ易く、又、守り易し。殊に公德を重んずることは極めて易し、即ち一般公衆に迷惑を及ぼさざるを以て足ればなり。而して公益を廣むることも、亦、難からず、即ち公益には大小種々あり、其の小なるものに在りては、何人と雖日常の行事に於て僅かなる心掛次第にて之を行ふことを得べければなり。其の大なるものに在りては、固より相當の智識と財力とを要すと雖、苟も公共心に富めるならんには遂には容易に之を行ふことを得べければなり。之を要するに財産の多少、身分の高下によりて盡す程度に多少の差異こそあれ、誰人も分に應じて公益を圖り得べし。

御 製

世の中は高き卑しき程々に身をつくすこととめなりけれ

夫れ文明の程度は、公徳の發達如何に依りて知ることを得べし。西洋諸國に於ては、公徳頗る發達せりと聞く。然るに我が國に於ては、一身一家の爲のみを思ひて一般公衆を顧ざるの風あり。殊に、近時都人士の一般風潮嘆かはしきもの益々多からんとする。形式のみ備りて實質の之に伴はざる文明の發達は益々人心を淺ましからしめ、社會の福祉を殺ぎ、遂には國家を毒するに至るべし。心すべきことにこそ、

御 製

己か身を顧すして人の爲つくすやひとのつとめなるらむ

資財豊かならざれば、公共の爲に十分盡すこと固より易からず。されば、資力豊富な者は努めて之を抛ちて一般社會の福祉を圖り、自己の社會的本分を全うすべきなり。

御 製

家富みてあかぬ事なき身なり共ひとのつとめをおこたるなゆめ

公益は、社會公衆の利益なり。私益は、個人單獨の利益り。されば、兩者其の根本の性質に於て相容れざるものなりやの觀あり。然れども、是れ全く謬見なり。正當なる私益は必ずや公益に合致すべく、公益は必ずや私益を伴ふ。古人の曰へる如く、實に德は孤ならず。吾人は宜しく此の兩者の關係に思を致して、公徳を重んじ、公益を廣め、世務を開き、以て、公共的生活の本旨を全うせざるべからず。

七〇 遵 法

國家は、法的組織なり。即ち國家は法によりて成立し、而して、法によりて活動し發展するものなり。法なければ、國家なく、國家なれば、法なし。されば、國家を組織する各人は法を守らざるべからず。國家に法ありと雖、國民之を守らざるときは、法なきに等しく、國家の滅亡なり、國家の破壊なり。

教育勅語

常ニ國憲ヲ重シ國法ニ遵ヒ

吾人は須らく國憲を重じ國法に遵はざるべからず。國憲とは國のなりたちを定めたる法にして憲法即ち是なり。國法とは憲法を源として出づる諸種の法にして法律命令即ち是なり。凡そ法は之によりて規律せらるゝ人に自由と權利とを與ふるものなり。世に、法は吾人の自由を剝奪し權利を沒收するものなりと爲す者あり、是れ、人に

は天賦の自由ありとの思想に基くものなり。然れども、自由と権利とは法あるによりて初めて存するものなり。即ち法的組織たる國家内の各個人は、法の認容する範圍内に於てのみ各自の自由と権利とを享有するものなり。法をはなれては、本來の自由なく、真正の権利なし。

孝謙天皇遵法之詔

人ノ見咎ムヘキ事ワサナセソ 此ノ如ク宣リ給フ大命ニ從ハス在ラン
人ハ朕一人極メテ慈ミ給フトモ國法已ムヲ得スナリナム 己カ家々己
カ門々祖名失ハス勤シク仕ヘ奉レト宣リ給フ天皇大命ヲ諸々聞シ食サ
ヘト宣ル(天平寶字元年七月)

文武天皇遵法之詔

國法ヲ犯スコトナク明ケキ淨キ直キ誠ノ心ヲ以チテ彌進ミニ進ミテ緩
ミ怠ルコトナクツトメ給ヒテ仕ヘ奉レト詔リ給フ大命ヲ諸々聞シ食サ
ヘト詔ル(大寶元年八月)

御製

あらき風ふせく夜守のありてこそよのたみくさはやすけかりけれ

謹みて案するに、我が帝國憲法は、明治大帝が明治二十二年二月十一日皇祖皇宗の遺訓に基き、國運を進めて我等臣民及び其の子孫の幸福を圖らんとの御仁徳によりて制定し給ひし大典にして、至尊至重、國民の正に遵奉すべき聖典なり。又、各種の法律命令は此の大典に基きて國民の生命、財産、名譽を保護し國家の安寧秩序を保つに必要なものにして、是亦、國民の正に遵奉すべき法なり。凡そ國憲及び國法は、其の成立原因及び其の内容の如何に拘らず、國民は皆之を嚴守すべき義務を有するものなり。されば、國民は不當なる法の前にも絶対に服従し、場合に依りては、自己の生命、財産、名譽をも犠牲に供せざるべからず。是によりて見れば、天皇陛下の御仁慈によりて欽定せられたる我が憲法及び國法の下に日々安らげく生存し得る我が國民は、幸福多榮之に過ぐるものなしといはざるべからず。されば我等臣民は、此の國憲、此の國法を謹奉することに於て満腔の誠意を致さずして可ならんや。

憲法發布之詔

朕祖宗ノ遺烈ヲ承ケ萬世一系ノ帝位ヲ踐ミ朕カ親愛スル所ノ臣民ハ即
チ祖宗ノ惠撫慈養シ給ヒシ所ノ臣民ナルヲ念ヒ其ノ康福ヲ増進シ其ノ
懿德良能ヲ發達セシメンコトヲ願ヒ又其ノ翼贊ニ依リ與ニ俱ニ國家ノ

進運ヲ扶持セムコトヲ望ミ乃チ明治十四年十月十二日ノ詔命ヲ履践シ茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及ヒ臣民及ヒ臣民ノ子孫タルモノヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム(中略)朕ハ我カ臣民ノ權利及ヒ財産ノ安全ヲ貴重シ及ヒ之ヲ保護シ此ノ憲法及ヒ法律ノ範圍内ニ於テ其ノ享有ヲ完全ナラシムヘキコトヲ宣言ス(中略)朕カ在廷ノ大臣ハ朕カ爲ニ此ノ憲法ヲ施行スルノ責ニ任スヘク朕カ現在及ヒ将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ對シ永遠ニ從順ノ義務ヲ負フヘシ國法を守らんには須らく國法を知らざるべからず固より一々之を知るは困難なれども少くとも我が身に直接の關係あるものは其の大要に通せざるべからず裁判官は人の法を知らざるの故を以て其の罪を問はざるものに非す。

刑法第三十八條

法律ヲ知ラサルヲ以テ罪ヲ犯ス意ナシト爲スコトヲ得ス但情狀ニ因リ其ノ刑ヲ減輕スルコトヲ得

法令は各人其の心底より之を守らざるべからず誠意なき違法又は法に觸れざる以上は如何なる事を爲すとも不可なしと考へ巧に法律を潜りて敢て耻ぢざるか如

きは最も惡むべきなり假令法令に不備不當の廉あるとも之を理由として之を遵奉せざるが如きことあるべからず此の如きは國家の秩序を紊し平和を害し遂には自己の幸福を失ふに至るべし方今社會の上位に在る者の或は巧に法を潜り或は敢て法に觸るるあり國家の秩序社會の教養上誠に寒心すべきの至なり。

御製

世の中の人の宰となる人のみのおこなひよたたしからなむ

御製

いかに世は開けゆくとも古のくにおきてはたかへさらなむ

御製

神つ代のみよの擬をたかへしとおもふそおのかねかひなりける

御製

世の中に危きことはなかるへしたたしきみちをふみたかへすは

世の人を教ふることもかたからんみのおこなひのたたしからすは

七一なさけ

三百十八

人生は榮枯盛衰常なし。高樓に住みて朝に夕に榮華を極むるものもあれば、謐櫓を
經ひて暑さに寒さに糟糠にだも飽かざるものもあり。不慮の災難に遭ふて或は不具
廢疾の身となりて生計の途に泣くものもあれば、或は鳏寡孤獨の身となりて不運の
淵に嘆くものもあり。されば是等不幸に沈める者に比して少くとも幸福なる生活を
なす者は、分に應じたる力を盡して是等の者を救はざるべからず。仁慈救恤の事は、列
聖夙に能く大御心を垂れさせ給へり。

元明天皇恤民之詔

諸國ノ大稅ハ三年ノ間借貸之ヲ給シ其ノ利ヲ收ムル勿レ又幾内ノ百姓
年八十以上及ヒ孤獨ニシテ自存スル能ハサル者ニ衣服食物ヲ賜ヒ又私
稻ヲ出シ舉クル者ハ今ヨリ以後半利ニ過クルヲ得ス餘ハ合ノ如シ(和銅
四年十一月)

聖武天皇賑恤之詔

夫レ百姓或ハ痼病ニ染沈シ年ヲ經テ未タ癒エス或ハ重病ヲ得テ晝夜辛

苦ス朕父母トシテ何ソ憐愍セサラム宜シク醫藥ヲ左右京ト四畿及ヒ
六道諸國ニ遣ハシ此ノ類ヲ救療シ咸安寧ヲ得セシメ病ノ輕重ニ依リ穀
ヲ賜ヒ賑恤スヘシ所司懷ニ存シ勉メテ朕カ心ニ積ヘヨ(神龜三年六月)

孝謙天皇賑恤之詔

(上略)務メテ貧病ヲ恤ミ飢寒ヲ矜ミ救ヘ冀フ所ハ撫字ノ道、神ト仁ヲ合シ
亨育ノ慈、天ト事ヲ通シ疾疫咸ク却キ年穀必ス成リ家ニ寒饉ノ憂ナク國
ニ來蘇ノ樂アラムコトヲ(下略)

後鳥羽天皇御製

夜を寒み閨の洟のさゆるにもわらやのかせをおもひこそやれ

伏見天皇御製

徒ニ安きわか身そ恥かしきくるしむたみのこころおもひなりけり

後醍醐天皇御製

世治り民安かれと祈ることわかみにつきぬおもひなりけり

孝明天皇御製

ぬは玉の夜すから冬の寒きにもつれておもふはくにたみのこと

抑々仁慈は、不運者に對する幸運者の同情心の發露に出づるものなれば、之を行ふ者は宜しく其の人情の至美を失はざらんことに努めざるべからず。然るに世には己れの名譽を得んが爲に、又は私利を圖らんが爲に、之を爲す者無きに非す。此の如きは、是れ仁慈を賣るものにして、假令多大の財寶を施すとも、所謂偽善にして其の心事の陋劣なる寧ろ憐むべきものなり。

さりとて、又如何に同情心の發露に出づればとて、仁慈は先づ之を行ふに方りて、宜しく其の效果如何を考察すべきなり。彼の徒に金錢物資を多く與ふるが如きは、却つて恵まれたる者をして怠惰安逸に馴れしめ、又は永久獨立の心を遂に起させしめざるに過ぎざるものなり。是れ寧ろ不運者をして益々不運に導くものなり。されば宜しく不運者の老幼男女強弱賢愚によりて之が救濟の方法を異にするべきものなり。

仁慈は、人類の同情的行爲なりと雖、又、人類の人類に對する天與の一義務たることを忘るべからず。蓋し不運者の多く存在する社會は、長く未開の風を脱すること能はずして、人類全般の安寧と幸福とを妨くるものなればなり。

又、仁慈は自己に關係の近きものを先にし、次第に遠きものに及ぼすべきものなり。是れ自然の道にして、又仁慈をして最も效果あらしむるの方法なり。

教育勅語

博愛衆ニ及ボン

畏くも明治大帝、昭憲皇后、今上天皇陛下、皇后陛下の教恤仁慈に大御心を注かせ給ふことは、内外均しく欣仰し奉る所なり。殊に近時慈惠醫院、赤十字病院、愛國婦人會、孤兒院、感化院、養育院、貧民學校、特志看護婦會等の設立及び發達は、昭憲皇太后竝に皇后陛下の御誘掖御提撕に待つもの頗る多し。吾人は此の聖範を畏みて人類天與の義務を盡すことに於いて、必ずや答へ奉る所なかるべからず。

明治大帝濟生之勅語

朕惟フニ世局ノ大勢ニ隨ヒ國運ノ伸張ヲ要スルコト方ニ急ニシテ經濟ノ狀況漸ニ革リ人心動モスレハ其ノ歸嚮ヲ謬ラムトス政ヲ爲ス者宣シク深ク此ニ鑑ミ倍々憂勤シテ業ヲ勸メ教ヲ敦クシ以テ健全ノ發達ヲ遂ケシムヘシ若シ夫レ無告ノ窮民ニシテ醫藥給セス天壽ヲ終フルコト能ハサルハ朕カ最モ軫念シテ措カサル所ナリ乃チ施藥救療以テ濟生ノ道ヲ弘メントス茲ニ内帑ノ金ヲ出タシ其ノ資ニ充テシム卿克ク朕カ意ヲ體シ宜シキニ隨ヒ之ヲ措置シ永ク衆庶ヲシテ賴ル所アラシメンコトヲ

期セヨ(明治四十四年二月十一日)

三百二十二

御製 照るにつけ曇るにつけて思ふかなわかたみくさのうへはいかにと
御製 家とみてあかぬ事なき身なりともひとつのつとめをおこたるなゆめ
御製 賤かすむ薬屋の様を見てそ思ふあめかせあらきときはいかにと
御製 冬深き閨の裾を重ねてもおもふはしつかよさむなりけり

桐火桶かきなて乍ら思ふかなすきまおほかるしつかふせやを
昭憲皇太后御歌 綾にしきとり重ねても思ふかなさむさおほはむそてもなきみを

昭憲皇太后御歌 民草の上をいかにと思ふ夜のそてにもつゆのこぼれけるかな

昭憲皇太后御歌

國民をすくはむ道も近きよりおしおよほさむとほきさかひに
今上天皇陛下養老賑恤之御沙汰

蓋ヲ存シ耄ヲ問フハ人ニ孝ヲ敷フル所以ナリ惠ヲ敷キ恩ヲ垂ルルハ民
ノ乏シキヲ濟フヨリ先ナルハナシ茲ニ登極ノ初ニ當リ祖宗ノ遺範ヲ紹
述シテ養老賑恤ノ典ヲ行フ其レ有司ニ諭シテ朕カ意ヲ宣布セシメヨ(大
正四年十一月十日)

七二 順序

事物には、自然の序あり。社會には、共同生活の秩序あり。人には、高下長幼の序あり。斯くて、世上の萬事萬物皆一の系統を成し序を紊らざることによりて、益々圓満なる發達を爲す。されば、吾人は能く序を守り自他の幸福と發展とを圖らざるべからず。抑々事物に備はれる自然の序を辨へずして強ひて之を紊らんとせば、到底之を完全に處理し得べからざるのみならず、遂には圓らざる災禍を招くに至るべし。事物の本末をだに違へざりせば、如何なる事も成し難からず。

御製

おのかしゝ務ををへて後にこそ花のかけには立つへかりけれ

昭憲皇后御歌

おく深き途もきはめむ物事のもとすゑをたにたかへさりせは
人は社會の恩惠を受けて共同生活を營むものなれば、自他の幸福及び進歩の爲社會の秩序を守らざるべからず。社會の秩序を守るには、先づ社會を規律する法律及び規則に遵ふことを要す。

憲法發布之勅語

朕國家ノ隆昌ト臣民ノ慶福トヲ以テ中心ノ欣榮トシ朕カ祖宗ニ承クルノ大權ニ依リ現在及ヒ將來ノ臣民ニ對シ此ノ不磨ノ大典ヲ宣布ス(中略)朕我カ臣民ハ即チ祖宗ノ忠良ナル臣民ノ子孫ナルヲ回想シ其ノ朕カ意ヲ奉體シ朕カ事ヲ獎順シ相與ニ和衷協同シ益々我カ帝國ノ光榮ヲ中外ニ宣揚シ祖宗ノ遺業ヲ永久ニ鞏固ナラシムルノ希望ヲ同シクシ此ノ負擔ヲ分ツニ堪フルコトヲ疑ハサルナリ。明治二十二年二月十一日)

憲法發布之勅語

(上略)茲ニ大憲ヲ制定シ朕カ率由スル所ヲ示シ朕カ後嗣及ヒ臣民及ヒ臣民ノ子孫タル者ヲシテ永遠ニ循行スル所ヲ知ラシム(中略)朕及ヒ朕カ子孫ハ將來此ノ憲法ノ條章ニ循ヒ之ヲ行フコトヲ懲ラサルヘシ(下略)(明治二十二年二月十一日)

教育勅語

國憲ヲ重ンシ國法ニ遵ヒ

御製

荒き風ふせく夜守のありてこそ世のたみくさはやすけかりけれ

御製

神つ代の御代の撻^{キテ}を違へしとおもふそおのかねかひなりける

御製

並ひ行く人にはよしや遅るともたたしきみちをふみなたかへそ

人には長幼の序あり、長者は能く幼者を愛し導き、幼者は能く長者を敬ひて之に讓らざるべからず。蓋し父母兄姉等家庭の長者の尊重すべきは言を俟たず、長者は概ね自己よりも世故に通じ経験にも富めるものなれば我等の見習ふべき所多く、宜しく

敬意を以て之に對せざるべからず、又幼者は概ね心身の發育完からず世故にも經驗にも乏しきものなれば宜しく親愛を以て之を導かざるべからず。長幼互に序を守るは禽獸にもこれ有り。鳩に三枝の禮ありとかや。人たる者いかで之に劣ることあるべき。彼の平素最も親しき家人又は知友の間に長幼の序の正しきは、餘所の見る目も心地よし。然れども、徒に恩愛又は友情の厚きに狎れて敬讓を失ふことある勿れ。

昭憲皇太后御歌

陸しき中洲に遊ふみさこすらおのつからなるみちはありけり

世には、又一家一郷若くは一國の風習あり。其の善良なるものは、人々を和合協同せしめ、一家又は社會の秩序を保つに極めて必要なるものなり。されば、美風良習は須らく之を尊重躬行し、以て、進んでは他を善化することを要す。

七二 皇室と和歌

我が國歌たる卅一文字の和歌は、皇室古來の御嗜好にして、殊に新年の御會始は改まる御代劈頭の御盛儀たり。列聖の御詠歌は、皆御聖徳の洪大無邊に涉らせ給ふを拜察して餘あり。傳へ聞く所によれば、最も古き御歌は神代須素男尊(スナフミコト)の御歌なりと。

須素男尊ノ御歌

八雲立つ出雲八重垣つまこみに八重かきつくるそのやへかきを

これ、尊が出雲國須賀の地に宮殿須賀宮を造營し中國鎮定の基礎を定めたまひし折詠ませ給ひし御歌なり。剛毅勇武の裡に愛憐優美の性に富ませらるゝ御趣を拜察すべきなり。

明治大帝が國風に御堪能に在らせられし御事は、沿く國民の知り奉る所なり。御歌旨は凡て治國愛民、御歌調は凡て莊重尊嚴、其の雄渾高雅なる金玉の大音は、吾等青人草の均しく欣仰し奉る所なり。若し夫れ、陛下の忠勇義烈なる戰士を御念とせさせ給ふ御製に至りては、寔に大御心の程感佩涕泣の極なり。是等は皆本書諸所に謹録し奉れる所なり。

歌御會始は、宮中御歌會の御發會とも申すべき御儀式にして、毎年一月十八日宮中鳳凰之間に於て、皇族大臣以下を召されて行はせ給ふ。明治聖代の御會始は、明治三年以降年々之を行はせられ、最初には皇族華族勅任官をして詠進せしめ給ひしが、明治七年よりは一般臣民にも詠進を許されたるのみならず、明治十二年よりは一般臣民の詠進中より屬籍の尊卑官位の有無を論せず點者の選拔したる秀逸歌五六首を、御

前に於て披講せしめらるゝことゝなりぬ。是洵に照代の盛事にして、臣民の光榮限りなきことゝ申すべきなり。大帝並に皇后宮の御歌は、皆高遠雰爽にして青人草の途竝に日本歌道の聖範たる所なれば、茲に及ぶ限り明治の初年に遡りて玉音銀鈴の御跡を頌し奉らむ。

風光日日新(明治五年)

御製

日にそへて景色和らく春の風四方の草木にいよゝ吹かせむ

御歌

敷島や正しき道の春風はきのふにけふと世にのとかなり

新年祝道(明治六年)

御製

年立ちて祝ふにいとゝすくなれと我か世のみちをおもひけるかな

御歌

改まる年の光りに萬民いよいよみかけあめつちのみち

迎年言志(明治七年)

御製

祝ふそよ仕ふる人もほとほとのみちにたかはぬとしのはしめを

御歌

初つ國を知らしゝ御代の姿にも立ちかへりゆくとしのゆたけさ

都鄙迎年(明治八年)

御製

都にも遠き里にも新しきおなしとしをはうちむかへつゝ

御歌

都鄙迎ふる年ののとけさにしらすしらすもうたふ御代かな

新年望山(明治九年)

御製

新しき年を迎へて富士の根のたかきすかたを仰き見るかな

歌

豊かなる年の光りもそへてけりゆきをときはの富士のしらやま

松不改色(明治十年)

御 製
深みとり色もかはらぬ松か枝のときはかきはのすゑいはふなり
御 歌
君と臣の心の色にうつさはやいつもかはらぬまつのみとりを

鶯入新年語(明治十一年)

御 製
新しき年の祝言いふ人はをくれぬけさのうくひすのこゑ
御 歌
政怠らぬよとうくひすもとしのはつ音をいそくなるらむ

新年祝言(明治十二年)

御 製
新玉の年もそはりぬ今日よりはたみのこゝろやいとゝひらけむ
御 歌
日の御旗高くかゝけて國民のあふくやとしのひかりなるらむ

庭上鶴馴(明治十三年)

御 製
なれくてへたて心もなかりけり我かこゝのゑのにはに棲むつる
御 歌
いつくしみ廣き御園に棲む田鶴はもとのさはへもおもはさるらむ

竹有佳色(明治十四年)

御 製
うゑおきし庭の吳竹代々をへてかはらぬいろのたのもしきかな
御 歌
皇の千代を根さしの吳竹はもとすゑおなしみとりなりけり

河水久澄(明治十五年)

御 製
昔より流たえせぬ五十鈴川なほよろつよも澄まんとそ思ふ
御 歌
天津日のてらさむ限り神風やみもすそかはの末はにこらし

四海晴(明治十六年)

御 製 沖津浪よりくる船も年々にかつそふ世こそたのしかりけれ
歌 大八島いつくしみの廣き世はなみのちさともとなりなりけれ

晴天鶴(明治十七年)

御 製 富士の根も遙に見えてあし田鶴の立ち舞ふそらそのとけかりけれ
歌 仰き見る朝日まはゆき大空にたつかねたかくきこゑけるかな

雪中早梅(明治十八年)

御 製 ふり積る梢の雪をはらはせてけさこそ見つれうめの初花
歌 仕人君をことほく大庭に雪間のうめも咲きそめにけり

綠竹年久(明治十九年)

御 製

九重のうてなの竹の深みとりかはらぬかけそ久しかりける

御 歌

年々にみとりそひゆく吳竹のかけこそ千代のすかたなりけれ

池水浪靜(明治二十年)

御 歌

池水の上にもしるし四方の海なみしつかなる年のはしめは

御 歌

長閑なる年やたづらむ大庭のみいけの岸に寄るなみもなし

雪埋松(明治二十一年)

御 製

海原はみとりに晴れて濱松の梢さやかに降れるしらゆき

降る雪を凌きて立てる松にこそとせ經ぬへきかけは見えけれ

水石契久(明治二十二年)

さゝれ石の巖とならむ末までも五十鈴の川のみつはにこらし
萬代の龜石にこそかゝりけれなかれ絶えせぬ宇治の川浪

寄國祝(明治二十三年)

新玉のとしを迎へて萬民ひとつ心にくにいはふらし

神代より根さしかはらぬ葦原のくにのさかえそ限りしられぬ
社頭祈世(明治二十四年)

長しへに民安かれと祈るなる我か世をまもれ伊勢の大神

神風の伊勢のうちとの宮柱ゆるきなき世をなほいのるかな

日出山(明治二十五年)

御製

山の端にかゝれる雲も晴れそめてのほる旭のかけのさやけさ

御歌

岩戸あけし神代おほえて山の端を出つる朝日のかけそまはゆき
巖上纏(明治二十六年)

御製

ゆるきなき秋津島根の岩の上に萬代しめてかめはすむらむ

御歌

萬代を君に捧げて大庭の岩根ゆたかにかめのあそへる

梅花先春(明治二十七年)

御製

春風もふく心地して新玉のとしのはつ日にほふ梅かな

さし昇る朝日のとけき大庭にはるもまちえすにはふ梅かな

寄山祝(明治二十八年)

御製
天の下賑ふ世こそ樂しけれ山のおくまでみちのひらけて
御歌

天津日の光をうけて位山身のはとくにのほる御代かな
(明治二十九年、同三十年及び同三十一年には御歌會を催させられざりき)

田家煙(明治三十二年)

御製
小山田の里の煙も年々に立ち添ふ世こそたのしかりけれ
御歌

我富むとみそなはすらし遠近の田つらのけふりにきはひにけり
松上鶴(明治三十三年)

御製
風の音は静まりはてゝ千代よはふたつかねたかしみねのまつはら
御歌

菜えゆく御園の松にひなつるの千代のはしめこゑをきかはや

雪中竹(明治三十四年)

御製
此の上に幾重ふりそふ雪ならむたかむらたかくなりまさりつゝ
御歌

夜のほとの嵐はたえて吳竹のゆきしつかにもあくるそらかな

新年梅(明治三十五年)

御製
立ちかへる年の朝日に梅の花かほりそめけりゆきまなからに
御歌

大君の千代田の宮の梅の花ゑみほころひぬとしのはしめに

新年海(明治三十六年)

御製
あつさ弓八洲の外も波風のしつかなる世のとし立ちにけり
御歌

軍船いかり下して仇浪もおとせぬ御代のとし観ふらし

巖上松(明治三十七年)

御 製
苔むせる巖根の松の萬代も動きなき世は神そもるらむ

御 歌
大内の山の巖根に茂り行く小松の千代もみそなはすらむ
新年山(明治三十八年)

御 製
富士の根に匂ふ朝日も霞むまで年立つそらののとかなるかな
御 歌
つるのはの重ねて祝ふ年立ちてやまさへゑめることこそすれ
新年河(明治三十九年)

御 製
新玉の年立ちかへる川波にしめかさりせし舟も見えけり
御 歌
静かなる世の年波は神風のいすゝ河より立ちかへるらむ

新年松(明治四十年)

御 製
新しき年の祝言きくにはによろつ代よはふのきの松風
御 歌
年立ちて松も喜ふこゑすなり八洲のほかも波たゝぬ代を

社頭松(明治四十一一年)

御 製
常磐なる松こそ立てれ動きなき國をしつめのかみのやしろに
御 歌
榮えゆくいかきの松に見ゆるかな御國をまもるかみのこゝろも

雪中松(明治四十二年)

御 製
年々に雪をかさねて老松のみさをたかくもなりまさりけり
御 歌
君か代の千代を重ねてふる雪にいよいよたかく見ゆるまつかな

新年雪(明治四十三年)

御 製 谷はたに雪そ積れる民のため豊かにとおもふとしのはしめに
歌 豊年の貢に雪そつもりける晴の御物をきこしめす日に

寒月照梅花(明治四十四年)

御 製 照る月の光はいまた寒けれど春にかはらぬうめか香をする
歌 御垣守る入をそ思ふ風汎ゆる霜夜のつきに梅のはな見て

松上鶴(明治四十五年)

御 製 朝つく日豊榮のほる山松の梢をしめて田鶴そなくなる
歌 巢籠のひなの千代をも捧くとや御垣のまつに田鶴のなくらむ
(大正二年には御歌會を催させられざりき)

社頭杉(大正三年)

御 製 さくすゝの五十鈴の宮に茂り合ひて立てるかみよの杉いく世へぬらむ
歌 天の戸はのとかにあけて神路山杉の青葉に日かけさす見ゆ

(大正四年には御歌會を催させられざりき)

寄國祝(大正五年)

御 製 年々に我か日の本の榮ゆくもいそしむ民のあれはなりけり
歌 神風の伊勢の濱荻招かねとしたひ寄るらし四方のくに

遠山雪(大正六年)

御 製 雪白き富士の高根の見ゆるかなこところのまつのこするに

御歌
八洲の海越えてはるけき山々のゆきにもしるし御代のひかりは
海瀛松(大正七年)

御製
潮風のからきにたえて枝振のみなたくましきいそのまつ原
磯近き山より見れば目もはるに松こそつゝけうらのまさこち
朝晴雪(大正八年)

御歌
ゆたかにも雪そ積れる秋津島めくりのうみはあさなきにして
青雲に勾ふ日影ものとかにてゆきさへ霞むこのあしたかな
田家早梅(大正九年)

御製
冬ながら垣根の草も萌え出て、たなかのいほのうめのはなさく
またきより梅さく庵の見ゆるかなすきもはしめぬ小田のあなたに

七四 雲上文華

上御一人を始め奉り、諸皇族方の文學に秀でさせ給ふ御事は、秀麗高爽の國風に於てこれを拜し奉ることを得るなり。特に至尊陛下御愛讀の書籍は主として、經書史書・各國憲法書・貞觀政要・名臣言行錄の類にして、彼の優柔隋弱なる文學書は一もこれを近づけさせ給はずと洩れ承る。隨て文學上の御作品は、悉く常に雄渾嚴肅の風調を帶びさせ給ふ。世の柔弱浮華なる史說に耽溺する者、宜しく雲上の御高風を學び奉るべきなり。御製、御歌は、本書隨所に錄し奉りたれば、其の他の御作品の一、二を左に掲げ奉らん。洵に言々句々、大御心の溢るゝを感佩し奉るべきなり。

成歎驛(謡曲)

そもそも水無月の其のはじめ、京城内に日のはたを、押立そめて我兵の道とほけれど勇みつゝ、敵のありかをさぐらんと、ものの兵を出して、心せくなり日は暮れて、くらさはくらし、暗の夜を、辿りながらに進みゆき、安城渡(アンジヤワタシ)をうち渡り、數

萬の敵の守るをも、ものゝ數ともなさずして、攻めよ／＼と呼ばゝりて、成歎驛の砲壘を、うち破りつゝ牙山營はやのつとりて日本の本の、武勇は四方にかゝやけり、武勇は四方にかゝやけり。

平 壞(詠曲)

頃は明治の二十七、長月なかば諸軍勢、大洞江の急流も、唯時のまにうち渡り、平壌城に近づけば砲壘あまた築きて、盛字奉軍毅字軍や、其のほか諸軍すきまなく、隊をみださず守りしを、我が忠勇の兵は、砲煙彈雨も物とせず、進め／＼と勇みゆき、面もふらず攻めたつる、あまたの敵も防ぎかね、秋の木の葉と亂れ立ち、煙のうちに散り失せぬ、壘の上に日の御旗、高くかゝげてすめらぎの、御代萬歳とうたふなり、御代萬歳とうたふなり。

前なるは、明治大帝の御製にして、後なるは昭憲皇太后陛下の御作なり。共に雲上連壁老萊彩衣の美曲なり。而して士氣を鼓舞する軍歌は、殊の外明治大帝の大御心をかけさせ給へる所にして、左に録し奉るは、日清戦役の御作なり。

成 歎 驛(軍歌)

頃は水無月はじめより 京城内なる我が兵は

水原縣を目ざしつゝ 朝日に輝く日の旗を
押立出づる雄々しさは 敵の有無を探らんと
斥候へいを出だしつゝ 暗さは暗き闇の夜に
安城わたしをおし渡り 成歎えきの砲るゐに
固くまもれるてき兵を 彼我の屍を踏越えて
我が勇猛のつはものは たゞ一齊にうち破り
勇み勇みてすゝみ行く こゝは牙山の本營と
進めやすゝめ我が軍の 銳く打ち出す砲聲に
守れる敵もみだれつゝ 苦もなく砲壘乗取て
三たび凱歌を唱へけり 三度凱歌を唱へけり

平壌の大捷(軍歌)

大洞江のげきりゆうも 大成山のしゆん坂も
難なく越えて進み行く 我が軍隊ぞ勇ましき
要害堅固の敵じやうを 四方一時に攻め圍み
烈しくうち出す銃砲の 音は山河に鳴り響く

其の攻撃のするどさに
地の利占めたる敵兵も
勢つよきにあたりかね
立てしを望み我が兵は
彼の舉動をうかゞへば
俄かに驅け出す白馬隊
またくひまに義州門
城を乗り取り勇みけり

黄海の大捷(軍歌)

ころは菊月なればすぎ
大洞かうをふな出して
目指すところは大孤山
海やう島のほとりにて
見るよりはやく開戦し
我が砲撃に彼のふねは

彼我の死傷も數多し
忠勇義烈の我が兵の
砦のうへに白はたを
暫し進撃見あはせて
血路を開き遁れんと
残り少なくうち殲し
打ち破りつゝ平壌の
城を乗取り勇みけり

我が帝國の艦たいは
敵の所在を探りつゝ
浪を蹴立てゝ行路に
彼の北洋の艦たいを
或は沈めまたは焼く
跡白浪と消え失せぬ

忠勇義烈のたゝかひに
我が日のはたを黄海の
いさを積みて勇ましく
凱歌は四方に響きけり
右の謡曲及び軍歌は子爵末松謙澄氏著 昭憲皇太后陛下の御作に成れる、金剛石及び水は器の唱歌は、普く子女の拜唱し奉るものなり。

金剛石

金剛せきもみがゝすば
人もまなびて後にこそ
時計の針のたえ間なく
日影惜みてはげみなば

玉の光はそはざらん
眞の徳はあらはるれ
廻るが如く時の間の
いかなる業か不成矣

水は器

水はうつはに從がひて
人はまじはる友により

其様々に成りぬなり
善に惡にうつるなり

己れにまさるよき友を
心のこまにむち打ちて 學びの道に進めかし
左に掲ぐる漢詩は、今上天皇陛下猶東宮にましまし、御年二十歳の秋十月の御
襟懐を、親ら色紙に染めさせられて某顯官に賜りたるものなりと拜聞す。天稟の御詩
彩、まことに嘆美に堪えたり。

舞子灣觀月

砂白松青海面鮮 往來戰艦又漁船

雲晴滿地月如水 一瞬汽車路數千

舞子晚望

秋晴海上大船浮 隔樹近望淡路洲

轉首斜觀明石港 青松粉壁夕陽幽

七五十二德の御歌

昭憲皇后陛下には、特に修徳に關するいみじき御歌あり。世にこれを十二德の御歌と申し奉る。是彼のフランクリンが十二徳の名目を書齋の壁に掲げ、座右の銘とし、たるを御感ありて、其の意味を國風に御詠じあらせられたるものなりと拜す。本書既に屢々錄し奉りたるものなれども、特に茲に一括して掲げまつり、以て國民修徳の資とはせむ。

節制

花の春紅葉の秋の杯もほとゝにこそ酌まほしけれ

清潔

白たへの衣の塵は拂へとも憂きはこゝろのくもりなりけり

勤勞

磨かすは玉の光は出てさらむ人のこゝろもかくこそあるらし

沈默

過ぎたるは及はさりけり假初のことはもあたに散らさらなむ

確志

人心かゝらましかば白玉の真玉は火にもやかれさりけり

誠實

とりくにつくるかさしの花もあれとほふこゝろのうるはしきかな

温 和

亂るへき折をはおきて花櫻まつ笑むほとを習ひてしかな

謙 選

高山の影をうつして行く水のひくきにつくをこゝろともかな

順 序

奥ふかき道も極めむ物事のもとすゑをたにたかへさりせは

節 優

吳竹のほとよき節を達へすはすゑ葉の露もみたれさらまし

寧 靜

いかさまに身を碎くともむら肝のこゝろはゆたにあるへかりけり

公 義

國民を救はむ道も近きよりおし及ほさむとほきさかひに

七六 日本の女子

凡そ女子は、須らく女らしくあるを要す。女子の女らしからざるは、天地自然の理に戻るものなり。花の咲き亂るゝは春の貴ぶべき所以なり。月の澄み渡るは秋の貴ぶべき所以なり。女子の女らしきは女子の貴ぶべき所以なり。女子の女らしきには、温順貞淑、謙讓、寡言ならむことを要す。是我が國古來貴ぶ女子の美德なり。又女子は一般人として節制、清潔、勤勞、確志、誠實、順序、節儉、寧靜等の諸徳を重んずべきは論を俟たず。

温順とは、言行のおとなしく心根のすなほなるを云ふ。言行假初にも粗野にして心の曲れるは決して女子の女子たる所以にあらず。

昭憲皇太后御歌

亂るへき折をはおきて花櫻まつえむほとをならひてしかな

貞淑とは、已れの節を守り如何なる場合にも已れを重んじ已れを行ふに耻あるを云ふ。貞操は、女子の生命なり。これ無ければ、才智藝能如何に秀で、門地榮譽如何に高くとも、遂に女子女にして女子にあらざるなり。若し夫れ、此の尊き貞操を破ることあらんか、獨り我が身に終生瘡ゆべからざる瘡痍を被るのみならず、父母を辱しめ、又は、夫の名を汚し、祖先の靈を瀆するに至るべし。げに貞操は女子の生命にして、貞淑は女子の缺くべからざる美德なり。

謙讓とは自らを覗ること低く、他人を覗ること高く、言行の凡て鄭重なるを云ふ。女

子の傲慢にして恭敬ならざるは、猶色香も無き草花の如し。蓋し其の氣品を害するの甚だしきこれより大なるはなし。美容は爲に美を失ひ、醜貌は爲に醜を増す。されば、女子は頭を垂るゝ稻穂の謙、水の低きに就く讓ありてこそ女子の女らしき所以を全うし得るなれ。

昭憲皇太后御歌

高山の影をうつして行く水のひくきにつくをこゝろともかな
寡言とは常に言葉少く、言ふべきときには言ひ而かも語るべきときに語らざるの憾を残さるを云ふ。猥りに虚構の言を傳へ、又は必要ならざることを口走りて人の信用を傷け人の譽を墮すこと、特に女子の弊なり。又、極度なる沈黙を守りて語るべきときには語らざるの憾を残すは女子の弊なり。慎むべきは饒舌と沈黙とにこそ。

昭憲皇太后御歌

過ぎたるは及はざりけり假初のことはもあたに散らさらなむ
以上は女子の女らしきに缺くべからざる美德なり。而して更に節制、清潔、勤勞、確志誠實、順序、節儉、寧靜等の諸徳の重んすべきは亦男子と異ならず。畏くも昭憲皇太后陛下はこれを特に女子に諭させ給へり。女子たるもの日夜之を欣誦し副へ奉るところなくして可ならむや。

昭憲皇太后御歌

花の春紅葉の秋のさかつきもほとくにこそくまほしけれ
白たへの衣の塵ははらへとも憂きはこゝろのくもりなりけり
磨かすは玉の光は出てさらむひとのこゝろもかくこそあるらし
人心からましかは白玉の真玉は火にもやかれざりけり
とりとりにつくる挿頭の花もあれとにはふこゝろのうるはしきかな
奥ふかき道もきはめむ物事のもとすゑをたに達へざりせは
吳竹の程よき節を違へすはすゑ葉のつゆもみたれさらまし
いかさまに身は碎くともむら肝のこゝろはゆたにあるへかりけり
而して我か國の女子は、又日本の女子としての徳を修めざるべからず。日本の女子とは何ぞや。日本古來の婦道、即ち、東洋婦人の萬古に傳らざる徳を修め、而して現代日本の進運に順應するの女子、これを日本の女子と云ふ。東洋婦人の萬古に傳らざる徳とは何ぞや。所謂女子の四行是なり。一に婦徳、二に婦言、三に婦容、四に婦功是なり。婦徳とは、溫和貞淑なるをいふ。婦言とは、寡言なるをいふ。婦容とは、身心の端麗なるをいふ。

婦功とは、家政に忠實なるをいふ。近時泰西思想の悪影響を受けて動もすれば、男女の同権を唱へ、或は獨身生活を猥に希ひ、徒に牝鷦の晨を報ずるの女子あり。これ寔に日本女子たるの天職を自ら侮辱するものにして、其の本分を距る甚だ遠しと云ふべきなり。

然れども、日本の女子は從來の如く徒に保守以て女子の本分を盡せるものと安んずる勿れ。宜しく世界の進歩に順應し、日進の國運に順行すべき覺悟なかるべからず之が爲には、平時益々心身を強健にし、家政を治め、以て日本男子の頼りある伴侶となり、戰時隠れたる愛國の忠誠を致すべきなり。

七七 勝ち易く克ち難し

人は他人と戰ひて勝つこと容易なれども、己れと戰ひて克つこと難し。然れども、德を修むるには己れに克つこと最も肝要なり。之を克己といふ。克己とは私心私慾に克つことを云ふ。有德の人は、他人に敗るとも己れに克つの人なり。抑へ難き私心制し難き私慾に克ちてこそ人の位も高く見ゆるものなれ。

御 製

雪にたへ嵐にたへし後にこそ松のくらゐもたかく見えけれ

先づ克つことを要すべきものは、自己の偏癖これなり、自己の惡習これなり、艱難これなり、而して不幸これなり。

御 製

何事も思ふかまゝにならざるかかへりてひとの身のためにこそ

御 製

思ふには任せすとても人心たひらかにこそあらまほしけれ

就中誘惑これなり。蓋し誘惑は笑顔を以て人を誘ひ邪道に引き入るるものにして、之に従ひ易きは人の常なればなり。若し己れの意思薄弱にして之に克つこと能はずんば、遂には識らず識らず身を誤り、名を汚すに至るべし。誘惑は蜜の如く人は蟻の如し、一たび之に就かば再び離れ難し。人は蜜の第一味を心すべきにこそ。

御 製

積りては拂ふに難くなりぬへし塵はかりなることとおもへと

誘惑は、諸徳の蠹毒なり。殊に婦徳の鳩毒なり。蓋し女子性來意思薄弱にして誘惑に克ち難く、之に嚮くこと水の低ぎに就くか如ければなり。一たび誘惑に誤られて婦徳

を害ふことあらんか、獨り我か身に終生癌ゆべからざる瘡痍を残すのみならず、また父母を辱しめ、祖先の名を汚すに至りぬべし。婦徳は女子の生命なり。女子、誰か好みて自己の生命を絶つべきぞ。

昭憲皇后太后御歌

降る雪を凌きて立てる松にこそちとせへぬへきかけは見えけれ

今上皇后陛下御歌

いとゝしく降りつむ雪を千代ふへきまつはものともおもはさるらむ

勘忍は又克己の一美德なり。世上の萬事は己れの意の如くならざるが如し。是れ複雑なる社會の真相なり。されば己れの意の如くならざればとて事毎に世を恨み人を妬まんか。人生は惡魔の如く、我が身は怯兎の如し。鬪ひに戦ひ、狂ひに狂ひて、苦しみに苦しみていつ果つべしとも覺えず。斯くては人世の樂いづこにかかる。克つべきは己れに敗くべきは人にこそ。古人は謂へり、堪忍は無事長久の基と。又謂へり、堪忍のなる堪忍は誰もする、ならぬ堪忍するが堪忍と。一天萬乘の至尊尙ほかつ己れに克つべきことを躬行し給へり。聖徳昭々、欣誦して耻づる所なきか。

御製

政事出て、聞く間はかくはかりあつき日としもおもはさりしを

御製

賤の男かひとりひきゆく小車のをもにの上につもるゆきかな

今上天皇陛下御製

影さゆる月にきほひてさく梅のはなのこゝろそを、しかりける

七八 心 の 塵

御製

塵の世に身は交るとも皆人のこゝろはつねにはらひきよめよ

昭憲皇后太后御歌

白妙の衣の塵は拂へともうきはこゝろのくもりなりけり

清潔の身體に大切なが如く、心も亦潔白なるを要す。種々の惡意、邪念は皆心の垢なり。心の垢は身の垢と共に取去らざるべからず。心身共に清潔にして初めて、清淨無垢、俯仰天地に耻ぢざる人と云ひつべし。

世には名利を得んが爲には、道を二三にする者あり。斯くて得たる名利は、これ錦も

て包みたる瓦石の如し。他人固より之を貴ばず、之を抱く我が身も亦自ら安んずること能はず。而して一たび冷靜身を観じ来るとときは、苦惱遣るに所なく、終には、其の非を悔いて死をすら辭せざるに至るべし。愚かならずや。不義にして富み且つ貴きは浮べる雲の如し。心許なからずや。

御 製

ともすればかき濁しけり山水のすませはすまむひとのこゝろを

御 製

時量る器の針のともすればくるひやすきはひとのよのなか
名利の尊きは招かずして自ら至るに在り。虛名虛利を得んよりは寧ろ義を守り道に遵ふべきなり。されば名利は須らく高潔なる手段に依りて之を得ざるべからず。

御 製

世はいかに下りゆくとも河水のにこさゝらなんひとのこゝろは

御 製

五十鈴川きよき流の末くみて心をあらへあきつしまひと

御 製

さし昇る朝日のはよしや遅るともたゞしきみちをふみなたかへそ

他人に好意を表し恩恵を施すは美しき行なり。されど、豫めこれが報謝を期することなかれ。若し然ならば、好意も好意とならず、恩恵も恩恵とならず。心事の卑しき之にまさるもの無し。

御 製

さし昇る朝日の如くさわやかにもたまほしきはこゝろなりけり

猜忌、嫉妬の潔白ならざるは云ふを俟たず。他人の幸福を羨み、又は、他人の立身出世を猜むは、公明正大の態度にあらず。男子の品位を墜すこと妬忌より甚だしきはなし、殊に戒むべきは、女子の嫉妬なり。蓋し女子の嫉妬は性來男子よりも強烈にして、若し其の度を超えるか、或は自己の品格を損し、或は一家の平和を破り、或は夫の名を傷け甚だしきに至りては破鏡の歎を招くに至ることあるべし。洵に恐るべきは、嫉妬の角なり。

衣食住の清潔は、萬人の望むところ、従つて何人も之を求めんことに努む。吾人は外部の清潔と相待ちて須らく内心の潔白を保ち、以て、品格を崇高ならしめんことを期せざるべからず。

御 製

うち向ふ度に心を磨けとやかゝみはかみのつくりそめけん

後醍醐天皇御製

皆人の心もみかけ千早振かみのかゝみのくもるときなく

七九 時計の針

春去れば夏來り、夏來ればやがて秋訪れ、秋去れば冬來り、やがて亦春めぐり来る。晝夜は日々交替して誤らす。洵に自然のつとめたるや寸時も怠り誤ることなし。人生のつとめ亦之に做ふべし。今は日進月歩の世なり。此の世に立ちて身を立て名を爲さんには、須らく勤勉ならざるべからず。勤勉ならば、天性多少鈍くとも、終には業を成し、有爲の材とも成り得べし。然るを才を持みて怠りなば、天與の麗質も發揮せらるゝこと無からん。殊に學藝事業多端にして、其の進歩も亦時々新なる今日に在りては、人にも増して勤勉の功を積むにあらずんば、成功は一として期し難からん。

戊申詔書

（上略）忘相諒メ自彌息マサルヘシ（下略）

御 製

世の中の人遅れを取りぬへしす、まんときにす、まさりせは

御 製

雪にたへ嵐にたへし後にこそ松のくらいもたかく見へけれ

草木は、春花を開きて、秋實を結ぶ。牛馬は人を乗せ車を挽く。犬猫亦各其のつとめを怠らず、人の此の世に生るゝや、皆それぞの務あり。人は此の務に對し、怠らず、倦まず常にいそしむべきなり。

御 製

花になり實になる見れば草も木もなへてつとめのある世なりけり

御 製

已かし、務ををへて後にこそはなのかけには立つへかりけり

御 製

政事いて、きくまはかくはかり暑き日としもおもはさりけり

御 製

世の中は高き卑しき程々に身をつくすことつとめなりけれ

時計は時をはかる器にして、身の裝又は居室の飾にあらず。然るに人の心は此の利器の前に在りながら常にたゆみがちなり。時をきざむ針の時々刻々めぐるが如く日影を惜みて勵みなば、如何なる業か成らざらん。

御 製

時計る器は前にありながらたゆみかちなりひとのこゝろは

昭憲皇太后御詠

時計の針のたえ間なく

めくるが如く時の間の

日影をしみて勵みなは いかなる業か成らさらむ

人生の目的は勤勞なり。人は其の性來のつとめに對し常に撓まず、倦まず、怠らず、精勵すべきなり。況やつともても又つともてもつとめたらぬは人生のつとめなるに於てをや。人の此の世に生れ來れるは、天より授けられたる勤勞を果す爲にして、安逸を貪ること決して其の目的にあらず。されば一事を成し遂げたればとて、最早現世に於ける自己の天職を全うしたるものと思ふ勿れ。人生は勤勞の鑑なり。延びに延びて墳墓に到りて終る。明治大帝の御鴻業は、必ずしも天資英邁の致すところにあらず、全く君臨數十年間の御精勵の成果たり。吾人は次の玉音を拜する毎に感涙の滂沱たるを禁じ得ず。

御 製

年々に思ひやれとも山水をくみてあそはむ夏なかりけり

御 製

庭の面に清水の音は聞ゆれともすふいとまもなき今年かな

されば、又、昭憲皇太后陛下も既に叙し奉れるが如く常に御精勵に在しまし、明治大帝の不斷の御勤勞を謹仰あらせられ、御園生の花みそなはす暇なしとさへ詠ませ給へり。噫 大帝の乾徳、陛下の坤徳、感泣の極みならずや。

昭憲皇太后御歌

御園生の花はさけとも静かにはみそなはす日そすくなかりける

玉琢かざれば器を成さず、人學ばざれば道を知らず。人は生れながらにして智徳の備はれるものにあらず。智徳を研ぐの道は、學を修むるに在り。學を修むるの道は勤勉に在り。殊に年少勤勉せすんば、老いて悔あり。若き時學ばぬ悔をかみしむる奥歯なき

まで身は老いにけり、とは能く囁み縊め味ふべき言葉なり

御製

今はとて學の道に怠るなゆるしのふみをえたるわらはへ

御製

物學ふ道に立つ子よ怠に勝れる仇はなしとしらなむ

御製

朝のまに物學はせよ幼子もひるはあつさにうみはてぬへし

御製

よりそはむ暇はなくとも文机の上には座をすゑすもあらなむ

御製

雨たりに窪みし軒の石見てもかたきわさとて思ひすてめや

御製

器には従ひながら巖をもとほすは水のちからなりけり

昭憲皇太后御製

磨かすは玉の光は出てさらむひとのこゝろもかくこそあるらし

八〇 吳竹の節

凡そ物は中庸を得るを尙ぶ過ぎたるも及ばざるも共に皆不可なり。

昭憲皇太后御歌

吳竹のほとよき節を達へすは末葉のつゆもみたれさらまし

中庸は何事にも大切なり。過度の飲食、運動は、健康を害す。勤勉は最も必要なれども其の度を過ごすときは、健康を害し、奮勵努力せんと欲するも遂に爲し得べからざるに至る。然れども、之に托して怠惰に流れ安逸に耽るは亦誤れり。分に過ぎたる美装は虚飾の誂を受くべく、甚だしき粗裝は禮を失す。眞の質素は中庸に在り、中庸は身分にふさわしきに在り。四時の娛樂亦ほどくに酌むを要す。

昭憲皇太后御歌

花の春紅葉の秋の杯もほと／＼にこそ酌まゝほしけれ

多辯饒舌の身を傷ふことあるは言ふを俟たず。されど沈黙も其の度を過ごし、要あるときに臆して言はざるが如きは、害其の身に至る。

御製

過きたるは及はざりけり假初のことはもあたにちらさゝらなむ
中庸は金錢に就きても亦必要なり。浪費は奢侈と化し、貪惜は吝嗇を生む。節儉の美德は收支の中庸に在り。金錢を欲し之を重んずるは人の至情なれば、之が中庸を守るは最も肝要なり。

教育勅語

恭儉己レヲ持シ

御製

持つ人の心によりて實とも仇ともなるはこかねなりけり

文明の餘弊は浮華虚飾の風を生じ、戰勝の餘禍は遊惰安逸を産む。今や文明に醉ひ戰捷に心揚れる我が國民は須らく勤儉産を治め國家の富強、國運の發展を期せざるべからず。勝つて兜の緒を締め荒怠相誠めざるべからず。

戊申詔書

(上略) 戰後日尙淺ク庶政々更張ヲ要ス宜シク上下心ヲ一ニシテ忠實業ニ服シ勤儉產ヲ治メ惟レ信惟レ義醇厚俗ヲ成シ華ヲ去リ實ニ就キ卓怠相誠メ自彊息マサルヘシ(ト略)(明治四十一年十月十三日)

御製

家富みてあかぬ事なき身なりともひとつのつとめをおこたるなゆめ

進歩向上は處世上必要なれども、徒に進むに急にして前後を辨へざるときは却りて身の破滅を來すべし。されば時と場合とに應じ、事理に訴へて漸進するを最上の策とすべきなり。

御製

鞭うたは紅葉の枝にふれぬへし駒をひかへんをかこえのみち

御製

並ひ行く人にはよしや後るともたゞしきみちをふみなたかへそ

御製

覆へる事もこそあれ小車のすゝむにのみはまかせさらなむ

御製

世の中は高き卑しきほと／＼に身をつくすことつとめなりけれ

八一 改過遷善

人は過なきを保せず。而して此の過を改むることなくして其の日其の日を過ごしなば、一過又一過、遂には過は進むとも自己の言行の進歩は曾て認め得ざるべし。斯くて徳行は日々に戻り、自己の向上進歩はえて期すべからず。己れの言行に日新の進歩を認め徳行の人たらんと欲せば、須らく己れの言行を反省することを要す。反省とは、過を改め善に遷るの謂なり。

御製

天を恨み人を咎むる事もあらし我かあやまちをおもひかへさは

古來徳行に志せる人々は、常に自ら省みることに努めたり。或は思へり、人の爲に謀りて忠ならざりしか、朋友と交りて信ならざりしか、習はざるを傳ふることありしかと、或は謂へり、人の短を云ふこと勿れ、己が長を説ぐこと勿れと。或は教へたり、晨に考へ夕に省みよと。或は亦詠へり、物言へば唇塞し秋の風と。我等の先賢、既にかくの如し。我等も亦日々言行を省みて徳行の人たらんことを心掛けざるべからず。

人は他人の短所を見出すに巧なれども己れの短所には心付かぬものなり。又人のいさめの言葉には兎角逆ひがちにして、身を省ることなきものなり。かくては己れを損ふのみならず亦人を傷ふ。良薬は口に苦けれども身には甘し。忠言は耳に逆ふも心には適ふ。

御製

善惡を人の上にはいひながら身をかへりみるひとなかりけり

御製

心ある人の諫めの言の葉はやまひなき身のくすりなりけり

御製

ともすれば人を遅しと思ふかな身のおこたりはかへりみすして

昭憲皇太后御歌

うつせみの世のことわざも心してきけは我か身のくすりなりけり

人若き時は血氣に驅られ、進んで爲すに急にして、退きて考ふるに意り易きが故に、往々にして不徳に陥ることを免れず。されば、常に能く言行を省みて有徳の人たらんことを心掛けざるべからず。

御製

常に身の養草をつみてこそひとのよはひはのふへかりけれ

世の業は成し難きが常なれば、己れの思ふがまゝにならざるときは、能く自己を省みて身を過まること勿れ。又假令思ふがまゝになれりとも、身を慎みて、前途を過まること勿れ。

御 製

何事も思ふが儘にならさるかへりて人のみのためにこそ

御 製

思ふにはまかせずとても人心たひらかにこそあらまほしけれ

御 製

及はさる事な思ひそうつせみの身はほとゝのありけるものを

御 製

思ふ事思ふか儘になれりとも身をつゝしまんことを忘るな

反省の機會は、日々刻々常に存す。古聖は謂へり、我れ日に三たび吾が身を省ると。然れども晝日の業を了へて夜の静けさを迎えるとき、又は終日のつとめを終りて眠に就かんとするときを最も效多しとす。蓋し心落付かざるときはしみぐと悪を省み善を進むることを得ざればなり。

御 製

我と我か心をりく省よ知らすしらすもまよふことあり

御 製

むらきもの心に問ひてはちさらは世のひとことはいかにありとも

八二 女のいのち

女子は二個の生命を有す。一は、生理的生命是なり。他は、道義的生命是なり。何をか道義的生命と云ふ。女子の貞操即ち是なり。生理的生命の重んべきは、人として當然の事に屬す。然れども、女子は男子と異なり、特に道義的生命即ち貞操を尊重嚴守せざるべからず。

夫れ、貞操は女子の生命なり。されば、貞操を尊重せず之を嚴守せざる女子は、人にして女子にあらず否生命なき女子にして又生命なき人なり。げに、貞節は女子の女子たる所以なり。

結婚の幸福を永久に享樂し、夫婦の親愛を終始不變ならしめむには、先づ第一に女

子の貞操を重んせざるべからず。獨り貞節は夫婦和合の要楔たるのみならず處女の生命なり。蓋し處女の純潔に缺くるところありたらむには、夫婦の親愛は沙上の樓閣の如く、忽ちにして崩るゝに至らむ。されば、女子は常に貞潔自ら身を處し、嫁しては夫に對し終世純潔なる愛情を捧げて、一家の和親を圖らざるべからず。

貞操の破壊は、主として誘惑に基く。而して女子の誘惑に乗せらるゝは、自ら先づ缺くる所あるを以てなり。恰も木まづ朽ちて風之を仆すが如し。自ら先づ缺くる所あるは自重の心なきが故なり。されば、女子は須らく自己の價値を知り、自己の地位を顧みて、自ら侮ることなく、萬事に處するに深き威嚴を以てすべし。自重心なき女子は、遂には貞操の破壊者なり。戒めざるべけんや。貞節は、女子婚儀の盛装なり。人生の幸福家庭の和樂凡てこれによりて蔽はる、豈慎まさるべけんや。

古來貞女二人に見えずといふ。蓋し貞操の尊重すべきことを云へるなり。思ふに、再婚は獎勵すべきことにあらず、少くとも、日本婦人としては二夫に見えざらんことこそ望ましけれ。然れども再婚は其の人の特殊の境遇により必要なることあるべく、又、萬全の途なることもあるべし。

昭憲皇太后御歌

白妙の衣の塵ははらへともうきは心のくもりなりけり

昭憲皇太后御歌

あやまたんことを思へば假初のことにも物はつゝしまれつゝ

今上皇后陛下御歌

いとゝしく降りつむ雪を千代ふへき松はものともおもはさるらむ

貞節は、獨り女子に對してのみ要むべきにあらず。男子亦、自ら純潔ならざるべからず。況や女子の健否、家庭の不和の男子の貞節に缺くる所あるに基くもの多きにおいてをや。純潔なる男女の結合、無垢なる兩性の結合、是にして始めて眞實の和親を生じ得るものなり。

八三 教への業

人にして教なれば、禽獸に近し。民を教へ人を育つるの道は、歴聖深く御意を用ひさせ給ひしところなり。殊に上代 桓武天皇は、大いに教育・學問を勵ましたまひ、次ぎて立ちたまひし數代の 天皇、また皆好文の君に在しければ、官立の大學生の盛んなるはいふに及ばず、私立の學校、また競ひて起り、しきりに漢文學を教へたり。後代 後

光明天皇は常に大學寮の廢絶を歎かせられ、之れが復興を屢々幕府に諭し給ひしことさへあり。

後光明天皇勸學ノ詔

（上略）斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ

典ヲ併セテ之ヲ復興セシムヘシ

今日の盛大なる教育の普及は、實に明治五年の學制敷布に始れり。即ち明治大帝明治五年八月學制を頒布し、小學校を全國に設け、男女六歳に至れば悉く就學せしむることを定め給ひしより、政府も人民も、共に、教育の振作に勉め、國民教育大いに普及し、高等普通教育及び農工商などの實業教育も益々盛に、又帝國大學を始として各種の専門學校など相ついで起りて専門教育も次第に發達せり。中にも江戸時代まで餘り重きを置かれざりし女子教育の進歩は、殊に著しく、各種の専門學校の設さへあるに至れり。今や學校の數は、官公私立小學校二萬五千五百五十餘、同中等學校一千餘、同高等學校六十餘、官私立大學三十餘の多きに及び、伊語の聲は都鄙山間に満てり。又女子教育の爲には、官公私立高等專門學校及び高等女學校四百餘を算す。其の他幼稚園は六百餘、圖書館は七百餘に上り、教育事業の發展は日一日と隆盛を加ふ。蓋し教育は、

國家及び國民の活動の源泉なればなり。

明治二十三年十月三十日 明治大帝には、教育に關する勅語を下して國民の夙夜服膺すべき修徳の大本を示し給へり。茲に於てか、我が國民教育の大方針はいよいよ確立せられたり。教育勅語に示されたる道は、祖先より傳へし所、其の本は畏くも皇祖皇宗の御遺訓なり。君父に忠孝なるが如き、兄弟に友なるが如き、夫婦相和するが如き、朋友相信するが如き、又其の他の諸徳の如き、時により場合によりて、其の現はれる形式には差異こそあれ、其の精神に於いては、何れの處如何なる時代に於いても決して差異あることなし。げに斯の道は、皇祖皇宗の御遺訓なると同時に、古今に通じて謬らず中外に施して悖らす人として守らざるべからざる天下の公道世界の大道德なり。而して明治大帝は斯の道を守り行ふや、汝等臣民と皆俱に其の徳を一にせむと仰せ給へり。

教育勅語

（上略）斯ノ道ハ實ニ我カ皇祖皇宗ノ遺訓ニシテ子孫臣民ノ俱ニ遵守スヘキ所之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス朕爾臣民ト俱ニ拳々服膺シテ咸其ノ徳ヲ一一ニセムコトヲ庶幾フ

あゝ誰か、明治大帝の教育の普及を圖り給へる畏さに感激奮勵せざるべき殊に國家多事の明治の初葉に於て下し給はりし各種の勅語、又時折ものし給へる金玉の大音を拜誦するときは、國民たる者寸時たりとも自己の教育、子女の教育を忽にするからざるなり。

文部省雇和蘭醫ボードインへ賜ハリシ勅語

汝久シク我カ國ニ在テ善ク生徒ヲ教授シ醫學ヲシテ進歩セシム朕深ク之ヲ嘉ス(明治三年十月十五日)

文部省雇獨逸國人ホルツヘ賜ハリシ勅語

汝獨逸政府ノ命ヲ奉シ我カ國ニ來リ南校生徒教育ノ事ヲ負任ス汝教則ヲ立テ教導ニ力ヲ盡スト聞ク爾來益々生徒ヲ薰陶シ我カ學校ノ日ニ隆盛ナラムコトヲ望ム(明治四年十月五日)

文部省雇米國人フルベツキヘ賜ハリシ勅語

汝久シク我カ邦ニ在リ教導ヲ奉シ生徒ヲ訓導ス朕深ク之ヲ嘉ス汝ノ才學浩博ニシテ能ク薰陶ノ功ヲ奏シ後進ヲシテ其ノ成業ヲ速カナラシム尤モ欣喜スル所ナリ爾後益々勉勵シ學術ヲ盛ニセムコトヲ望ム(明治四

年十月五日)

御製

今はとて學ひの道に怠るなゆるしのふみをえたるわらはへ

開成學校開業式ニ賜ハリタル勅語

開城學校經營方ニ功ヲ竣フ朕今其ノ開業ヲ親視シ茲ニ學術ノ進歩ヲ嘉ス朕惟フニ専門ノ學校ハ器ヲ成シオヲ達スルノ所ナリ朕更ニ百般學術ノ益々國內ニ擴張セムコトヲ期ス汝等其レ此ノ意ヲ體セヨ(明治六年十月九日)

幼年學校へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

幼年學校ヲ設ケシヨリ僅ニ兩三年今臨視スルニ學業技術頗ル進歩ノ勢ヲ觀ル此レ汝等ノ處置方法宜シキヲ得ルノ效シナリ朕之ヲ悅フ抑校中ノ生徒ハ期スルニ陸軍士官ノ任ヲ以テス汝等更ニ鼓舞作興シ生徒ヲシテ朕力望ムトコロニ背カシムル勿レ(明治七年四月七日)

海軍兵學寮へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

海軍ハ國ノ主要タリ故ニ其ノ大任ヲ擔當スル士官ト爲ルヘキ者ハ第一

其ノ行ヲ正シクシ其ノ學ヲ成業セサルヘカラス各自宣シク此ノ意ヲ體シ奮起勉勵セヨ(明治八年五月九日)

御製

己か身を修むる道は學はなん賤かなりはひいとまなくとも

駒場野農學校開校式二賜ハリシ勅語

朕惟フニ農ハ國ノ本ナリ物產由テ以テ殖シ生民由テ以テ富ム是レ此ノ學ノ講セスンハアルカラサル所以ナリ今ヤ本校建築竣ルヲ奏ス朕甚タ之ヲ嘉シ親ラ臨ンテ開校ノ典ヲ舉ク後來我カ國產ヲシテ益々繁殖セシメ我カ國民ヲシテ益々富饒ナラシムルコトハ朕大ニ此ノ校ニ望ム所ナリ(明治十一年一月二十四日)

陸軍士官學校開校式二賜ハリシ勅語

朕惟フニ兵ノ強弱ハ士官ノ精否ニ由ル是レ此ノ校ノ設アル所以ナリ今ヤ建築竣ルヲ告ク朕親ラ臨ンテ開業ノ典ヲ舉ケ自今良士官ヲ養成シ以テ我カ陸軍ノ益々進歩スルハ朕ノ殊ニ此ノ校ニ望ム所ナリ(明治十一年六月十日)

工部大學校開校式二臨御ノ節賜ハリシ勅語

曩ニ工部大學校ヲ經營セシメ今工竣ルヲ奏ス朕親ラ臨ンテ開業ノ典ヲ舉ク朕惟フニ百工ヲ勤ムルハ經世ノ要ニシテ當今ノ急務ナリ自今此ノ校ニ從學スル者眞勉シテ以テ利用厚生ノ源ヲ開カンコトヲ望ム(明治十七年七月十五日)

御製

正しくも生ひ茂らせよ敷へ草をとこをみなのみちをわかつて

東京大學醫學部開業式二賜ハリタル勅語

人生貴フ所ノモノハ身體ノ健全ニシテ之ヲ保護スルハ醫學ニ由ラサルナシ是レ此ノ學ノ設アル所以ナリ今東京大學醫學部建築其ノ功ヲ竣フ朕親ラ臨ンテ開業ノ典ヲ舉ク自今愈々斯學ノ隆昌ヲ期ス(明治十二年四月二十二日)

幼學綱要頒賜ノ勅諭

彝倫道德ハ教育ノ主本我カ朝支那ノ專ヲ崇尚スル所歐米各國モ亦修身ノ學アリト雖之ヲ本邦ニ採用スル未タ其ノ要ヲ得ス方今學科多端本末

ヲ謬ル者亦鮮カラス年少就學最モ當ニ忠孝ヲ本トシ仁義ヲ先ニスヘシ
因テ儒臣ニ命シテ此ノ書ヲ編纂シ群下ニ頒賜シ明倫修德ノ要茲ニ在ル
コトヲ知ラシム(明治十五年十二月)

東京高等師範學校へ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

本日親シク此ノ校ニ臨ミ教務改良諸事整理ノ緒ニ就クヲ見ルハ朕カ甚
タ嘉スル所ナリ教官等ノ勉勵ニ因リ將來益々進歩スル所アランコトヲ
望ム(明治十九年五月十八日)

御製

幼子か物かく跡を見ても知れならへは習ふしるしある世よ

東京帝國大學ニ賜ハリシ教育勵精ノ勅語

軍國多事ノ際ト雖教育ノ事ハ忽ニスヘカラス其ノ局ニ當ル者克ク勵精
セヨ(明治三十七年七月十一日)

東京高等師範學校へ賜ハリシ御沙汰

健全ナル國民ノ養成ハ普通教育ノ振興ニ俟ツ其ノ局ニ當ル者益々勵精
セヨ(明治四十四年十月三十一日)

御製

物學ふ道に立つ子よ怠りにまされるあたはなしとしらなむ

華族の教育は、殊に帝室と關係厚き爲明治大帝は、深く御心に懸けさせ給へり。世の華族たる者、須らく大御心の有り難きに感泣し、自己並子女の教養に、誠意を致し、以て、皇室の藩屏たるの實を擧ぐることに夙夜心掛けずして可ならんや。

華族ヲ留學周遊セシムルノ詔

朕惟ニ宇内列國開化富強ノ稱アル者皆其ノ國民勤勉ノ力ニ由ラサルナ
シ而シテ國民ノ能ク智ヲ開キ才ヲ研キ勤勉ノ力ヲ致ス者ハ固ヨリ其ノ
國民タルノ本分ヲ盡スモノナリ今我カ國舊制ヲ更革シテ列國ト並馳セ
ント欲ス國民一致勤勉ノ力ヲ盡スニ非レハ何ヲ以テ之ヲ致スコトヲ得
ンヤ特ニ華族ハ國民中貴重ノ地位ニ居リ衆庶ノ屬目スル所ナレハ其ノ
履行固ヨリ標準トナリ一層勤勉ノ力ヲ致シ率先シテ之ヲ鼓舞セサルヘ
ケンヤ其ノ責タルヤ亦重シ是今日朕カ汝等ヲ召シ親シク朕カ期望スル
所ノ意ヲ告クル所以ナリ夫レ勤勉ノ力ヲ致スハ智ヲ開キ才ヲ研クヨリ
外ナルハナシ智ヲ開キ才ヲ研クハ眼ヲ宇内開化ノ形勢ニ著ケ有用ノ業

ヲ修メ或ハ外國へ留學シ實地ノ學ヲ講スルヨリ要ナルハナシ而シテ年壯ヲ過キ留學ヲ爲シ難キ者モ一タヒ海外ニ周遊シ聞見ヲ廣ムル亦以テ智識ヲ増益スルニ足ラン且我邦女學ノ制未タ立タルヲ以テ婦女多クハ事理ヲ解セス殊ニ幼童ノ成立ハ母氏ノ教導ニ關シ實ニ切緊ノ事ナレハ今海外ニ赴ク者妻女或ハ姊妹ヲ挈ケテ同行スル固ヨリ可ナルコトニテ外國所在女教ノ素アルヲ曉リ育兒ノ法ヲモ知ルニ足ルヘシ誠ニ能ク人人此ニ注意シ勤勉ノ力ヲ致サバ開化ノ域ニ進ミ富強ノ基隨テ立チ列國ト並馳スルモ難カラサルヘシ汝等能ク斯ノ意ヲ體シ各其ノ本分ヲ盡シ以テ朕カ期望スル所ニ副ヘヨ(明治四年十月二十二日)

學習院開校式ニ賜ハリシ勅語

惟ルニ汝等能ク旨ヲ奉シ此ノ校ヲ協立シ開業ノ典ヲ行フ其ノ志嘉スヘシ嘗テ仁孝帝京都ニ於テ學習院ヲ建テ諸臣ヲシテ就學セシム朕今志ヲ紹述シ本校ヲ名ケテ學習院ト號ス冀ハクハ汝等子女ヲシテ黽勉時習セシメ以テ皇祖ノ前烈ヲ恢張セヨ(明治十年十月十七日)

御製

功ある人を教への親にしておほし立てなんやまとなてしこ

學習院ヘ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

嚮ニ本院開業ノ日ニ當リ朕親ラ臨テ汝等ニ示諭スル所アリ爾來茲ニ五年汝等能ク朕カ意ヲ體シ黽勉從事學務整頓シ生徒ノ進歩觀ルヘキモノアルニ至レリ但衆多ノ子弟中尙ホ或ハ從學セサルモノアリト聞ク汝等愈々獎勵シ不學ノ徒ナカラシメヨ(明治十四年四月十五日)

學習院ヘ臨幸ノ節賜ハリシ勅語

朕本日茲ニ親臨シ生徒ノ學業漸ク進歩スルヲ嘉ス但學問ノ要ハ平素ノ實踐ニ在リ汝等更ニ能ク率先誘導性行ヲ正シクシ學德並進シ以テ朕カ望ニ副ヘヨ(明治十六年十一月二十一日)

御製

むら肝の心を種の教へ草生ひしけらせよやまとしまねに

學習院ヘ臨幸ノ節賜ヒタル勅語

朕華族ノ教育ニ留念スルコト久シ曩ニ院長ヨリ其ノ規模ヲ上奏ス朕太タ之ヲ嘉シ更ニ學制ヲ考定セシム亦朕カ意ニ愜ヘリ因テ特ニ勅スルニ